

# 茨城県公共施設等総合管理計画

平成27年3月

(平成30年10月一部改訂)

(令和4年3月一部改訂)

茨 城 県

# はじめに

本県の公共施設等については、高度経済成長や人口の増加、教育・福祉その他行政ニーズの拡大を背景に、昭和 40～50 年代に多くの施設が整備されましたが、これらの施設は既に 40 年以上経過し、老朽化してきており、これから一斉に更新時期を迎えます。

一方、本県の人口は、平成 12 年の約 299 万人をピークに減少を始め、少子高齢化により人口の年齢構成が大きく変化しています。また、施設が整備された時代と比べ、利用者側のニーズが多様化するとともに、市町村や民間資本等により類似の施設が整備されるなど、県有施設に対する需要も大きく変化しているものと思われます。加えて、県の財政状況も、社会保障関係費や公債費など義務的経費の増加により、財政構造の硬直化が続いており、今後も厳しい状況が続くものと見込まれます。

このため、施設の更新にあたっては多額の財政負担が伴い、また長期にわたり維持管理を行うことを十分踏まえ、施設の必要性や効果、将来の財政負担等を考慮したうえで、施設を更新すべきかどうかを決定しなければなりません。県では、これまでも行財政改革を積極的に推進し、施設の統廃合等にも取り組んできましたが、厳しい財政状況の中、限られた財源で施設の維持管理・更新を適切に行うためには、経営的な視点に立って、全ての県有資産を総合的に企画・管理・活用する「ファシリティマネジメント」の考え方を導入し、より一層効率的な運営に取り組む必要があります。

このような背景から、本県では、平成 27 年 3 月に「茨城県公共施設等総合管理計画（以下「県総合管理計画」という。）を策定し、「長寿命化の推進」「資産総量の適正化」「資産の有効活用の推進」の 3 つの基本方針を定めました。また、令和 2 年度までに、施設類型ごとに具体的なメンテナンスの実施計画を定めた「個別施設計画」を策定しました。この「県総合管理計画」の内容については、「個別施設計画」等に基づき実施する点検・診断の結果や対策内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施していくこととします。

今後は、この計画に基づいて、将来にわたり安全・安心な公共施設サービスを持続的に提供できるよう努めてまいります。

## <目 次>

|     |                                    |    |
|-----|------------------------------------|----|
| 第 1 | 計画策定の目的                            | 1  |
| 1   | 背景と目的                              | 1  |
| 2   | 国の動き等                              | 1  |
| 第 2 | 公共施設等の現状及び将来の見通し                   | 3  |
| 1   | 施設保有量の推移について                       | 3  |
| 2   | 公共施設等の現状について                       | 5  |
|     | (1) 建物系施設（庁舎・学校・県営住宅等）             |    |
|     | (2) インフラ系施設（道路・橋りょう等）              |    |
|     | (3) 土地（行政財産[公用財産・公共用財産]、普通財産、未利用地） |    |
| 3   | 今後の県内人口の見通し                        | 16 |
| 4   | 公共施設等の更新等にかかる中長期的な経費見込及び財政状況       | 18 |
|     | (1) 公共施設等の更新等にかかる中長期的な経費見込         |    |
|     | (2) 財政状況                           |    |
| 第 3 | 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針        | 26 |
| 1   | 対象施設及び計画期間                         | 26 |
| 2   | 現状や課題を踏まえた基本的な考え方                  | 26 |
| 3   | 基本方針の具体的な取り組み                      | 28 |
|     | ○基本方針 1 長寿命化の推進                    | 28 |
|     | (1) 点検・診断等の実施方針                    |    |
|     | (2) 維持管理・修繕・改修等の実施方針               |    |
|     | (3) 安全確保の実施方針                      |    |
|     | (4) 耐震化の実施方針                       |    |
|     | (5) 長寿命化の実施方針                      |    |
|     | (6) ユニバーサルデザイン化の実施方針               |    |
|     | ○基本方針 2 資産総量の適正化                   | 31 |
|     | (7) 統合・廃止の推進方針                     |    |
|     | ○基本方針 3 資産の有効活用（歳出削減・歳入確保）の推進      | 32 |
|     | (8) 資産の有効活用方針                      |    |
| 4   | 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策             | 34 |
| 5   | 今後の課題                              | 35 |
|     | (1) 財政負担の調整                        |    |
|     | (2) 情報の一括管理                        |    |
| 6   | フォローアップの実施方針                       | 37 |
|     | (1) 取組の評価、現状の確認及び見直し               |    |
|     | (2) 行政サービス水準等の検討                   |    |
|     | (3) 公民連携の推進（多様な主体との連携）             |    |
|     | (4) 情報の公開等                         |    |

|      |                     |    |
|------|---------------------|----|
| 第4   | 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | 39 |
| 1    | 概要                  | 39 |
| 2    | 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | 40 |
|      | [建物系施設]             |    |
| (1)  | 庁舎等                 | 40 |
| (2)  | 学校                  | 42 |
| (3)  | 県営住宅                | 44 |
| (4)  | 警察施設                | 46 |
| (5)  | 職員宿舎（職員住宅）          | 48 |
| (6)  | 病院                  | 50 |
|      | [インフラ系施設]           |    |
| (7)  | 道路施設                | 52 |
| (8)  | 河川管理施設              | 54 |
| (9)  | ダム                  | 56 |
| (10) | 砂防関連施設              | 58 |
| (11) | 海岸保全施設              | 60 |
| (12) | 港湾施設                | 62 |
| (13) | 漁港施設                | 64 |
| (14) | 下水道施設               | 66 |
| (15) | 都市公園                | 68 |
| (16) | 農業水利施設              | 70 |
| (17) | 治山施設                | 72 |
| (18) | 水道施設                | 74 |
| (19) | 交通安全施設              | 76 |

# 第1 計画策定の目的

## 1 背景と目的

急速な人口減少や超高齢化、社会経済のグローバル化の進展、AIやビッグデータ等の新たな技術の実用化など、社会の変化のスピードはますます加速しています。

本県では、社会の変化に的確に対応し、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するため、「茨城県総合計画」に基づき、「選択と集中」による戦略的な行財政運営に取り組んでおり、高等学校や警察署、職員住宅等の施設の統廃合や、不用となった施設の売却による歳入の確保等に取り組んできました。

その一方で、経済成長期等に建設された公共施設等<sup>1</sup>が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えるため、その財政負担が新たな課題となっております。

このような課題に対応するためには、限られた財源の中、県民に対する安心・安全な行政サービス（施設の利用等）を将来にわたり持続していくために、将来を見据えた中長期的な視点に立って、施設にかかるコストの低減や施設の適正な規模等を検討することにより、総合的かつ計画的に修繕・更新等を実施していく必要があります。具体的には、県が所有又は管理する全ての施設の老朽化の状況や、人口見通し等を踏まえた将来の利用需要を把握し、施設の管理について今後取り組むべき方針を定めるとともに、庁内横断的な組織を構築して、実施していく必要があります。

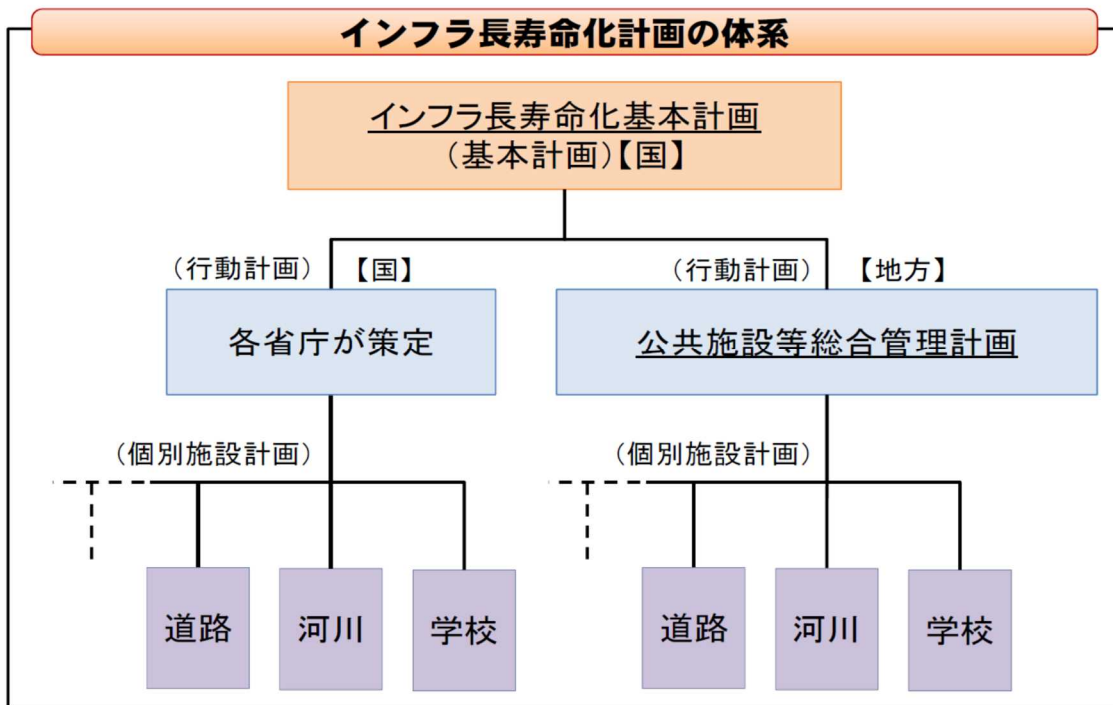
このような趣旨に基づき、公共施設等の管理に関する行動計画として「茨城県公共施設等総合管理計画」を策定しています。

## 2 国の動き等

国では、東日本大震災や中央自動車道笹子トンネル事故等を踏まえ、インフラの維持管理・更新を確実に実施することにより、今後急増する老朽インフラに対する国民の不安を払拭し、インフラを安全に安心して利用し続けられるようにすることを目的に、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

この基本計画に基づき、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を定める「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を、また個別施設ごとの具体的なメンテナンス対策等を定める「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することとされています。

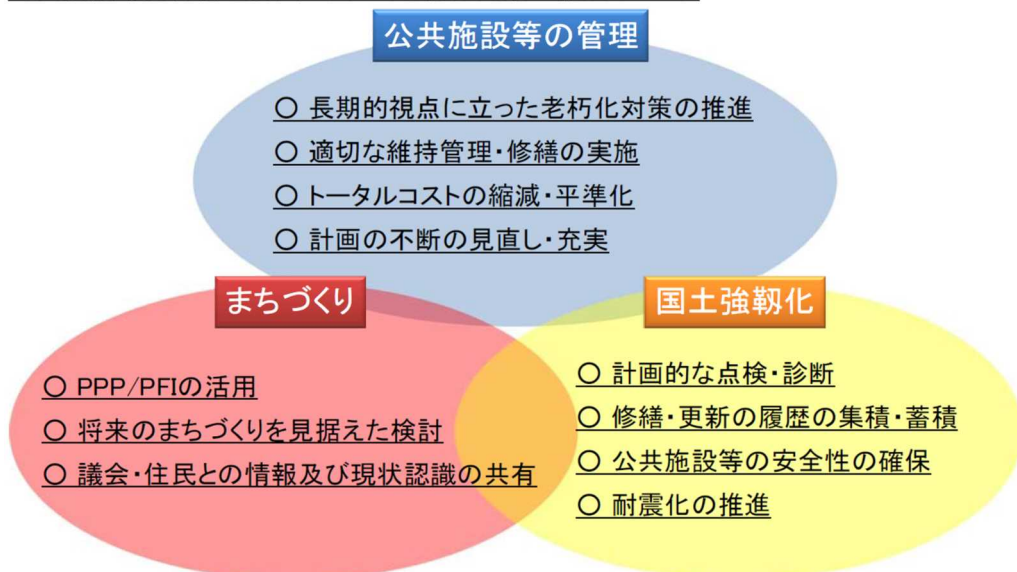
<sup>1</sup> 公共施設等：地方自治法第238条の公有財産のうち、本県が所有又は管理する全ての公共施設、公用施設等の建築物、その他の工作物等。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含むものと、本計画では定義します。



とりわけ多くの公共施設等を有する地方公共団体は、早急に施設の全体状況を把握し、長期的な視点により更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められており、このため、平成26年4月に総務省から地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がなされました。

本県では、こうした国の動きと歩調を合わせて国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）に資するよう、公共施設等総合管理計画を策定することとし、県有施設を総合的に管理し、長期的視点に立った長寿命化対策等に取り組むことといたしました。

#### 公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ



## 第2 公共施設等の現状及び将来の見通し

### 1 施設保有量の推移について

本県が保有・管理する施設は、庁舎、学校、県営住宅等の建物系施設と道路、橋りょう等のインフラ系施設に区分することができ、それぞれ、類型ごとの施設の概要と保有量等の推移は下表のとおりです。

#### (1) 建物系施設（庁舎・学校・県営住宅等）

|      |      | H25 年度末                  | H27 年度末                  | R2 年度末                   |
|------|------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 庁舎等  | 施設数  | 346 施設                   | 336 施設                   | 330 施設                   |
|      | 延床面積 | 1,044,520 m <sup>2</sup> | 1,033,574 m <sup>2</sup> | 1,010,026 m <sup>2</sup> |
| 学校   | 施設数  | 121 校                    | 121 校                    | 118 校                    |
|      | 延床面積 | 1,379,823 m <sup>2</sup> | 1,379,823 m <sup>2</sup> | 1,196,478 m <sup>2</sup> |
| 県営住宅 | 団地数  | 161 団地                   | 159 団地                   | 157 団地                   |
|      | 戸数   | 13,108 戸                 | 13,122 戸                 | 13,078 戸                 |
|      | 延床面積 | 952,416 m <sup>2</sup>   | 950,547 m <sup>2</sup>   | 952,464 m <sup>2</sup>   |
| 警察施設 | 施設数  | 300 施設                   | 287 施設                   | 249 施設                   |
|      | 延床面積 | 158,505 m <sup>2</sup>   | 157,824 m <sup>2</sup>   | 160,562 m <sup>2</sup>   |
| 職員住宅 | 施設数  | 237 施設                   | 224 施設                   | 148 施設                   |
|      | 延床面積 | 103,973 m <sup>2</sup>   | 98,770 m <sup>2</sup>    | 82,295 m <sup>2</sup>    |
| 病院   | 施設数  | 3 施設                     | 3 施設                     | 3 施設                     |
|      | 延床面積 | 81,530 m <sup>2</sup>    | 82,620 m <sup>2</sup>    | 82,537 m <sup>2</sup>    |

#### (2) インフラ系施設（道路、橋りょう等）

|            |              | H25 年度末  | H27 年度末  | R2 年度末   |
|------------|--------------|----------|----------|----------|
| 道路<br>橋りょう | 舗装           | 4,176km  | 4,125km  | 4,144km  |
|            | 橋りょう         | 2,757 橋  | 2,779 橋  | 2,786 橋  |
|            | 横断歩道橋        | 123 橋    | 123 橋    | 121 橋    |
|            | トンネル         | 17 本     | 17 本     | 18 本     |
| 河川<br>ダム   | 堤防・護岸等       | 1,634km  | 1,659km  | 1,659km  |
|            | 水門・排水機場等     | 30 施設    | 30 施設    | 32 施設    |
|            | ダム           | 7 施設     | 7 施設     | 7 施設     |
| 砂防         | 砂防施設         | 1,518 施設 | 1,520 施設 | 1,520 施設 |
|            | 地すべり防止施設     | 23 施設    | 23 施設    | 23 施設    |
|            | 急傾斜地崩壊対策施設   | 294 施設   | 295 施設   | 299 施設   |
| 海岸         | 護岸・堤防        | 63.0km   | 67.2km   | 84.6km   |
|            | 離岸堤          | 48 基     | 48 基     | 48 基     |
|            | 突堤（ヘッドランド含む） | 72 基     | 71 基     | 71 基     |

|        |         |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 港湾     |         | 7 港     | 7 港     | 7 港     |
|        | 係留施設    | 116 施設  | 116 施設  | 119 施設  |
|        | 外郭施設    | 268 施設  | 268 施設  | 283 施設  |
|        | 水域施設    | 72 施設   | 72 施設   | 72 施設   |
|        | 臨港交通施設  | 106 施設  | 106 施設  | 106 施設  |
| 漁港     |         | 10 漁港   | 10 漁港   | 10 漁港   |
| 下水道    | 処理場     | 8 箇所    | 8 箇所    | 8 箇所    |
|        | ポンプ場    | 40 箇所   | 42 箇所   | 42 箇所   |
|        | 管渠      | 359.6km | 359.6km | 359.6km |
| 都市公園   |         | 22 公園   | 21 公園   | 21 公園   |
| 農業水利施設 |         | 192 施設  | 192 施設  | 192 施設  |
| 治山施設   | 溪間工     | 3,587 基 | 3,589 基 | 3,617 基 |
|        | 山腹工     | 3,763 基 | 3,767 基 | 3,784 基 |
|        | 地すべり防止工 | 58 基    | 58 基    | 58 基    |
|        | 海岸治山施設  | 21.6km  | 21.6km  | 21.8km  |
| 上水道    | 上水管     | 807km   | 848km   | 906km   |
| 工業用水道  | 工業用水管   | 574km   | 602km   | 664km   |
| 交通安全施設 | 信号機     | 6,118 基 | 6,167 基 | 6,238 基 |

※ インフラ系施設には、県の所有ではないものの公共性・公益性等の観点から県の財政負担が見込まれる施設も含む（農業水利施設など）



## 2 公共施設等の現状について

### (1) 建物系施設（庁舎・学校・県営住宅等）

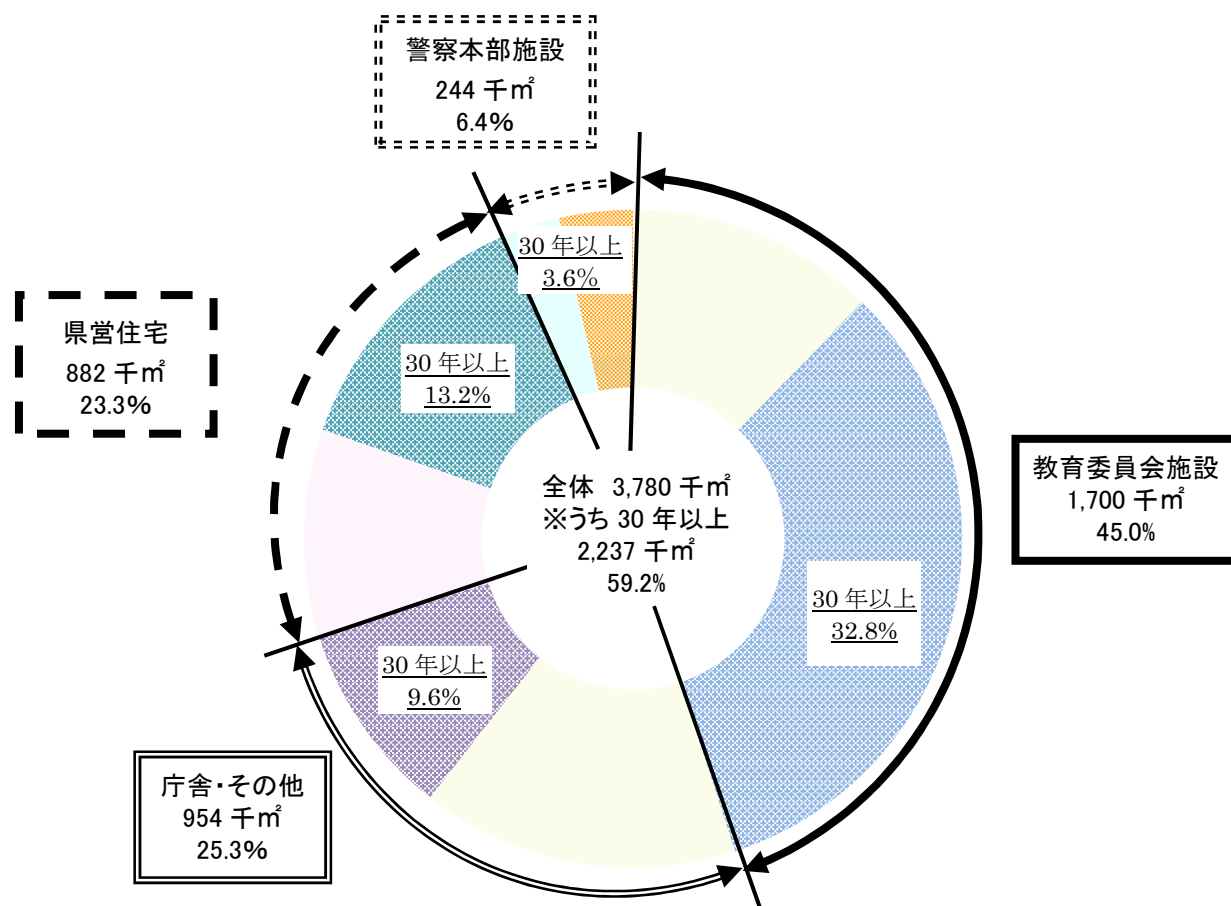
#### ア 現状

本県が保有する建物(公有財産台帳上の建物)の延床面積は、約 3,780 千㎡ (令和 2 年度末現在) [県民 1 人当り 1.32 ㎡]<sup>2</sup> となっており、県庁本庁舎(延床面積: 約 81 千㎡) の約 47 棟分相当の量を保有しています。

管理者別では、学校等の教育委員会施設の割合が最も多く(全体の 45.0%)、次に庁舎・その他(同 25.3%)、県営住宅(同 23.3%)、警察署等警察本部施設(同 6.4%) の順になっています。

また、鉄筋コンクリート造建物の場合、一般に築 30 年程度で大規模改修が必要といわれますが、県有建物のうち築後 30 年以上の割合は約 59% (延床面積ベース) となっており、老朽化が進んでいます。

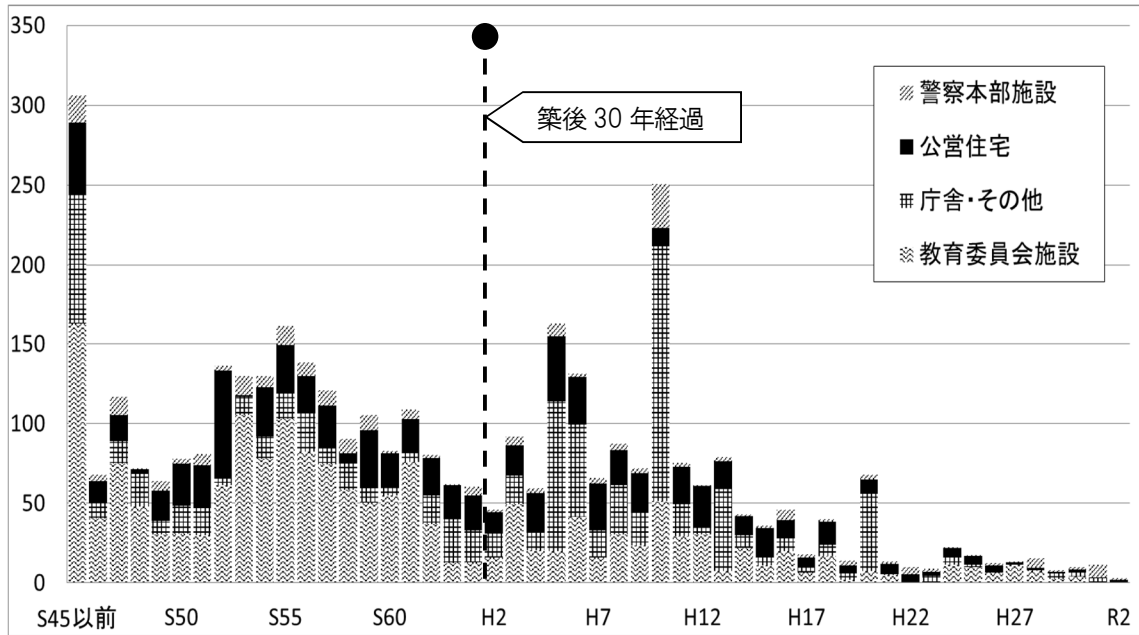
#### ○管理者別の保有状況（延床面積ベース、築後 30 年で区分）



<sup>2</sup> 全国平均 (H22) は 1.35 ㎡/人 (東洋大学 PPP センター「全国自治体公共施設延床面積データ調査 (H24.1.11 公表)」による)

### ○建設年度別延床面積の状況

(千㎡)



### ○類型別施設の状況 (令和2年度末現在)

(千㎡)

| 施設類型 | 分類           | 主な施設                                     | 延床面積  |
|------|--------------|--|-------|
| 庁舎等  | 庁舎           | 県庁舎、合同庁舎、保健所、土木事務所、農業改良普及センター            | 299   |
|      | 試験研究機関・検査機関等 | 霞ヶ浦環境科学センター、産業技術イノベーションセンター、農業総合センター     | 157   |
|      | 社会福祉施設       | 医療大学附属病院、総合福祉会館、福祉相談センター                 | 84    |
|      | 教育・文化・スポーツ施設 | 図書館、県民文化センター、つくば国際会議場、大洗水族館、カシマサッカースタジアム | 408   |
|      | 観光施設・その他     | 大洗マリントワー、フラワーパーク、鶉の岬                     | 62    |
| 学 校  | 高等学校         | 高等学校 (中高一貫校を含む)                          | 1,341 |
|      | 中等教育学校       | 中等教育学校                                   | 28    |
|      | 特別支援学校       | 特別支援学校                                   | 181   |
| 県営住宅 | 公営住宅         | 県営住宅                                     | 882   |
| 警察施設 | 警察本部庁舎       |  | 25    |
|      | 執行隊庁舎        |  | 27    |
|      | 警察署          |  | 80    |
|      | 交番・駐在所等      |  | 28    |
| 職員宿舎 | 職員住宅         |  | 82    |
| 病 院  | 病院           | 中央病院、こころの医療センター、こども病院                    | 83    |

※類型別施設の面積は「公有財産台帳」等から計上。公有財産台帳に含まれてない病院を計上していることや、公有財産台帳に含まれているインフラ系施設(ダム、公園、空港)を除いていることから、全施設の延床面積3,780千㎡とは一致しない。

## イ 耐震化の状況

県有施設は、平常時には県民の身近な生活関連施設として広く利用されているため、利用者の安全を確保する必要があります。また災害時には、学校等は避難収容拠点として、病院・保健所等は医療救護活動拠点として、庁舎等は被害情報収集や被害対策指示の災害対策拠点として、土木事務所・警察署等は応急活動拠点として各々重要な機能を担うため、災害時にこれらの機能が十分果たせるよう、建物の耐震性を確保する必要があります。

このため、本県では「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「茨城県耐震改修促進計画」を策定し、耐震化を推進した結果、県有施設（特定建築物等<sup>3</sup>及び対象建築物等<sup>4</sup>）については、平成27年度末に耐震化率100%となっています。

### ○県有施設の耐震化状況

| 施設区分    | 建物用途               | 棟数<br>a | 新耐震基準<br>b | 旧耐震基準 |     |           |          |   | 耐震化率<br>(b+e+f)/a |
|---------|--------------------|---------|------------|-------|-----|-----------|----------|---|-------------------|
|         |                    |         |            | c     | 診断済 |           |          | g |                   |
|         |                    |         |            |       | d   | 耐震性有<br>e | 改修済<br>f |   |                   |
| 学校      | 高校、大学等             | 497     | 174        | 323   | 323 | 56        | 267      | - | 100.0%            |
| 病院等     | 病院・診療所             | 4       | 4          | -     | -   | -         | -        | - | 100.0%            |
| 社会福祉施設等 | 児童・障害者・社会福祉施設等     | 34      | 6          | 28    | 28  | 21        | 7        | - | 100.0%            |
| 県営住宅    | 賃貸共同住宅             | 775     | 512        | 263   | 263 | 263       | -        | - | 100.0%            |
| 賃貸共同住宅  | 賃貸共同住宅・寄宿舎等        | 16      | 10         | 6     | 6   | 1         | 5        | - | 100.0%            |
| 庁舎      | 庁舎・土木事務所等          | 33      | 19         | 14    | 14  | 2         | 12       | - | 100.0%            |
| その他     | 運動施設、警察署、保健所・研修施設等 | 80      | 39         | 41    | 41  | 8         | 33       | - | 100.0%            |
| 合計      |                    | 1,439   | 764        | 675   | 675 | 351       | 324      | - | 100.0%            |

## ウ 指定管理者制度の導入状況

住民が利用するために設置された「公の施設」の管理・運営については、より効果的・効率的な管理を行い、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として、民間事業会社を含む法人やその他の団体に対し包括的に委託することができる「指定管理者制度」を平成18年度から導入しました。

現在、対象となる103施設のうち63施設<sup>5</sup>（令和3年4月1日現在）において制度を導入しており、これらの施設の利用状況は次表のとおりとなっています。

<sup>3</sup> 階数が3以上かつ延床面積1,000㎡以上（ただし、社会福祉施設等、特別支援学校については階数2以上かつ延床面積が1,000㎡以上、体育館については階数1以上かつ延床面積が1,000㎡以上の建築物を含む）の建築物

<sup>4</sup> 特定建築物等の規模要件に満たない建築物のうち、災害時の拠点となる建築物や学校、社会福祉施設等で、階数2以上又は延床面積200㎡を超える建築物

<sup>5</sup> 県営住宅は、1施設として計上

<指定管理者制度導入施設の利用者数>

(単位：人)

| NO. | 指定管理者施設名                      | H28     | H29     | H30     | R1 (H31) | R2      |
|-----|-------------------------------|---------|---------|---------|----------|---------|
| 1   | カシマサッカースタジアム                  | 621,404 | 629,569 | 604,021 | 624,023  | 246,167 |
| 2   | つくば国際会議場                      | 212,047 | 224,748 | 211,545 | 200,027  | 69,709  |
| 3   | 県民文化センター                      | 604,882 | 597,622 | 609,734 | 513,727  | 129,695 |
| 4   | 鳥獣センター                        | 68,554  | 76,318  | 85,785  | 91,793   | 84,598  |
| 5   | りんりんスクエア土浦                    |         |         | 11,159  | 11,752   | 10,591  |
| 6   | 健康プラザ                         | 30,078  | 31,043  | 46,310  | 44,843   | 7,016   |
| 7   | 総合福祉会館                        | 150,365 | 147,460 | 131,503 | 108,813  | 29,871  |
| 8   | 点字図書館                         |         | 13,926  | 12,568  | 12,212   | 11,692  |
| 9   | 視覚障害者福祉センター                   | 15,046  | 1,002   | 1,035   | 622      | 310     |
| 10  | 聴覚障害者福祉センターやすらぎ               | 3,407   | 3,543   | 3,144   | 3,667    | 1,781   |
| 11  | あすなろの郷                        | 179,612 | 178,804 | 174,993 | 173,241  | 167,117 |
| 12  | 青少年会館                         | 59,560  | 55,281  | 53,738  | 57,476   | 17,066  |
| 13  | ラク・ハイツ                        | 2,933   | 4,426   | 3,434   | 3,288    | 2,017   |
| 14  | 大洗マリントワー                      | 95,263  | 81,852  | 76,349  | 74,602   | 44,079  |
| 15  | 国民宿舎「鶴の岬」                     |         |         |         |          |         |
| 16  | カントリープラザ「鶴の岬」                 | 63,612  | 63,681  | 63,063  | 59,800   | 39,867  |
| 17  | つくばヘリポート                      | 1,133   | 1,175   | 1,073   | 1,236    | 1,161   |
| 18  | つくば創業プラザ                      | 259     | 254     | 268     | 286      | 343     |
| 19  | 奥久慈憩いの森                       | 13,901  | 12,319  | 13,359  | 8,210    | 7,447   |
| 20  | 県民の森                          | 82,567  | 91,602  | 103,006 | 110,538  | 108,224 |
| 21  | 植物園                           | 63,094  | 63,742  | 57,234  | 50,746   | 34,333  |
| 22  | 森のカルチャーセンター                   | 49,206  | 46,895  | 45,249  | 62,696   | 50,041  |
| 23  | きのご博士館                        | 32,616  | 35,503  | 34,503  | 30,835   | 21,966  |
| 24  | 水郷県民の森                        | 84,537  | 83,394  | 82,783  | 80,353   | 73,375  |
| 25  | 那珂湊漁港（駐車場）                    | 433,957 | 414,912 | 438,203 | 426,804  | 369,638 |
| 26  | 那珂湊漁港（水門）                     | 0       | 752     | 955     | 774      | 2       |
| 27  | 波崎漁港海岸休憩施設                    | 19,108  | 23,562  | 16,140  | 18,186   | 11,245  |
| 28  | 鹿島港の運動施設その他の鹿島港の北浜地区の港湾環境整備施設 | 10,310  | 17,293  | 5,817   | 10,337   | 4,924   |
| 29  | 大洗マリーナ                        | 15,247  | 14,642  | 22,228  | 27,554   | 21,005  |
| 30  | 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設       |         |         |         |          |         |
| 31  | 砂沼広域公園                        | 133,921 | 120,823 | 132,150 | 22,431   | 15,960  |
| 32  | 洞峰公園                          | 270,543 | 265,934 | 269,929 | 267,695  | 194,111 |
| 33  | 赤塚公園                          |         |         |         |          |         |
| 34  | 港公園                           | 18,263  | 17,599  | 15,930  | 15,929   | 5,107   |
| 35  | 県西総合公園                        | 64,519  | 65,829  | 66,819  | 68,150   | 52,620  |
| 36  | 笠間芸術の森公園                      | 712,992 | 685,199 | 749,846 | 630,719  | 10,122  |
| 37  | 大子広域公園                        | 131,187 | 139,790 | 150,389 | 146,483  | 46,040  |
| 38  | 鹿島灘海浜公園                       |         |         |         |          |         |
| 39  | 北浦川緑地                         |         |         |         |          |         |
| 40  | 大洗公園                          | 19,348  | 17,278  | 18,566  | 16,851   |         |
| 41  | 鹿島臨海都市計画下水道                   |         |         |         |          |         |
| 42  | 那珂久慈流域下水道                     |         |         |         |          |         |
| 43  | 霞ヶ浦湖北流域下水道                    |         |         |         |          |         |
| 44  | 霞ヶ浦常南流域下水道                    |         |         |         |          |         |
| 45  | 霞ヶ浦水郷流域下水道                    |         |         |         |          |         |
| 46  | 利根左岸さしま流域下水道                  |         |         |         |          |         |
| 47  | 鬼怒小貝流域下水道                     |         |         |         |          |         |
| 48  | 小貝川東部流域下水道                    |         |         |         |          |         |
| 49  | 県営住宅及び共同施設（157団地）             | 11,208  | 10,928  | 10,618  | 10,454   | 10,339  |
| 50  | こども病院                         | 80,957  | 81,626  | 82,432  | 82,165   | 74,332  |
| 51  | 水戸生涯学習センター                    | 37,716  | 37,671  | 38,101  | 30,323   | 14,696  |
| 52  | 県北生涯学習センター                    | 65,548  | 59,968  | 64,012  | 51,692   | 33,981  |
| 53  | 鹿行生涯学習センター                    | 74,050  | 88,859  | 103,628 | 84,493   | 36,060  |
| 54  | 県南生涯学習センター                    | 156,566 | 160,431 | 148,502 | 152,430  | 49,366  |
| 55  | 県西生涯学習センター                    | 170,112 | 170,874 | 170,530 | 121,964  | 52,419  |
| 56  | 中央青年の家                        | 43,961  | 44,076  | 45,281  | 42,968   | 4,990   |
| 57  | 白浜少年自然の家                      | 49,830  | 58,171  | 56,225  | 45,622   | 117     |
| 58  | さしま少年自然の家                     | 74,365  | 74,023  | 72,516  | 72,715   | 13,514  |
| 59  | 県立歴史館                         | 91,088  | 89,082  | 92,046  | 77,181   | 53,254  |
| 60  | 里美野外活動センター                    | 10,471  | 11,935  | 12,160  | 10,820   | 4,091   |
| 61  | 堀原運動公園                        | 183,801 | 259,283 | 255,115 | 209,070  | 76,155  |
| 62  | 笠松運動公園                        | 547,019 | 422,441 | 625,941 | 700,530  | 235,193 |
| 63  | ライフル射撃場                       | 3,501   | 4,842   | 6,006   | 5,923    | 3,743   |

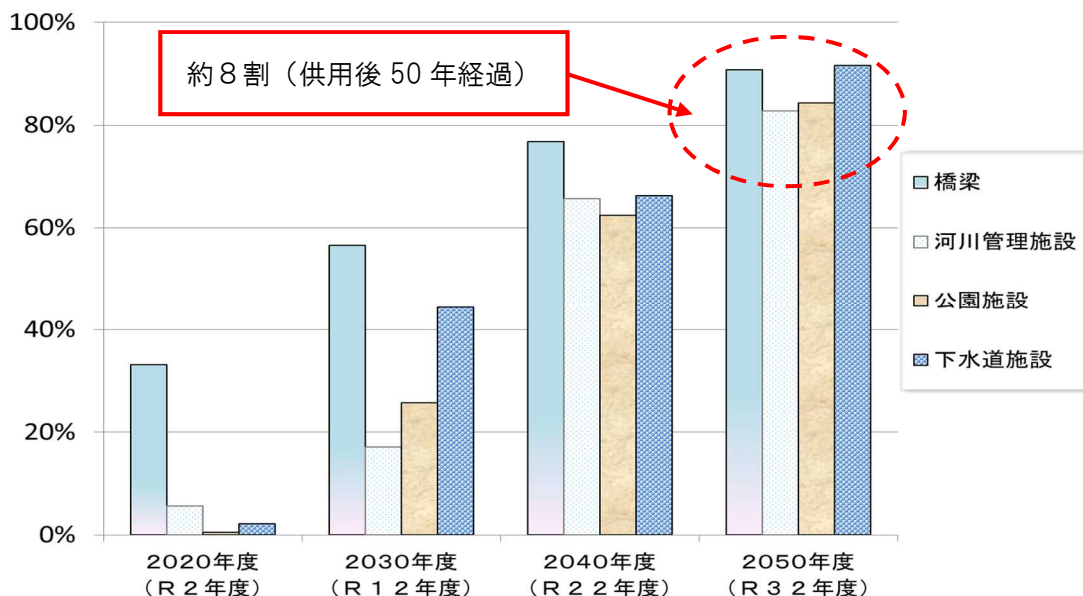
- ※1 利用者数は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に伴う県有施設等の利用制限（休館・休園）等の影響がある。
- ※2 県営住宅は入居戸数。県営公園は有料施設の利用者数。
- ※3 施設によって利用者数を把握出来ないものもある（網掛けのもの）。

## (2) インフラ系施設（道路、橋りょう等）

### ア 現状

県が管理するインフラ系施設の8割以上が、令和32年度には建設後50年を経過するため、この施設等を順次更新すると、このままでは膨大な財政負担が短期間に集中することが予想されます。

#### ○主なインフラ系施設における供用開始後50年以上経過する割合



### イ 老朽化対策

老朽化が進む橋りょうや河川管理施設などのインフラ系施設については、国の要請等に応じて長寿命化計画による計画的・効率的な維持管理を推進しています。

また、土木部では、平成25年度に「公共土木施設等維持管理基本計画策定委員会」を設置し、所管する全てのインフラ系施設の効率的・計画的な維持管理を行うため、平成26年度に「公共土木施設等維持管理基本計画」を策定し、インフラ系施設の老朽化対策に取り組んでいます。

### ウ 個別施設の現状について

#### ① 道路・橋りょう

##### (ア) 道路・橋りょうの現状

本県は可住地面積が広く（全国第4位）、中小の都市や集落が点在しており、また住民の自動車への依存度も高い（乗用車保有台数は674台／千人で全国第3位）ことから、道路網の整備は重要となっています。

このため、県内の道路実延長（国道・県道・市町村道（平成31年4月1日現在））は55,373km（北海道に次ぐ全国第2位）となっており、そのうち県が管理する道路舗装延長は4,144kmとなっています。

また、県が管理する橋りょうは約2,800橋あり、その多くが高度経済成長期以降に集中的に整備されたことから、今後、急速に老朽化が進むことが懸念されます。また、現時点では建設から50年以上が経過した橋りょうは、約3割と少数ですが、20年後には約8割まで急増する見込みです。

## (イ) 老朽化対策

今後、急速に進む老朽化に対応するためには、これまでの事後保全型の維持管理から、損傷が軽微な段階で補修等を実施する予防保全型の維持管理へ転換し、維持管理コストの縮減を図りながら、効率的かつ効果的な維持管理を行っていくことが必要となります。

このため、道路橋りょうにおいては平成 21 年度に初めて「茨城県橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、予防保全型の管理手法へ転換するための対策を実施しており、適時、計画を見直しながら対策を実施しています。

また、道路橋りょうのほか、舗装やトンネル等についても、平成 27 年度迄に維持管理計画等を策定しており、計画に基づく老朽化対策を実施しています。

## ② 河川・ダム

### (ア) 河川<sup>6</sup>・ダムの現状

県内の河川は 227 河川あり、そのうち県が管理する河川は、一級河川（指定区間）の 188 河川（総延長 1,469.5km）及び二級河川の 28 河川（同 189.5km）の計 216 河川（同 1,659km）であり、堤防・護岸のほか、水門・排水機場等の河川管理施設の維持管理を行っております。これらの施設のうち、水門・排水機場等は、高度経済成長期から集中的に整備されたため、今後、急速に老朽化が進むことが見込まれます。

また、県が管理するダムは、治水（洪水対策）、利水（安定的な水道供給）及び環境（流水による環境の維持）などの役割を持つ多目的ダム 7 施設（水沼・小山・花貫・十王・竜神・藤井川・飯田）となっています。これらの施設の半数は、供用開始後 40 年を経過したため、今後、急速に老朽化が進むことが見込まれます。

### (イ) 老朽化対策

河川管理施設の機能を将来にわたって健全に維持する必要があることから、「茨城県河川管理施設長寿命化計画」に基づき、治水上重要な施設を対象に、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止することに努めています。

また、ダムについても、「茨城県ダム長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理に努めています。

<sup>6</sup> 一級河川は国、二級河川は都道府県知事の管理となっており、一級河川については特に重要な幹川を国土交通大臣管理区間（「指定区間外区間」とも呼ぶ）として国が管理し、国土交通大臣管理区間以外の区間（指定区間）を都道府県知事が管理している。

### ③ 砂防

#### (ア) 砂防の現状

県が管理する施設は、砂防施設 1,520 施設、地すべり対策施設 23 施設、急傾斜地崩壊防止施設 299 施設の計 1,842 施設となっています。砂防施設は昭和 20 年代から高度経済成長期に、地すべり対策施設や急傾斜地崩壊防止施設は高度経済成長期から集中的に整備されたため、今後、急速に老朽化が進むことが見込まれます。

#### (イ) 老朽化対策

砂防施設等は、大雨時の出水・地震などによる損傷や老朽化により劣化するため、その機能を保持し、施設の補修・更新を確実に実施していくことが課題となっています。

このため、長寿命化計画に基づき、砂防関係施設が長期にわたり土砂災害防止の機能が適切に果たせるよう、改修、維持管理を実施していきます。

### ④ 海岸

#### (ア) 海岸の現状

本県の海岸線は約 194km となっており、津波・高潮・波浪等の災害から人命や財産を守るため、ほぼ全域にわたり護岸・堤防や離岸堤などの海岸保全施設を整備していますが、昭和 30～50 年代に築造された施設が多くを占めているため、今後、急速に老朽化が進むことが見込まれます。

#### (イ) 老朽化対策

海岸保全施設は、日々絶えず波浪が作用する過酷な環境下に置かれながら、必要とされる機能の確保が求められることから、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理に努めています。

### ⑤ 港湾

#### (ア) 港湾の現状

県が管理する港湾は、重要港湾<sup>7</sup>の 2 港（鹿島港、茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）及び地方港<sup>8</sup>の 5 港（土浦港、潮来港、川尻港、河原子港、軽野港）となっています。

防波堤などの外郭施設や岸壁などの係留施設等は、732 施設（令和 3 年 4 月 1 日現在）あり、そのうち県有施設は 644 施設、国有施設は 88 施設となっています。

#### (イ) 老朽化対策

令和 2 年度までに技術基準対象施設 665 施設に「港湾施設維持管理計画書」を策定し、施設予防保全的な維持管理に取り組んでいます。

<sup>7</sup> 国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもので全国 102 港（令和 3 年 4 月現在）

<sup>8</sup> 国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾で全国 807 港（令和 3 年 4 月現在）

## ⑥ 漁港

### (ア) 漁港の現状

県が管理する漁港は、海面における8漁港と、内水面における磯浜漁港、麻生漁港の計10漁港となっています。また、その利用範囲が地元の漁業を主とする第1種漁港は5漁港で、利用範囲が全国に及ぶ第3種漁港が5漁港となっています。

本県の漁港数は、地形の関係から他県と比べて多くはないものの、第3種の漁港数は、北海道、千葉県に次いで全国第3位（宮城県等4県と並ぶ）（令和2年4月1日現在）となっており、全国有数の漁獲量を誇る波崎漁港をはじめ、大規模漁港が多いことが特徴です。

### ○県が管理する漁港

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第1種漁港 | 磯崎漁港、会瀬漁港、水木漁港、磯浜漁港、麻生漁港  |
| 第3種漁港 | 平潟漁港、大津漁港、久慈漁港、那珂湊漁港、波崎漁港 |

### (イ) 老朽化対策

県が管理する漁港のうち、海面の8漁港について長寿命化計画（機能保全計画）を策定し、長寿命化対策に取り組んでいます。

## ⑦ 下水道

### (ア) 下水道の現状

本県の下水道普及率は、令和2年度末現在で63.5%（全国第32位 全国平均80.1%）となっており、農業集落排水施設等の他の污水处理施設を併せた污水处理人口普及率は86.0%（全国第31位（福島県除く） 全国平均92.1%）となっています。

県では、鹿島臨海特定公共下水道事業、7流域下水道事業（霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦常南、那珂久慈、霞ヶ浦水郷、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部）及び那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業の計9か所を順次整備し、管理する管渠（整備予定含む）は、延長359.6kmとなっています。そのうち、約1割が整備後50年を経過しており、20年後には、法定耐用年数50年を超える管は約5割を占めることになるため、対策が必要となっています。

### (イ) 老朽化対策

各下水道事業ごとにストックマネジメント計画を策定し、改築・修繕を一体的に捉え計画的かつ効率的な対策を実施しています。

## ⑧ 都市公園

### (ア) 都市公園の現状

県内の都市公園<sup>9</sup>は、2,137公園、2,796.43haとなっており、県内の都市計画区域人口1人当たり都市公園面積<sup>10</sup>は9.93㎡（令和元年度末時点では全国第

<sup>9</sup> 都市公園とは、都市公園法第2条で規定する地方公共団体または国が設置する公園。

<sup>10</sup> 県内の都市公園の合計面積を県内の都市計画区域人口で除して算出



37位)と全国平均10.66㎡を下回っています。

そのうち、県が管理する都市公園は21公園、423.98ha(令和3年3月末現在)となっています。

(イ) 老朽化対策

平成26年度までに「茨城県公園施設長寿命化計画」を20公園で策定し、長寿命化対策に取り組んでいます。

⑨ 農業水利施設

(ア) 農業水利施設の現状

県内の農業水利施設(機場や樋門等)は約7,000箇所あり、これらの施設は昭和40~50年代に建設されたものが多く、今後計画的な補修や更新が必要となっています。

(イ) 老朽化対策

県が主体となって策定した施設毎の機能保全計画に基づき、県営事業で造成した農業水利施設のうち、特に重要度の高い機場・樋門など192施設については、対策工事を進めています。

⑩ 治山施設

(ア) 治山の現状

県が管理する治山施設は、溪間工3,617基、山腹工3,784基、地すべり防止工58基、海岸治山施設21.8kmとなっています。治山施設の整備は、昭和30年代から進められており耐用年数を経過する施設が増加するなど、今後急速に老朽化が進むことが見込まれます。

(イ) 老朽化対策

治山施設は、過酷な環境下に置かれながら、必要とされる防災機能の確保が求められることから、「治山施設個別施設計画」に基づき、適切な維持管理に努めています。

⑪ 上水道・工業用水道

(ア) 上水道・工業用水道の現状

本県の水道普及率は昭和45年度末の49.0%から、令和元年度末には94.9%に改善されてきたものの、全国平均(98.1%)と比べてまだ低い水準となっています。

水道事業は、「水道法」に基づき原則市町村が行うこととなっていますが、市町村(水道事業者)に代わって、県企業局(水道用水供給事業者)が水源を確保し、良質で安全な水道水を市町村に安定的に供給しています。全体では、37市町村に対し、一日最大給水量734,075m<sup>3</sup>を供給できる計画のうち、78%を整備しています。

また、工業用水道事業も実施し、22市町村における229社254事業所(令和3年4月時点)に対し、一日最大給水量1,132,680m<sup>3</sup>を供給できる施設整備

をしています。

県が整備した管路は、上水道が 906km、工業用水道が 664km となっており、そのうち法定耐用年数（40 年）を超えた水道管の割合は 13.8%ですが、20 年後には約 7 割以上を占めることになるため、老朽化の対策が求められています。

(イ) 老朽化対策

法定耐用年数を超えた管路は順次更新を進めているほか、東日本大震災を踏まえ、平成 24 年度に「管路更新事業化計画」を策定し、液状化などの被害が懸念される約 300km の管路については、管路が離脱する危険性を低下させる耐震化を推進しており、耐震適合率を 68.2%（事業前は 44%）に向上させます。

⑫ 交通安全施設

(ア) 交通安全施設の現状

本県では、信号機 6,238 基をはじめとした交通安全施設を保有していますが、信号柱の耐用年数は約 50 年（信号制御機の耐用年数は約 20 年）であること等から、高度経済成長期から集中的に整備した信号機等の老朽化が見込まれ、交通安全施設の更新が必要となっています。

(イ) 老朽化対策

交通の安全と円滑の確保のためには、交通安全施設の維持管理を確実に実施していくことが必要であり、持続可能な交通安全施設の整備を進めていくためにも、更新に重点的に取り組んでいます。

また、信号機をはじめとした交通安全施設の維持管理、更新にかかる個別施設計画については、令和元年度に策定しています。

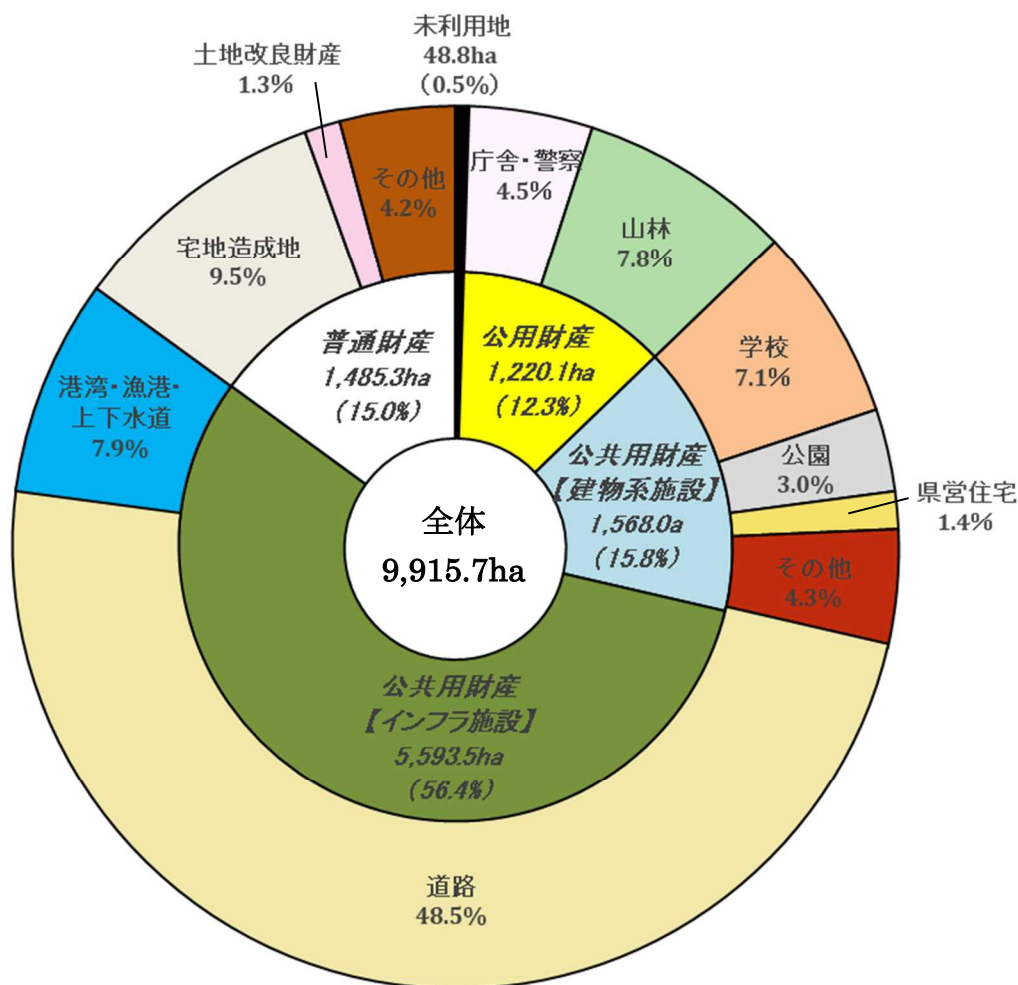
(3) 土地（行政財産[公用財産・公共用財産]、普通財産、未利用地）

県が保有する土地の総面積は、約9,915.7ha（令和2年度末現在）となっており、本県総面積（609,733ha）の約1.63%を占めています。

その内訳は、道路や学校敷地など住民の利用に供する「公共用財産」が最も多く（全体の72.2%）、次いで宅地造成地（工業団地や住宅用地等）などの「普通財産」（同15.0%）、行政庁舎や警察施設の敷地など行政事務の利用に供する「公用財産」（同12.3%）の順になっています。

また、施設の統廃合等により不要となった「未利用地」は48.8haとなっており、市町村や民間事業者への売却処分を進めています。

○目的別の保有状況（土地のみ）



【行政財産】 公用又は公共用に供し、又は供する財産  
 ・ 公用財産：その事務又は事業を執行するため、直接使用することを本来の目的とする財産  
 ・ 公共用財産：住民の利用に供することを本来の目的とする財産  
 【普通財産】 行政財産以外の一切の公有財産

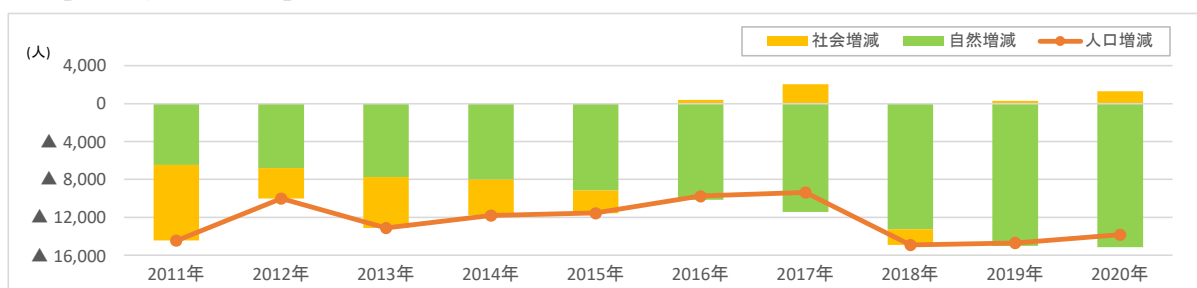
### 3 今後の県内人口の見通し（「第2次茨城県総合計画」より）

我が国の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少局面に入り、2020年の人口は1億2,615万人となっています。このような中、国においては、2019年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を改訂し、2060年に約1億人の人口を確保する将来展望を維持するとしたところです。

本県の人口についても、2000年の299万人を頂点として、2015年は292万人、2020年は287万人と減少を続けています。2011年の東日本大震災以降、少子高齢化に伴う自然減の増大に加え、大幅な社会減が生じていましたが、近年では、東京圏からの人の流れに変化が生じ、2016年に社会増に転じ、2020年は1,309人の社会増となるなど、明るい兆しが見えております。

しかし、年々拡大を続ける自然減により、全体として年間1万3千人を超える人口減少が続いているなど、依然として厳しい状況にあります。

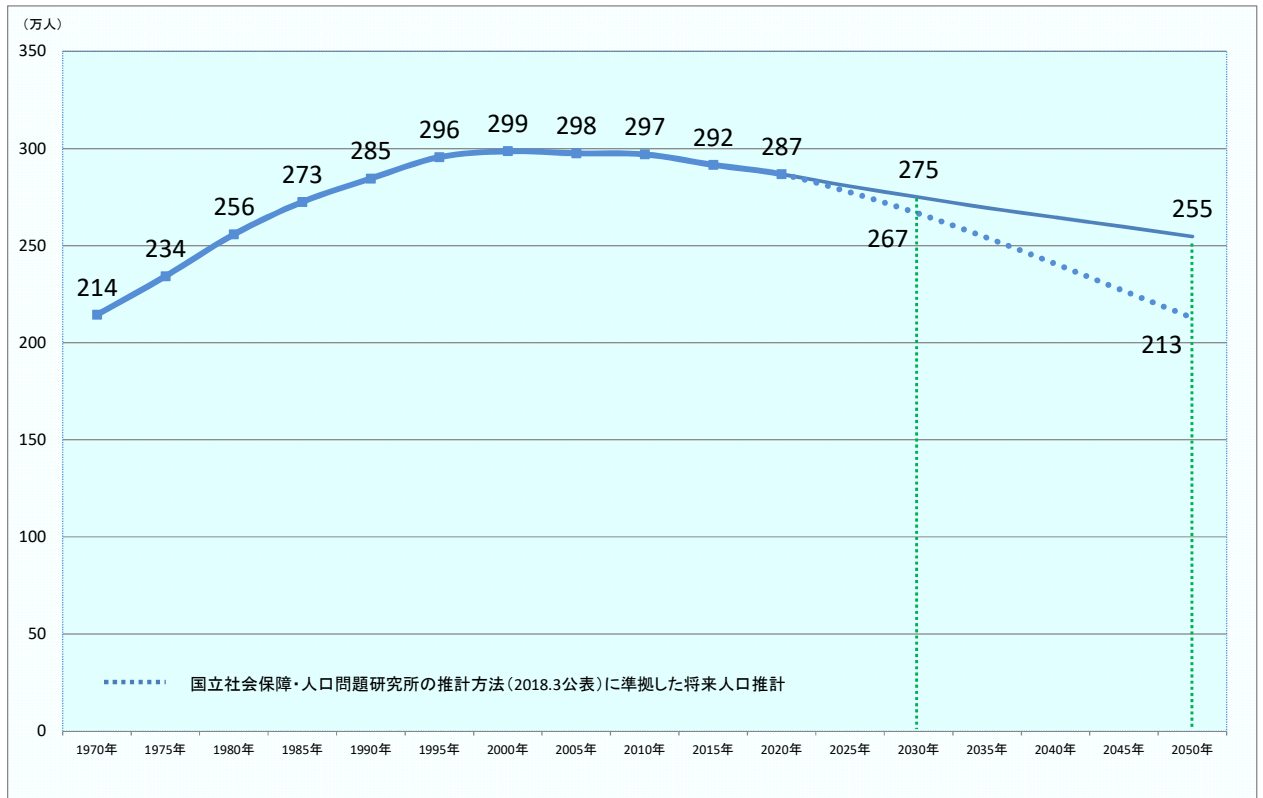
#### 【人口増減の推移】



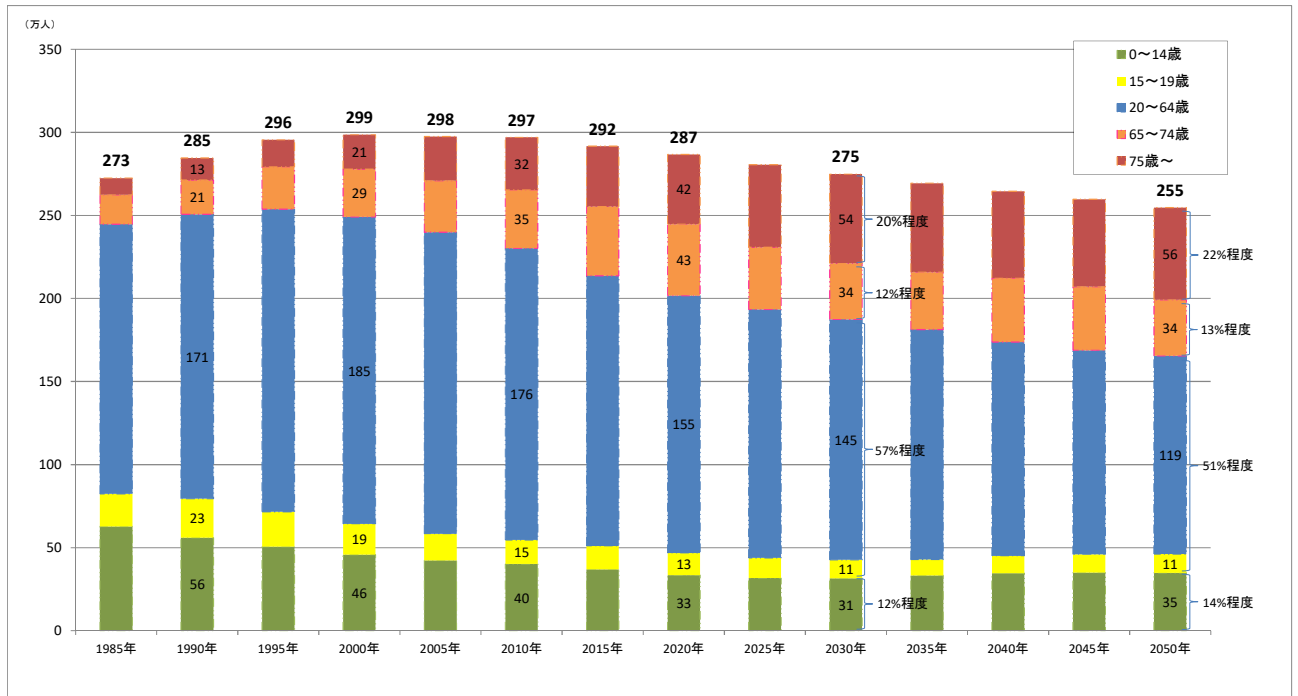
なお、本県では、2015年10月に「茨城県人口ビジョン」を策定し、合計特殊出生率が国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と同様の水準まで上昇することを基本に、移動率がUIJターンや地元就職の希望を満たした水準まで上昇した場合の人口の将来展望を示しておりますが、これによれば、2020年の本県の人口の推計値は287万人程度であり、本県の実人口は将来展望の推計値と同水準で推移していることが分かります。

本県の人口の将来展望について、推計にあたっての基本的考え方は変更せずに、推計の基準となる実人口などの数値を最新の数値に置き換えるなどにより再計算した結果、若い世代の経済的安定を図るなど住民の結婚・出産・子育てに関する希望を満たすための施策とともに、企業誘致による働く場の確保など本県へのUIJターンや地元就職の希望を満たすための施策を講じることにより、本県の人口は、2030年には275万人程度になるものと見込まれます。さらに、2050年には255万人程度となり、2018年3月に国立社会保障・人口問題研究所が推計した方法に準拠した将来人口推計の213万人を42万人程度上回るが見込まれます。

## 【茨城県の人口の実績と見通し】



## 【人口構成の見通し】



出典：2020年以前は「国勢調査」、2025年以降は県計画推進課推計値

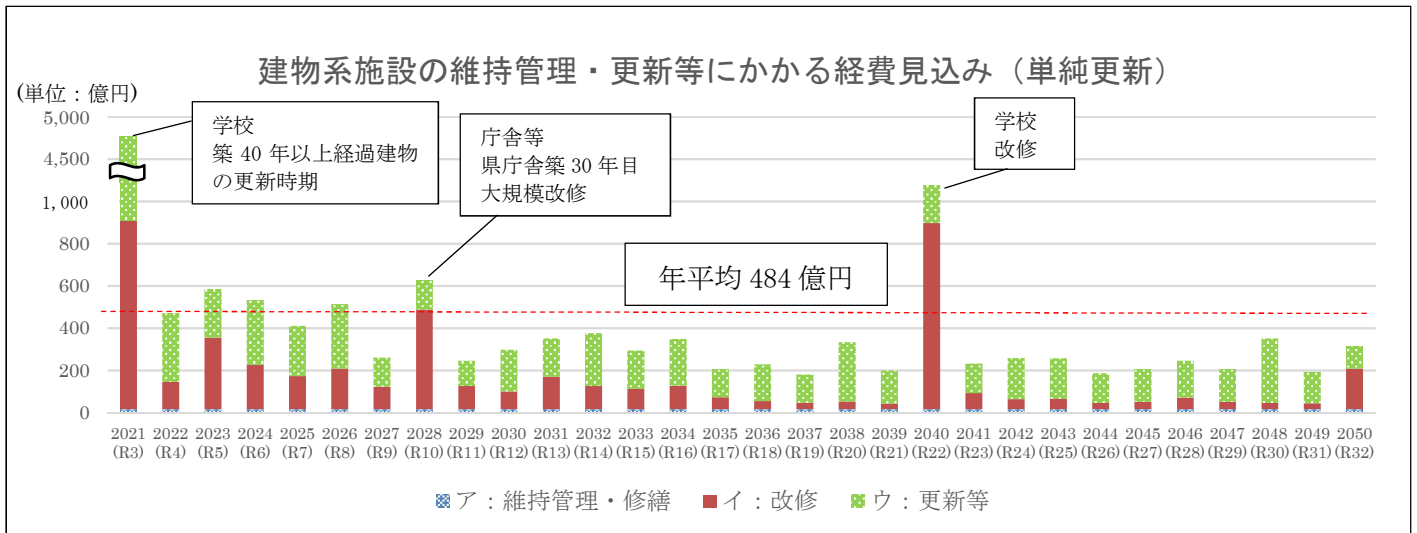
## 4 公共施設等の更新等にかかる中長期的な経費見込及び財政状況

### (1) 公共施設等の更新等にかかる中長期的な経費見込

#### ① 建物系施設

##### <単純更新>

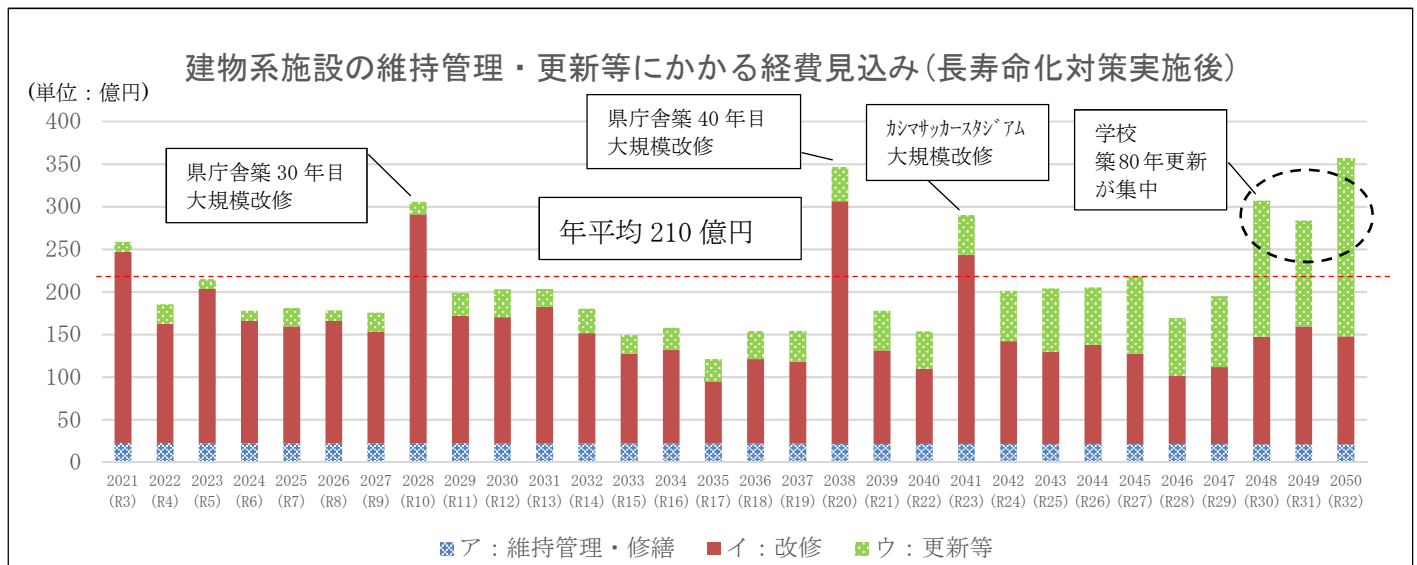
現在保有する建物系施設を、同じ規模で更新・大規模改修すると仮定し、機械的に試算すると、今後30年間の総事業費は概算で1兆4,500億円(年平均480億円)程度(次ページ表A)となります。



注) 2020 年度末(令和 2 年度末)現在で保有する県有施設等を、施設数や規模等は現状のまま将来にわたり維持され更新すると仮定し、機械的に試算

##### <長寿命化対策実施後>

老朽化に伴う維持管理・更新等については、今後もその費用の増大が見込まれることから、中長期的な視点で長寿命化対策を推進する必要があります。今後30年間で見込まれる維持管理・更新等に係る中長期的な経費は、長寿命化対策実施後は、6,300億円(年平均210億円)程度(次ページ表B)となり、その効果額は8,200億円(年平均270億円)程度(同表C)、約57%のコスト縮減が見込まれます。



注) 2020 年度末(令和 2 年度末)現在で保有する県有施設等を、施設数や規模等は現状のまま将来にわたり維持され更新すると仮定し、機械的に試算

### <経費額の比較>

建物系施設の維持管理・更新等に現在要している経費については、近年は年間約120億円（平成27年度～令和2年度の過去6年実績額平均）（下表D）で対応してきたため、長寿命化対策を実施しても、年平均で90億円程度（同表E）追加する必要があるものと見込まれます。

このため、今後は更新費用の適切なコントロールを図り、施設の更新の選択と集中を行うなど、財政負担の軽減や平準化を図りつつ、国庫補助金や地方債など、充実可能な財源の確保に努めていく必要があります。

【R3～R32（30年間）】

（単位：億円）

|        | 単純更新<br>A       | 長寿命化対策実施後    |         |          |                    | 長寿命化対策等の効果額<br>(B-A)<br>C | 現在要している経費<br>(過去6年平均)<br>D | 現在要している経費との差<br>(D-B)<br>E |
|--------|-----------------|--------------|---------|----------|--------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
|        |                 | 維持管理・修繕<br>① | 改修<br>② | 更新等<br>③ | 合計<br>(①+②+③)<br>B |                           |                            |                            |
| 建物系施設  | 14,517<br>(484) | 657          | 4,159   | 1,492    | 6,308<br>(210)     | ▲8,209<br>(▲274)          | (116)                      | (▲94)                      |
| 普通会計   | 14,042<br>(468) | 626          | 3,929   | 1,456    | 6,011<br>(200)     | ▲8,032<br>(▲268)          | (113)                      | (▲87)                      |
| 公営事業会計 | 474<br>(16)     | 31           | 230     | 36       | 297<br>(10)        | ▲177<br>(▲6)              | (3)                        | (▲7)                       |

※ 下段（ ）書きは、1年あたりの額

<参考：長寿命化対策実施後の維持管理・更新等にかかる経費における財源見込み>

【R3～R32（30年間）】

（単位：億円）

|        | 維持管理・更新等にかかる経費<br>B | 財源内訳（見込額） |       |     |       |
|--------|---------------------|-----------|-------|-----|-------|
|        |                     | 国庫補助金     | 地方債   | その他 | 一般財源  |
| 建物系施設  | 6,308<br>(210)      | 570       | 3,800 | 488 | 1,450 |
| 普通会計   | 6,011<br>(200)      | 570       | 3,602 | 392 | 1,446 |
| 公営事業会計 | 297<br>(10)         | 0         | 197   | 96  | 4     |

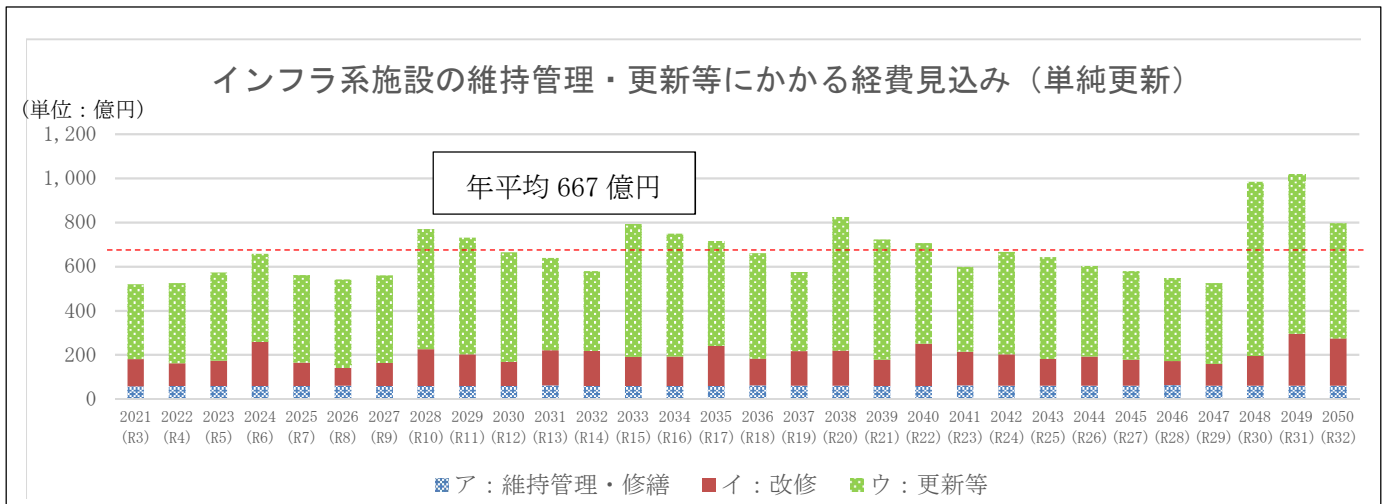
※ 下段（ ）書きは、1年あたりの額

※ 今後30年間の長寿命化対策実施後の維持管理・更新等にかかる経費に対し、充実可能な財源の見込み

## ② インフラ系施設

### <単純更新>

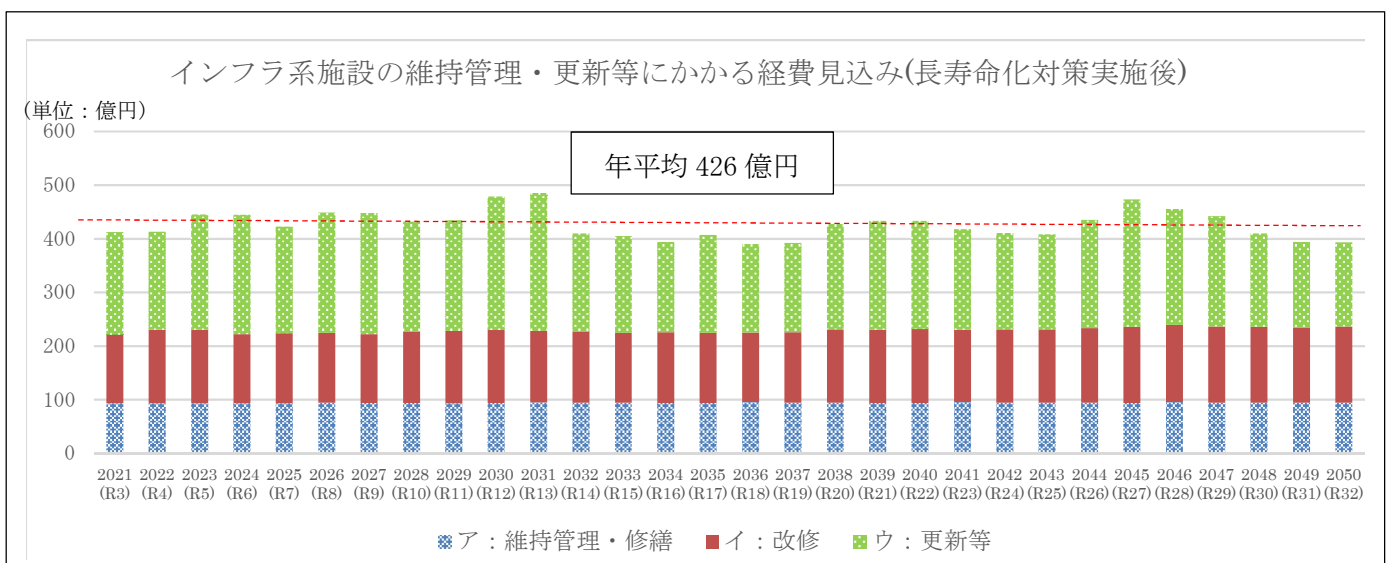
現在保有するインフラ系施設を、同じ規模で更新・大規模改修すると仮定し、機械的に試算すると、今後30年間の総事業費は概算で2兆円（年平均670億円）程度（次ページ表A）となります。



注) 2020年度末(令和2年度末)現在で保有する県有施設等を、施設数や規模等は現状のまま将来にわたり維持され更新すると仮定し、機械的に試算

### <長寿命化対策実施後>

老朽化に伴う維持管理・更新等については、今後もその費用の増大が見込まれることから、中長期的な視点で長寿命化対策を推進する必要があります。今後30年間で見込まれる維持管理・更新等に係る中長期的な経費は、長寿命化対策実施後は、1兆2,800億円（年平均430億円）程度（次ページ表B）となり、その効果額は7,200億円（年平均240億円）程度（同表C）、約36%のコスト縮減が見込まれます。



注) 2020年度末(令和2年度末)現在で保有する県有施設等を、施設数や規模等は現状のまま将来にわたり維持され更新すると仮定し、機械的に試算



### <経費額の比較>

インフラ系施設の維持管理・更新等に現在要している経費については、近年は年間約 290 億円（平成 27 年度～令和 2 年度の過去 6 年実績額平均）（下表 D）で対応してきたため、長寿命化対策を実施しても、年平均で 140 億円程度（同表 E）追加する必要があるものと見込まれます。

このため、今後は更新費用の適切なコントロールを図り、施設の更新の選択と集中を行うなど、財政負担の軽減や平準化を図りつつ、国庫補助金や地方債など、充実可能な財源の確保に努めていく必要があります。

【R3～R32（30 年間）】

（単位：億円）

|         | 単純更新<br>A       | 長寿命化対策実施後         |         |          |                    | 長寿命化<br>対策等の<br>効果額<br>(B-A)<br>C | 現在要して<br>いる経費<br>(過去 6 年平均)<br>D | 現在要して<br>いる経費<br>との差<br>(D-B)<br>E |
|---------|-----------------|-------------------|---------|----------|--------------------|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
|         |                 | 維持管理<br>・ 修繕<br>① | 改修<br>② | 更新等<br>③ | 合計<br>(①+②+③)<br>B |                                   |                                  |                                    |
| インフラ系施設 | 20,016<br>(667) | 2,821             | 4,054   | 5,919    | 12,794<br>(426)    | ▲7,222<br>(▲241)                  | (286)                            | (▲140)                             |
| 普通会計    | 9,022<br>(301)  | 1,325             | 3,635   | 879      | 5,839<br>(195)     | ▲3,145<br>(▲105)                  | (153)                            | (▲42)                              |
| 公営事業会計  | 10,994<br>(366) | 1,495             | 419     | 5,040    | 6,955<br>(232)     | ▲4,039<br>(▲135)                  | (134)                            | (▲98)                              |

※ 下段（ ）書きは、1 年あたりの額

<参考：長寿命化対策実施後の維持管理・更新等にかかる経費における財源見込み>

【R3～R32（30 年間）】

（単位：億円）

|         | 維持管理・更新<br>等にかかる経費<br>B | 財源内訳（見込額） |       |       |      |
|---------|-------------------------|-----------|-------|-------|------|
|         |                         | 国庫<br>補助金 | 地方債   | その他   | 一般財源 |
| インフラ系施設 | 12,794<br>(426)         | 3,341     | 4,549 | 4,162 | 742  |
| 普通会計    | 5,839<br>(195)          | 1,919     | 2,928 | 251   | 742  |
| 公営事業会計  | 6,955<br>(232)          | 1,423     | 1,621 | 3,912 | 0    |

※ 下段（ ）書きは、1 年あたりの額

※ 今後 30 年間の長寿命化対策実施後の維持管理・更新等にかかる経費に対し、充実可能な財源の見込み

## ※更新等費用の試算の考え方

(1) 試算期間：令和3（2021）年度から令和32（2050）年度までの30年間

(2) 対象施設

- ①建物系施設：庁舎等、学校、県営住宅、警察施設、職員住宅、病院
- ②インフラ系施設：道路（舗装、橋りょう、横断歩道橋、トンネル）、河川、ダム、砂防関連施設、河川海岸、港湾海岸、港湾、下水道、公園、漁港海岸、漁港、農業水利施設、治山施設、水道施設、交通安全施設

(3) 試算の前提条件

2020年度末（令和2年度末）現在で保有する県有施設等を、施設数や規模等は現状のまま将来にわたり維持され更新すると仮定。

(4) 試算方法

ア 単純更新に係る試算：

- ・ 事後保全型の維持管理を行いながら、施設類型ごとに設定した目標使用年数経過時に更新する（更新単価は施設類型ごとに設定）と仮定して、施設類型ごとに試算  
＜試算における主な条件＞
  - 庁舎等 ・ 目標使用年数 60 年  
※更新単価：総務省の更新費用試算ソフトによる単価
  - ・ 大規模改修（30年目）  
※改修単価：更新単価×0.6

イ 長寿命化対策実施後に係る試算

- ・ 予防保全型の維持管理を行いながら、施設類型ごとに設定した目標使用年数経過時に更新する（更新単価は施設類型ごとに設定）と仮定して、施設類型ごとに試算  
＜試算における主な条件＞
  - 庁舎等 ・ 目標使用年数 80 年  
※更新単価：総務省の更新費用試算ソフトによる単価に準拠  
（実態に合わない施設は過去の工事实績等により設定）
  - ・ 大規模改修（20年周期：屋上防水、外壁塗装、  
30年周期：受変電設備、エレベーター、  
40年目：内装、給排水設備 等）  
※改修単価：過去の工事实績等により部位・部材ごとに設定

### ○維持管理・修繕

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

### ○改修

公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。

### ○更新等

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

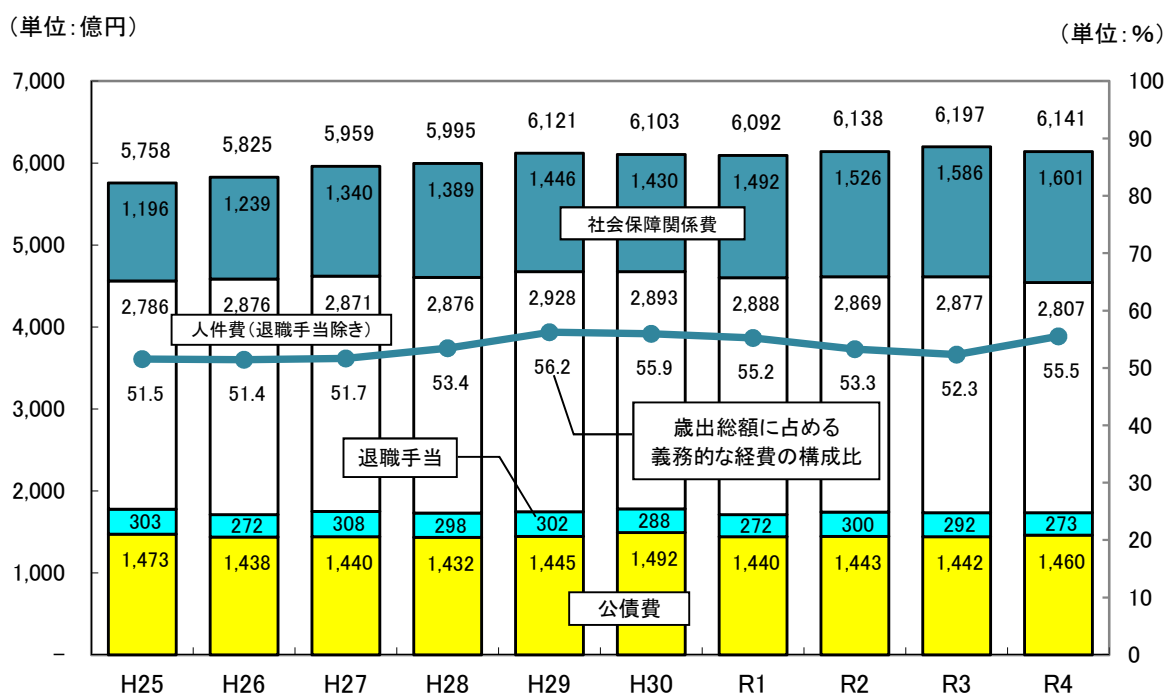
※ 試算は前提条件・試算方法のもとで機械的に算出したものであり、実際の必要額とは異なる

## (2) 財政状況

社会保障関係費等が増加しているため、義務的な経費<sup>11</sup>は増加傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいます。

今後の県内人口の見通しを前提とした場合、歳入面では生産年齢人口の減少に伴う税収の減が見込まれる一方、歳出面では、少子高齢化の進展による高齢者人口の増加に伴う社会保障関係費の増加が見込まれることから、本県財政は、今後より一層厳しいものになっていくものと考えられます。

### 義務的な経費の推移



※R2までは決算額、R3は最終補正後予算額、R4は当初予算額。

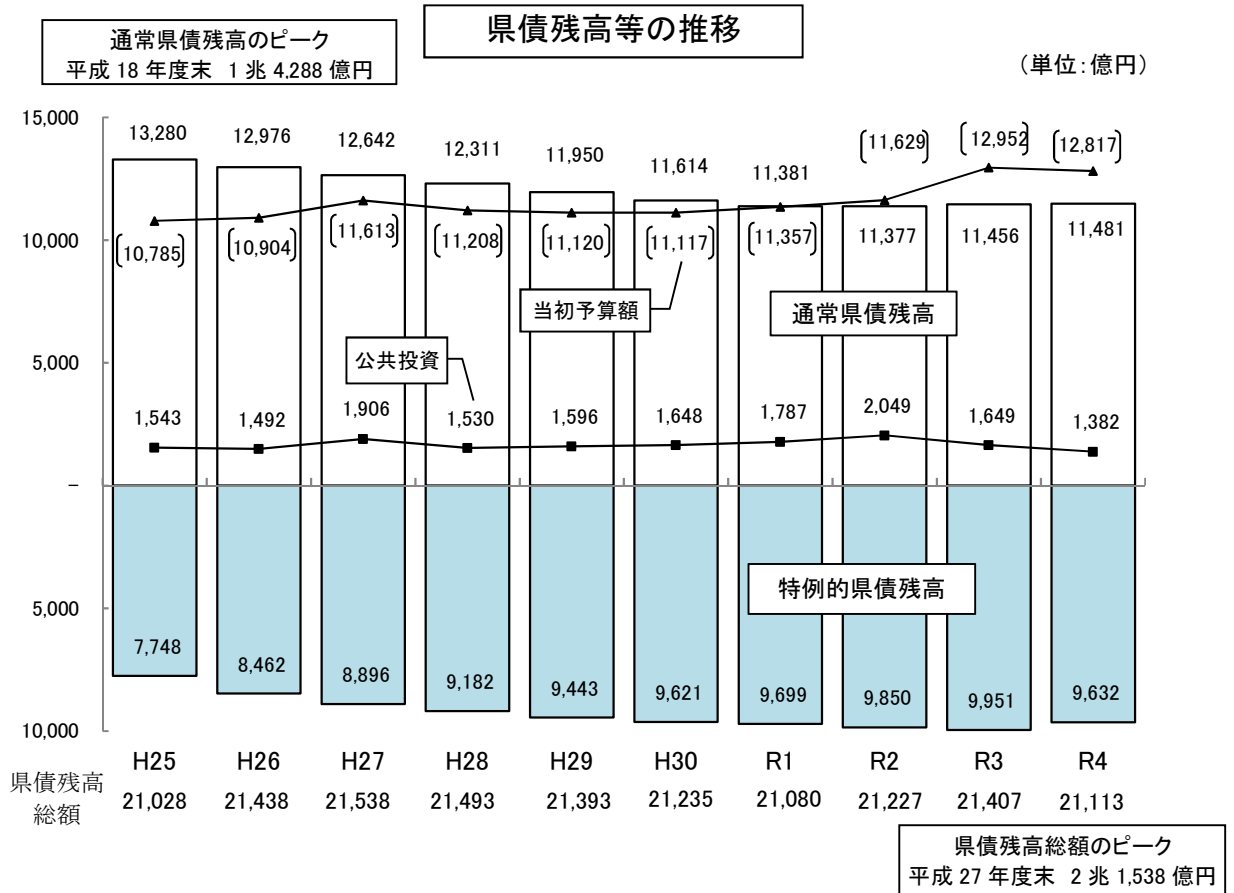
※R2・R3・R4は、歳出から新型コロナウイルス感染症関連経費を除く。

<sup>11</sup> 歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費で、中でも人件費、扶助費、公債費の3つの費目が狭い意味での義務的経費とされる。

(参考)

○県債残高

県債残高は、国の地方財政対策による臨時財政対策債等の特例的県債が増加していますが、通常県債残高は平成 18 年度末をピークに減少しています。



- ※ 1 「県債残高」 : R2 までは決算額、R3 は最終補正予算時見込額、R4 は当初予算時見込額。
- ※ 2 「公共投資」 : R3 までは最終補正後予算額、R4 は当初予算額。
- ※ 3 「通常県債」 : 公共投資に充てる県債や、退職手当債など。
- ※ 4 「特例的県債」 : 地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的な県債（臨時財政対策債、減収補填債など）。

○将来負担比率

公営企業、出資法人等を含めた、一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率である「将来負担比率」は、平成21年度末の295.9%をピークに年々改善し、令和2年度末では196.9%となっています。

(参考) 将来負担比率の推移

| 区 分    | H28    | H29    | H30    | R 元    | R2     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 将来負担比率 | 221.0% | 213.3% | 206.8% | 204.0% | 196.9% |
| [全国順位] | [12]   | [14]   | [14]   | [18]   | [21]   |

(注) 全国順位は比率の高い方からの順位。

○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率である「実質公債費比率」は、平成22年度以降全国中位以下の順位で推移しており、令和2年度末では9.5%となっています。

(参考) 実質公債費比率の推移

| 区 分     | H28   | H29   | H30  | R 元  | R2   |
|---------|-------|-------|------|------|------|
| 実質公債費比率 | 11.0% | 10.2% | 9.8% | 9.6% | 9.5% |
| [全国順位]  | [38]  | [38]  | [36] | [35] | [34] |

(注) 全国順位は比率の高い方からの順位。

○有形固定資産減価償却率

保有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の比率である「有形固定資産減価償却率」は、令和2年度末では54.5%となっており、全国平均の58.5%（令和元年度末）と比較すると、低い状況です。

(参考) 有形固定資産減価償却率の推移

| 区 分         | H30   | R 元   | R2    |
|-------------|-------|-------|-------|
| 有形固定資産減価償却率 | 52.3% | 53.3% | 54.5% |

(注) 1 本県では、H30決算から公表。

2 全国順位は公表されていない。

# 第3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

## 1 対象施設及び計画期間

総合的かつ計画的に施設の維持管理・修繕・更新等を行うためには、全ての施設を対象に、将来を見据えて中長期的な視点で計画を策定する必要があります。

このため、本計画の対象施設は、県が所有又は管理する全ての施設とし、具体的には、庁舎・学校、文化施設などの「建物系施設」及び道路、上下水道、港湾などの「インフラ系<sup>12</sup>施設」も含まれます。

また、建物系施設については更新の時期が今後 20 年間に集中し、インフラ系施設については 20 年経過後に老朽化が顕著となることから、計画期間は平成 27 (2015) 年度から令和 16 (2034) 年度までの 20 年間とします。

## 2 現状や課題を踏まえた基本的な考え方

前述の「第 2 3 公共施設等の更新等にかかる中長期的な経費見込及び財政状況」に記載のとおり、施設の更新等には多額の費用が見込まれ、今後更新時期が集中することから、財政負担が大幅に増加し、県財政を圧迫するおそれがあります。このため、公共施設等の安全・安心な利用を基本としながら、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現する必要があります。

このような課題に対応するためには、従来の所管部局別による「個別最適化」から、県全体による「全体最適化」を目指すなど、これまでにない新たな視点を導入し、公共施設のあり方を大胆に見直す必要があります。

そこで、経営的な視点から財産の保有・処分・維持管理等の総合的なマネジメントである「ファシリティマネジメント<sup>13</sup>」の考え方を導入し、取り組んでまいります。

### ○ファシリティマネジメントの導入による効果

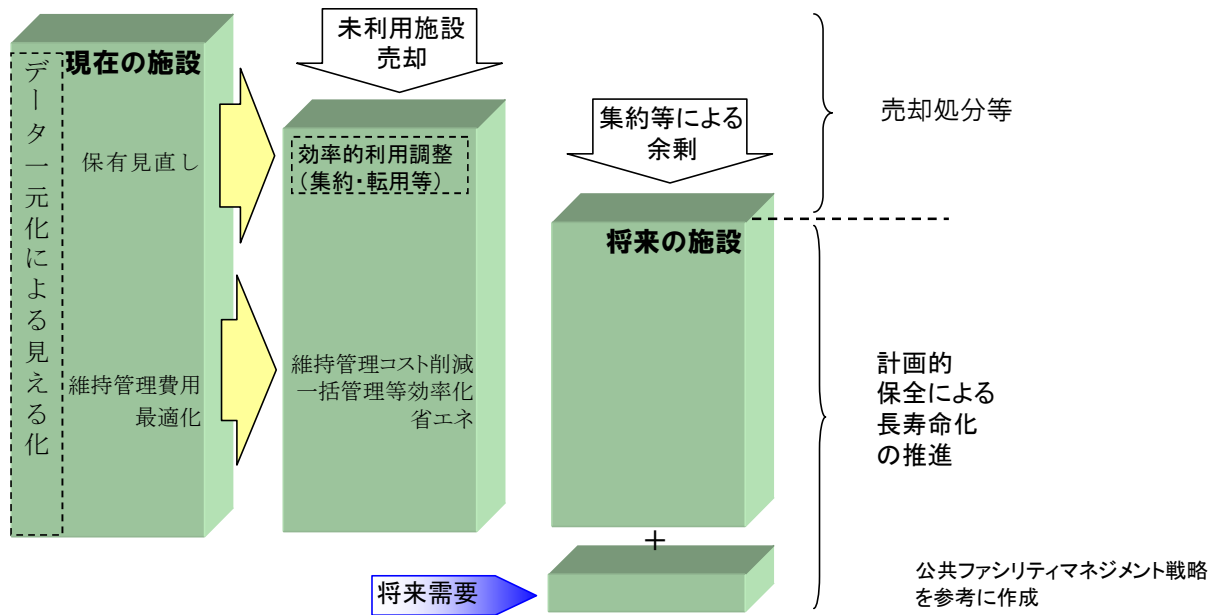
- ・ 計画的保全による長寿命化の推進
- ・ 資産総量の適正化による維持管理コストの削減
- ・ 保有財産を経営資源として捉え、有効活用による収入の確保

<sup>12</sup> インフラストラクチャー【infrastructure】の略。経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾などの産業基盤、公園などの公共の福祉にかかわる施設が該当（大辞林）

<sup>13</sup> ファシリティマネジメントとは、企業、団体等が組織活動のために、土地・建物などの財産を経営資源ととらえ、経営的な視点により、コストと便益の最適化を図りながら、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動である。（公共ファシリティマネジメント戦略（公財）日本ファシリティマネジメント協会編集）などから

## ○ファシリティマネジメントの導入による今後の方向性

<イメージ図>



具体的には、「ファシリティマネジメント」の考え方を踏まえ、本計画に次の3つの基本方針を定め、計画を推進します。

### 基本方針 1 長寿命化の推進

建物系施設、インフラ系施設それぞれの特性に応じ、計画的な維持管理等を進めることで、施設の安全性を確保しながら物理的耐用年数<sup>14</sup>まで使用することを目標とし、施設の利用等のサービスが長期間・持続的に提供できるよう取り組みます。

### 基本方針 2 資産総量の適正化

人口動態や社会情勢を踏まえ、施設の最適な規模・機能等を検討し、施設の集約化等により、資産総量の適正化に取り組みます。

### 基本方針 3 資産の有効活用（歳出削減・歳入確保）の推進

民間活力の導入などにより、維持管理コストの削減に取り組むとともに、県有施設を経営資源ととらえ、資産活用による収入増加を図ります。

<sup>14</sup> 正常な管理、維持、修繕、取替えによって使用が可能な年数。本県では、建物系施設については、県有建築物長寿命化実施基準に基づき、目標使用年数を「原則 80 年」としている。

### 3 基本方針の具体的な取り組み

#### 基本方針 1 長寿命化の推進

建物系施設、インフラ系施設それぞれの特性に応じて計画的な維持管理等を進めることにより、施設の安全性を確保しながら、物理的耐用年数まで使用することを目標とし、長期間・持続的に県民が施設を快適に利用できるよう取り組みます。

施設の修繕等は、これまでは“壊れてから直す”「事後保全」を中心に対応してきました。しかしながら、損傷が軽微なうちに修繕等を行わないと、これが原因で施設が急速に劣化し、また故障・損壊等による事故の発生や、事業の継続性に支障をきたすことになり、急きょ大規模改修等を実施しなければならない事態となるなど、多額の損害や財政負担が生じるおそれがあります。このような事態を回避するため、計画的に修繕を行う「予防保全」により対応することを基本とし、施設の長寿命化及びライフサイクルコスト（以下、LCC）<sup>15</sup>の縮減に取り組みます。

#### (1) 点検・診断等の実施方針

##### <建物系施設>

構造躯体の老朽化や建築設備の作動不良等による事故等を未然に防ぎ、建築物等の安全性を確保するため、学校や病院など一定の用途・規模を満たす公共建築物<sup>16</sup>については、施設管理者に対し定期点検が義務づけられています（建築基準法第12条）。このため、本県でも一級建築士、特定建築物調査員等の有資格者に委託し、損傷・腐食その他の劣化の状況の点検を実施しています。

また、これらの法定点検対象外の施設についても、施設管理者が「日常点検マニュアル」に基づき日常的に点検を行い、施設の状態を把握することに努めます。

更に、予防保全対象建築物については、必要に応じて部材等の劣化損傷の状況を把握するために劣化状況等の調査を実施します。

##### <インフラ系施設>

インフラ系施設の老朽化の状況等については、利用状況や設置された自然環境等で施設ごとに異なることから、各インフラ系施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断を実施して施設の劣化状態を把握した後、健全度の低下が顕著な施設については、詳細調査を実施し、その要因を把握することに努めます。また、点検・診断時に、情報通信技術（ICT）やロボットなどの新技術を活用し、点検・診断技術の高度化・効率化に取り組みます。

<sup>15</sup> 建物では、設計・建設等の初期投資から維持管理費、解体処分に至る生涯全体の費用

<sup>16</sup> ①床面積の合計が200㎡を超える特殊建築物（学校・体育館、病院、県営住宅等）、②階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超える事務所等、③昇降機及び遊戯施設の点検は、建築物の用途・規模にかかわらず点検が必要



## (2) 維持管理・修繕・改修等の実施方針

### <共通>

施設を長期間利用するため、施設の機能が損なわれてから対応する「事後保全」から、計画的な修繕等を行う「予防保全」を基本とし、長寿命化及び今後の修繕等にかかる費用の低減を図ります。

なお、実施にあたり、各施設管理者は、修繕・改修の時期や費用等に関する「長期保全計画」等（詳細は「(5)長寿命化の実施方針」に記載）を策定することとし、計画的な修繕・改修を実施します。その際、施設そのものの必要性や劣化状況などにより、優先順位をつけて修繕・改修を実施します。

### <建物系施設>

県の規則では、「各施設管理者は、施設を常に良好な状態に維持し、その目的に応じ最も効率的に運用しなければならない」とされています<sup>17</sup>。

しかしながら、各施設管理者は必ずしも技術的経験や知識が豊富であるとは限らないことから、委員会事務局（詳細は「4 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策」に記載）による技術的支援を行う体制づくりに取り組むとともに、「施設管理者は施設を自ら管理する」という自覚を持つよう、意識の醸成を図ります。

### <インフラ系施設>

施設の特徴や規模等を考慮し、効果的・効率的な施設の維持管理を図るため、定期点検・診断等の結果を踏まえ、損傷が軽微な段階での修繕を実施します。

また、劣化等の経年的な損傷に比べ、大雨・地震等の災害や人的な事故など、短期間で発生する損傷により、健全性が左右される施設については、巡視や被災後の点検等により状態を把握し、適切に機能回復を図ります。

## (3) 安全確保の実施方針

### <共通>

公共施設等の劣化等による事故など、公共施設等の適正な維持管理は人命や財産にもかかわることから、点検・診断等により、壁剥離や陥没等危険性が高いと認められた箇所については、応急措置を実施するとともに、早期に修繕を実施します。

また、公共建築物の安全確保のため、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」の改正により既存不適格<sup>18</sup>となった大規模空間の天井やエレベーターについて落下防止対策、防災対策に向けた改修を進めていきます。

一方で、倒壊の可能性が高い施設や、用途が廃止され、今後も利用される見込みのない老朽化施設等については、安全を確保するため、原則として解体・撤去することに対応します。

<sup>17</sup> 茨城県公有財産事務取扱規則第4条

<sup>18</sup> 旧法・旧規定の基準で合法的に建てられた建築物であって、その後の法改正等により、現行法に対して不適格な部分が生じた建築物

#### (4) 耐震化の実施方針

##### <建物系施設>

「茨城県耐震改修促進計画」に基づき耐震化を推進した結果、県有施設（特定建築物及び対象建築物等）については、平成27年度末までにすべて完了しています。

##### <インフラ系施設>

災害時の救援・支援活動や物資輸送活動を支える緊急輸送道路ネットワークの機能強化を図るため、橋梁の耐震化として橋脚の補強や架け替え等を進めます。また、水門、排水機場等の河川構造物や下水道施設などその他施設についても、必要な耐震対策を図ります。

#### (5) 長寿命化の実施方針

##### <共通>

現行の平均的な施設の更新周期を延長し、施設の特性に応じて目標使用年数を設定した長寿命化の方針を定め、予防保全により今後の修繕等にかかる費用の低減を図ります。

##### <建物系施設>

建物の長寿命化を推進する上で必須となる、目標使用年数、予防保全の対象とする建築物、優先的に予防保全する部材等を定めた「県有建築物長寿命化実施基準」、施設類型ごとの個別施設計画（長寿命化計画）を策定するための基礎資料として、建築物ごとに作成する長期保全計画の基準等を定めた「県有建築物長期保全計画作成マニュアル」を整備しています。

これらの基準を基に長期保全計画を建物ごとに作成し、今後生じる費用等を把握した上で、計画的な修繕・改修を実施します。修繕・改修にあたっては、県民サービスを継続的に維持しつつ、改修等費用を縮減できる工法や材料など施設の管理方法（仕様書）の見直しを行い、改修等費用の縮減に努めます。また、この計画を、庁内全体での改修等の実施時期等の調整や予算計上などに活用し、財政支出の平準化を図る仕組みづくりを検討します。

##### <インフラ系施設>

既に長寿命化計画を策定し対策を実施している（又は対策の方針を定めている）施設などについては、予防保全の実施を基本として、国等の基準による施設ごとに定めた対策により、長寿命化対策を進めます。

#### (6) ユニバーサルデザイン化の実施方針

##### <共通>

改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組みます。

## 基本方針 2 資産総量の適正化

中長期的な視点により、人口動態や社会情勢等による個々の施設の需要見込を踏まえ、必要な施設については整備・更新を行い、縮小できる施設や必要がなくなった施設については統合・廃止等を行うなど、施設の適正な規模・機能等を検討しながら、資産総量の適正化に取り組みます。

なお、施設類型ごとに役割、特性及び必要性などが異なることに留意しながら、施設類型ごとに資産総量の適正化を進めていきます。

### (7) 統合・廃止の推進方針

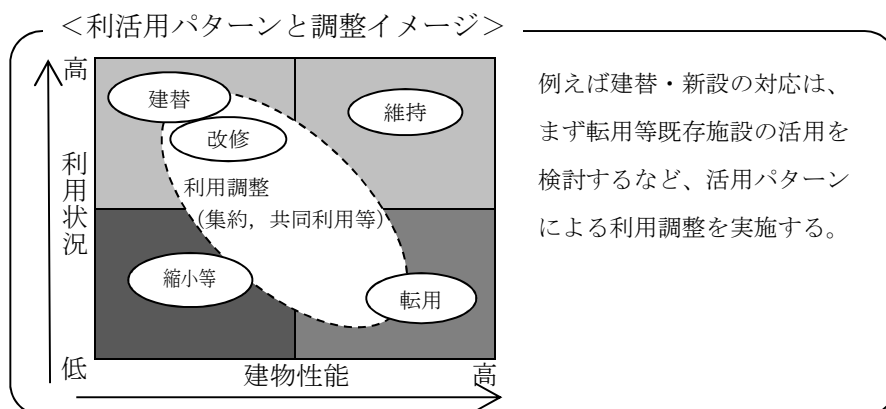
#### <建物系施設>

人口動態や社会情勢などを常に把握し、縮小できる施設や必要がなくなった施設の統合、廃止などについて検討するなど、その時勢に合わせた施設の適正配置が図れるように努めます。

まず、建物性能や利用状況等に基づき建替、改修、縮小、転用などの利活用パターンで分類・評価する「施設アセスメント」を実施したうえで、政策的な必要性や、規模・機能、運営コスト等を踏まえながら、施設の存続や廃止等を検討します。

また、施設の更新（建替）にあたっては、まず県が所有する他の施設の活用はもとより、国・市町村所有の施設や民間施設の貸借等についても検討します。

なお、これらの財源として、施設の集約化・複合化等に対する「集約化・複合化事業債」や転用事業に対する「転用事業債」、廃止する施設の解体に対する「除却事業債」など、老朽化対策を推進するために創設された地方債を必要に応じて活用します。



#### <インフラ系施設>

人口動態や社会情勢等個々の施設の需要見込を踏まえ、既存計画の見直しや、必要がなくなった施設の廃止等に取り組みます。

### 基本方針3 資産の有効活用（歳出削減・歳入確保）の推進

PFI等の民間活力の導入など様々な手法を取り入れ、維持管理コストの削減に積極的に取り組むとともに、県有施設を経営資源ととらえ、資産活用による収入の増加を図ります。

#### (8) 資産の有効活用方針

##### <建物系施設>

県民の財産である県有施設については、効率的な維持管理によるコストの削減を図るほか、用途廃止となった未利用地については、これまでも売却を進めてきています。また、広告効果が期待できる県有施設については、ネーミングライツ（命名権）の導入を進めてきましたが、これまで以上に資産の有効活用を図り、利用率が少ない施設は貸し付け、未利用財産は積極的な処分等を進めるなど、新たな財源の確保を目指します。

##### ア ベンチマーキング<sup>19</sup>による維持管理コストの削減

各施設の維持管理コストについてデータを蓄積し、類似用途の施設間などで比較を行うことで、問題点等を洗い出す等のコスト分析を行い、もっとも効率的な管理を行っている施設を基準とするベンチマーキングによるコスト削減を図ります。

##### イ オフィススタンダード（執務スペースの標準化）検討による施設集約化

庁舎等の施設空間を最大限に活用するため、執務室における職員1人当たりの標準的なスペースなど施設の特性に応じた基準を設定し、施設内の集約化を図ります。

##### ウ 民間資金等の活用

施設の維持管理に係る効率的な契約手法の検討（包括契約や施設ごとの一括契約等）や、指定管理者制度のさらなる活用、PPP<sup>20</sup>/PFI<sup>21</sup>手法の活用（コンセッション方式（公共施設等運営権。県が施設を所有しながらその運営権を民間に付与する方式）の導入を含む）など、民間資金や経営手法（ノウハウ）を活用したあらゆるコストの削減手法を推進します。

<sup>19</sup> ベンチマーキング：自者の方式、プロセス、手続き、サービスなどを同じ範疇で抜きん出ている他者に照らして評価し、最良の方法を自者の改善に活用すること（出典：公共ファシリティマネジメント戦略 社団法人日本ファシリティマネジメント協会）

<sup>20</sup> パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携、官民協働などと言い、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称

<sup>21</sup> プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：公共施設等の建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る事業手法

(参考)民間資金等活用による警察職員宿舍のコスト削減(神栖市内警察職員宿舍について)

|       |   |
|-------|---|
| 事業概要  | 民間資金等を活用した事業により、神栖市内の県有地を活用し職員宿舍（3棟40戸）の整備、管理 |
| 事業方式  | 費用面も含めて建設、維持管理、賃借運営を事業者へ委託（県有地を事業者へ無償貸付け）     |
| 事業期間  | 平成29年2月～令和29年2月                               |
| 全体事業費 | 県負担なし（県が警察官の入居者を紹介。入居率が90%を下回った場合は県が補填）       |

注 同種の導入事例（H29 結城、H30 ひたちなか・境、R1 下妻、R2 桜川）

#### エ 県有財産の更なる有効活用の検討

未利用で活用見込みのない施設については、企業や地域の団体などの提案を取り入れた活用を検討します。また、業務時間外における会議室等の貸付や、一部の空いたスペースの活用方法を検討します。

また、広告効果が期待できる県有施設へのネーミングライツ（命名権）については、令和元年度から2施設において導入しましたが、施設の利用者数やメディアへの露出状況等から、企業等の需要が見込まれる施設への導入拡大のほか、企業等からの提案等により、施設の一部やイベント等への導入も検討します。

#### オ 未利用財産の売却促進

県又は市町村において利用計画のない物件について一般競争入札等により売却処分を進めてきましたが、不動産業界などのノウハウや、事業者から活用方法に関する提案を取り入れるなど、民間のアイデア等を利用することにより、積極的な未利用財産の売却処分を目指します。

(参考) 県有未利用地の売却状況

|      | H28        | H29        | H30        | R1        | R2        |
|------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 件数   | 14件        | 8件         | 9件         | 3件        | 2件        |
| 売却面積 | 22,123.32㎡ | 15,197.51㎡ | 14,410.93㎡ | 1,395.06㎡ | 2,994.06㎡ |
| 売却額  | 503,787千円  | 287,644千円  | 298,867千円  | 96,184千円  | 145,750千円 |

#### カ 受益者負担の見直し

公の施設や行政財産利用に係る使用料・手数料については、社会経済情勢の変化を踏まえながら、受益者負担の適正化の観点から、定期的に見直しを行い、歳入の確保に努めます。

#### キ 省エネルギーの推進

公共施設等の更新・維持管理にあたっては、断熱性の高い材料の使用、省エネルギー性能に優れた機器や太陽光発電設備の設置など、計画的な施設の脱炭素化を進めることによって、消費エネルギーの省力化に資する機器や設備の導入に努めます。

#### <インフラ系施設>

研究機関等と連携し、新技術等を取り入れることなどにより、効率的な維持管理方法について検討するほか、指定管理者制度の活用を含めたPPP/PFI等民間資金を活用した維持管理等を検討します。

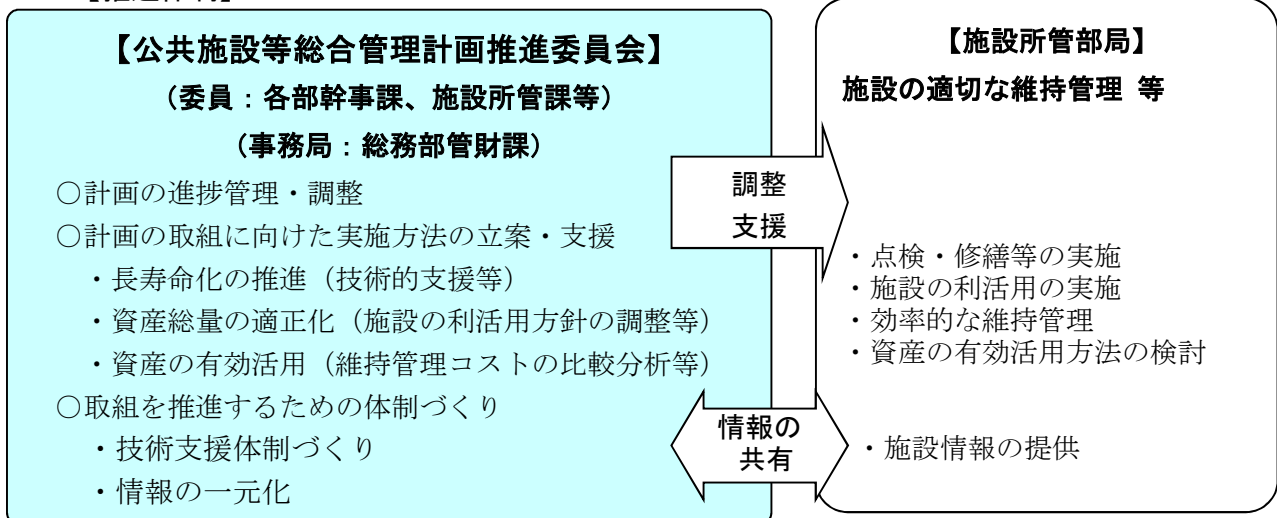
#### 4 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の対象は、県が保有する全ての施設（農業水利施設など、県の所有ではないものの公共性・公益性等の観点から県の財政負担が見込まれるインフラ系施設も含む）に及ぶことから、取組内容を円滑に推進するため、全庁横断的な組織である「公共施設等総合管理計画推進委員会」（以下「委員会」という。）（事務局：総務部管財課）を活用し、部局間の情報の共有や調整等を行い、総合的かつ計画的な管理を行います。

##### <委員会及び各施設所管部局の役割>

| 区分         | 委員会   | 各施設所管部局                      |
|------------|---|------------------------------|
| 計画の進捗管理等   | ○公共施設等総合管理計画の評価・見直し<br>○公共施設等総合計画と個別施設計画等との調整 | ○個別施設計画（施設類型ごとの計画）の改訂・運用     |
| 長寿命化の推進    | ○長寿命化を推進するため技術的支援（研修会の開催、相談窓口の設置等）            | ○点検・修繕等の実施                   |
| 資産総量の適正化   | ○施設の利活用方針を検討・調整                               | ○施設の利活用状況等の把握                |
| 資産の有効活用の推進 | ○資産有効活用策の推進（維持管理コストの比較分析、未利用地の売却等）            | ○効率的な維持管理手法及び資産を活用した収入の確保の検討 |
| 情報の一括管理    | ○全庁的な情報管理（施設情報の収集、システム導入の検討）                  | ○施設情報の提供、劣化状況等の施設情報の把握       |

##### 【推進体制】



## 5 今後の課題

### (1) 財政負担の調整

前述の「第2 公共施設等の現状及び将来の見通し」に記載のとおり、更新等に当たっては、必要な財源を確保するため、工事の集中化を回避し、財政負担の軽減・平準化を図るなど、財政負担の調整を図る必要があります。

このため、建物系施設については、中長期的な計画に基づき、限られた財源の中で優先順位をつけて長寿命化対策を実施する必要があります。

また、インフラ系施設については30年後に更新時期が集中することから、施設の特性に応じた長寿命化計画により、前倒しで対策を実施するなど、更新時期の分散化を図る必要があります。また予算配分についても新規整備分との調整などについても検討する必要があります。

こうした課題の解決に向けて、これらの対策を行うための財源については、将来の財政負担が増加することにならないよう公共投資に充てる県債残高を抑制しつつ、国庫補助金や地方債<sup>22</sup>等の活用による財源確保に努めるなど、必要額を確保するための取組を進めます。

財源を確保するにあたっては、国に対し国庫補助事業や起債制度の適用範囲の緩和や拡大、期間延長などを強く働きかけ、一般財源負担の軽減を図ります。

また、将来の財政負担を軽減し、長寿命化対策を計画的に実施していくための取組として、平成27年度に「公共施設長寿命化等推進基金」を創設しました。令和3年度末時点で残高が約240億円となっていますが、今後も、公共施設等の修繕及び改築等を計画的に進めるための貴重な財源として、将来に備えた積み立てを着実に進めていきます。

さらに、本計画に基づく委員会の総合調整機能を通じて、長寿命化対策や施設の更新の必要性・緊急性等を見極めながら、限られた財源で着実に対策が実施できるように、予算配分を含む仕組みづくりを検討します。

### (2) 情報の一括管理

各施設に関する情報は、所管部局が管理しているため、全庁的に共有されていないことから、施設ごとの維持管理費の比較や、担当部局間での施設の共用など効率的な活用が難しく、課題となっています。

このため、情報システムの活用により維持管理上必要な各施設の情報（台帳等）の一元化を検討・把握し、全庁的な情報管理・共有体制の構築を図ります。

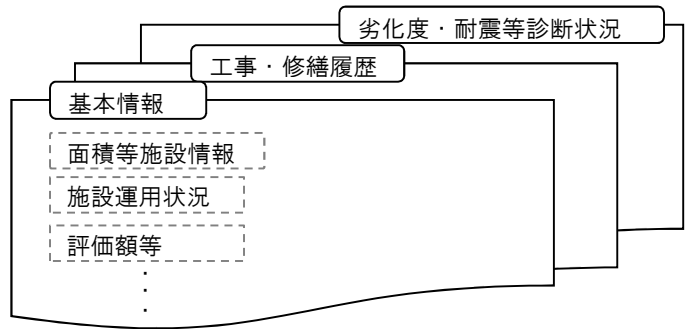
また、将来的には固定資産台帳等も活用し、維持修繕履歴や管理費用等も施設ごとにまとめることで、施設の維持管理経費の最適化・効率化を目指します。

<sup>22</sup> 集約化・複合化事業に対する「集約化・複合化事業債」や長寿命化事業に対する「長寿命化事業債」、転用事業に対する「転用事業債」、解体に対する「除却事業債」など

(一元化する情報例)

既存の台帳記載事項に加え

- ・施設運用状況（維持管理費等）
- ・過去の工事・修繕履歴
- ・劣化度、耐震等診断状況 等



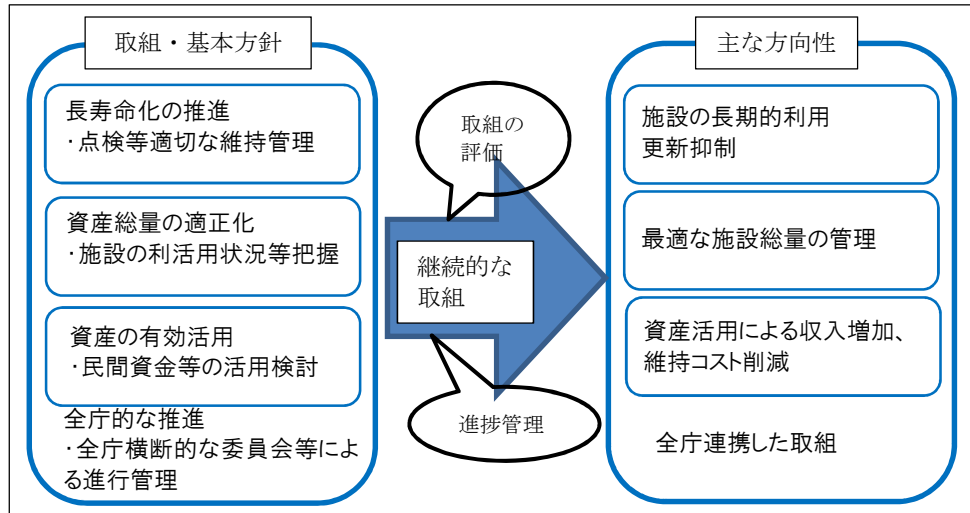


## 6 フォローアップの実施方針

### (1) 取組の評価、現状の確認及び見直し

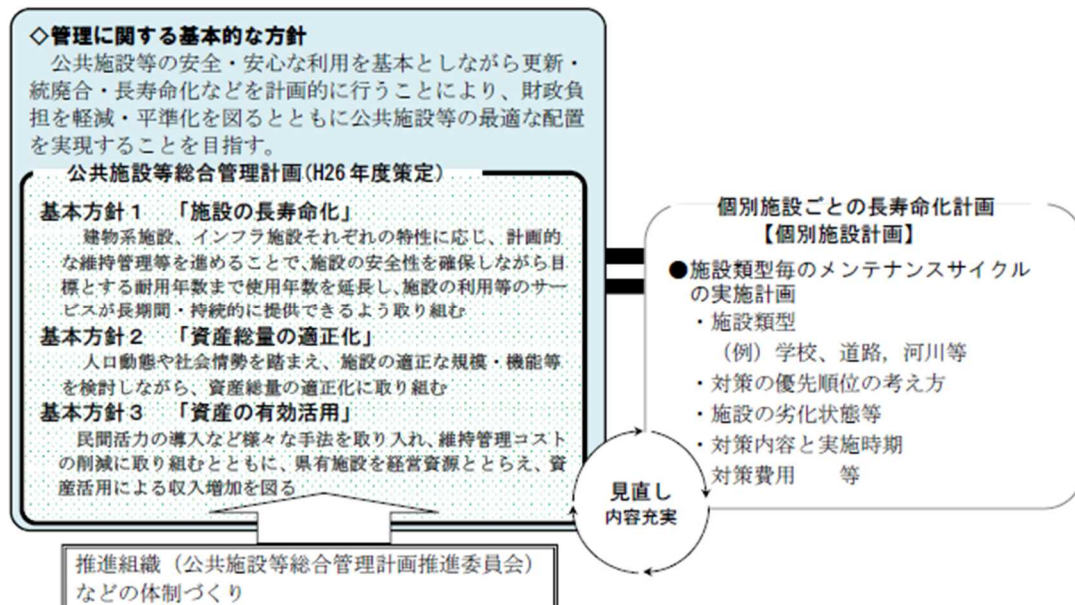
公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、継続的な取組を行っていきます。概ね5年ごとに進捗管理や取組の評価を行い、見直しながら進めます。

（取組のイメージ）

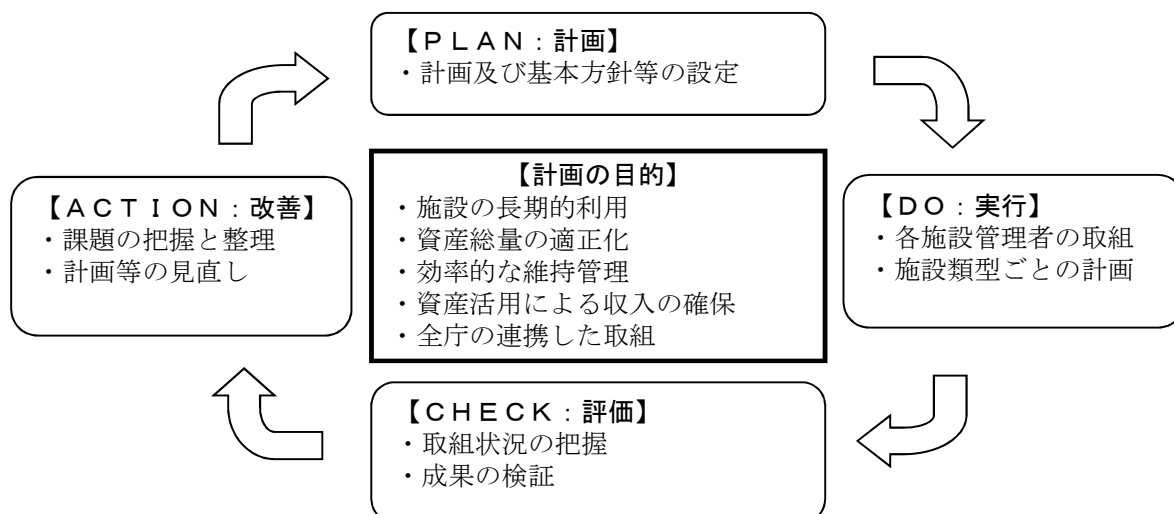


また、「第3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」及び「第4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」についても、PDCAサイクルによる評価を踏まえ、社会経済情勢の変化、行財政改革の進捗状況等も勘案しながら、定期的に必要な見直しを行うこととします。

### <見直しの体系>



## <PDCA サイクル>



### (2) 行政サービス水準等の検討

計画の推進にあたっては、施設の利用需要や人口動態を常に把握し、県としてあるべき行政サービス水準を検討しながら、計画の見直しを進めます。

また、長寿命化についても、その時代の要求にあった施設の機能を確保するための改修等が必要となるため、施設の要求水準に合った整備についても検討していきます。

なお、施設の再編等に際しては、必要な行政サービス水準を満たすため、県有の施設にこだわらない広域的視野に立ちながら、国や市町村との連携による国公有財産の最適利用や役割分担の見直しなどについても検討します。

### (3) 公民連携の推進（多様な主体との連携）

限られた財源と人材で、計画を推進していくためには、多様な主体との連携を図ることが重要です。このため、日頃から情報収集・発信を積極的に行い、県民、民間事業者、国、市町村、大学等と施設情報を共有するなど、多様な主体の知恵と工夫を活用することにより、対応策の幅を広げながら、効率的・効果的な維持管理・更新、サービス提供のあり方等を検討していきます。

### (4) 情報の公開等

県有施設の最適な配置等の検討にあたっては、施設利用者の利便性や、所在する地域のまちづくりにも影響することから、県民の意見を聴く機会を設けるほか、本計画の進捗状況及び実績・評価等について、議会への報告や県ホームページへの掲載等様々な手法により、定期的に情報を公開し、県民の理解を得るよう努めます。

# 第4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

## 1 概要

本章では、「第3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 (P26)」に基づき、各施設の特性等を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めるものです。

なお、施設類型ごとの具体的な対応方針については、この方針をもとに、各施設管理者が策定する個別施設計画において定めるものとします。

施設類型ごとの個別施設計画は、令和2年度までにすべて策定済みであり、今後は、策定済の個別施設計画については、この方針を踏まえ必要に応じて見直し・改定を行っていきます。

| 施設類型        | 個別施設計画          |                | 策定状況   | 策定担当部課               |
|-------------|-----------------|----------------|--------|----------------------|
| (1) 庁舎等     | 庁舎等施設長寿命化計画     |                | R2 策定  | 総務部管財課               |
| (2) 学校      | 県立学校施設の長寿命化計画   |                | R1 策定  | 教育庁財務課               |
| (3) 県営住宅    | 県営住宅長寿命化計画      |                | H25 改定 | 土木部住宅課               |
| (4) 警察施設    | 警察施設管理計画        |                | H29 策定 | 警察本部装備施設課            |
| (5) 職員宿舍    | 警察職員宿舍管理計画      |                | R2 策定  |                      |
| (6) 病院      | 病院局施設長寿命化計画     |                | R2 策定  | 病院局経営管理課             |
| (7) 道路施設    | 橋梁長寿命化修繕計画      |                | H27 改定 | 土木部道路維持課             |
|             | トンネル維持管理計画      |                | H26 策定 |                      |
|             | 舗装維持修繕計画        |                | H27 策定 |                      |
|             | 横断歩道橋維持管理計画     |                | H27 策定 |                      |
| (8) 河川管理施設  | 河川管理施設長寿命化計画    |                | H29 改定 | 土木部河川課               |
| (9) ダム      | ダム長寿命化計画        |                | R1 策定  |                      |
| (10) 砂防関連施設 | 砂防関係施設長寿命化計画    |                | R1 策定  |                      |
| (11) 海岸保全施設 | 河川海岸            | 茨城沿岸長寿命化計画     | R2 策定  | 土木部港湾課               |
|             | 港湾海岸            | 海岸保全施設維持管理計画   | R2 策定  |                      |
|             | 漁港海岸            | 漁港海岸保全施設長寿命化計画 | R1 策定  |                      |
| (12) 港湾施設   | 港湾施設維持管理計画      |                | H25 策定 | 土木部港湾課               |
| (13) 漁港施設   | 機能保全計画          |                | H22 策定 | 農林水産部水産振興課           |
| (14) 下水道施設  | 下水道ストックマネジメント計画 |                | H30 策定 | 土木部下水道課              |
| (15) 都市公園   | 公園施設長寿命化計画      |                | H24 策定 | 土木部都市整備課<br>教育庁保健体育課 |
|             |                 |                | H26 策定 |                      |
| (16) 農業水利施設 | 機能保全計画          |                | R2 策定  | 農林水産部農村計画課           |
| (17) 治山施設   | 治山施設個別施設計画      |                | R2 策定  | 農林水産部林業課             |
| (18) 水道施設   | 管路更新事業化計画       |                | H24 策定 | 企業局施設課               |
| (19) 交通安全施設 | 交通安全施設管理計画      |                | R1 策定  | 警察本部交通規制課            |

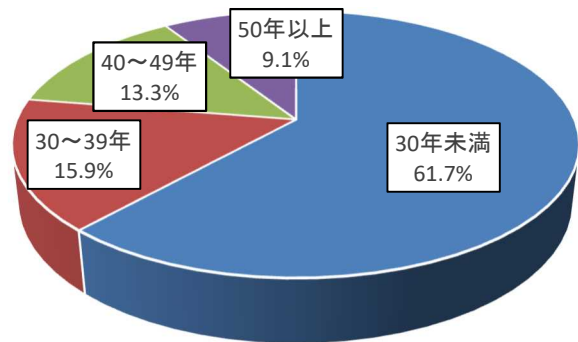
## (1) 庁舎等

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 資産内訳         | 施設数 | 建物数   | 延床面積(m <sup>2</sup> ) |
|--------------|-----|-------|-----------------------|
| 庁舎           | 61  | 233   | 299,138               |
| 試験研究機関・検査機関等 | 35  | 385   | 156,503               |
| 社会福祉施設       | 16  | 122   | 84,224                |
| 教育・文化・スポーツ施設 | 48  | 460   | 408,155               |
| 観光施設         | 12  | 114   | 31,114                |
| その他          | 158 | 280   | 30,892                |
| 計            | 330 | 1,594 | 1,010,026             |

| 規模   | 建物数   | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 構成比    |
|--|-------|-----------------------|--------|
| 3,000 m <sup>2</sup> 以上                            | 46    | 571,149               | 56.6%  |
| 1,000 m <sup>2</sup> 以上<br>3,000 m <sup>2</sup> 未満 | 121   | 205,084               | 20.3%  |
| 500 m <sup>2</sup> 以上<br>1,000 m <sup>2</sup> 未満   | 148   | 108,408               | 10.7%  |
| 500 m <sup>2</sup> 未満                              | 1,279 | 125,385               | 12.4%  |
| 計  | 1,594 | 1,010,026             | 100.0% |

| 築年数     | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 構成比   |
|---------|-----|-----------------------|-------|
| 30年未満   | 611 | 623,020               | 61.7% |
| 30年～39年 | 323 | 160,363               | 15.9% |
| 40年～49年 | 439 | 134,902               | 13.3% |
| 50年以上   | 221 | 91,741                | 9.1%  |
| 30年以上   |     |                       | 38.3% |
| 40年以上   |     |                       | 22.4% |



### 2 現状と課題

- 築後30年以上の割合は約38%（延床面積ベース）であるが、県庁舎をはじめ平成以降に整備された大規模施設が築後30年以上となる令和10年度には、約80%を超える見込みであることから、急激に老朽化が進み、改修・更新費用の増大が懸念される。
- 計画的な予防保全の実施にあたり、施設管理者は、点検や維持管理・修繕などに関する技術的な知識を十分有しておらず、また技術的な支援体制も十分ではない。

### 3 取組方針

「庁舎等」は、合同庁舎や保健所、土木事務所等の庁舎系施設のほか、大洗マリンタワー等の観光施設や生涯学習センター等の教育施設、カシマサッカースタジアム等のスポーツ施設など、様々な施設で構成されている。

これらの施設は、県民に行政サービスを提供する中核施設であり、また災害時には防災拠点施設となる施設も多いことから、県民サービスのさらなる向上に資するとともに、勤務する職員がその能力を最大限に発揮できるよう、適切な維持管理・修繕・更新等を実施する。

|              |  |
|--------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築基準法に基づく法定点検のほか、法定点検対象外施設についても、定期的に劣化度点検を実施する。また、施設管理者が「日常点検マニュアル」等を参考として日常点検（年1回）を実施し、建物等の経年劣化状況・性能低下状況を把握する。</li> <li>○ 施設ごとに点検結果、修繕履歴、既存図面等のデータを適切に管理する台帳を整備し、維持管理等の効率的な実施に活用する。</li> </ul> |
|--------------|--|

(1) 庁舎等

|                   |   |
|-------------------|---|
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 点検・診断結果に基づき、「長期保全計画」を作成した上で、計画的な修繕等を実施し、機能・性能の保持・回復を図る「予防保全」に取り組む。予防保全に取り組むことにより、修繕等の実施時期等を調整し、財政負担の平準化を図るとともに、建物のライフサイクルコストの縮減に努める。</li><li>○ 施設管理者の維持管理能力の向上を図るため、研修会を実施するとともに、修繕等工事に係る助言等技術的支援を行う体制を整備する。</li><li>○ 建替（更新）等の際には、PPP/PFI の活用など、民間活力の導入について検討する。</li></ul>   |
| ③安全確保の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 危険性が高いと認められた箇所については早期に修繕を実施するとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、他の施設についても早急に点検や予防的措置を講じる。</li><li>○ 倒壊等危険性が高い施設や、用途が廃止され、今後も利用される見込みのない老朽化施設等については、安全確保の観点から、原則として解体・撤去する。また、早急に解体・撤去が困難な場合は、防護柵の設置等による立入禁止措置等により安全の確保に十分配慮する。</li></ul>   |
| ④耐震化の実施方針         | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「茨城県耐震改修促進計画」の対象施設については、平成 27 年度までに耐震化を完了した。</li><li>○ そのほか災害時に防災拠点となる施設については、災害時における機能の維持や事業の継続を可能とするため、耐震化等を推進する。</li></ul>   |
| ⑤長寿命化の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 庁舎など県の行政事務を行う施設や、県民が利用する施設のうち、「県有建築物長寿命化実施基準」に基づき、延床面積が原則 500 ㎡以上の建物を対象とする（倉庫・車庫等及び建て替え・廃止等の方針が決定されている建物は除く）。また、目標使用年数を原則 80 年とし、予防保全に優先的に取り組む建築物・部材（優先保全部材）を選定し、部材等ごとに修繕・更新周期を設定し、劣化状況を踏まえ、計画的に修繕・更新を実施する。</li><li>○ 「県有建築物長期保全計画作成マニュアル」に基づき、改修周期を概ね 20 年・30 年とし、築 40 年の時点で大規模改修を行うことを基本とする。</li><li>○ 建物の改修や設備の更新等に当たっては、間仕切りの変更など将来の用途変更への柔軟な対応や、時代の要求水準にあった建物性能・機能性の向上に取り組む。</li></ul> |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組む。</li></ul>  |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設全体を対象に施設の在り方を定期的に検証し、共有部分や重複する用途の兼用や、余剰スペースの活用等により集約化を図るとともに、将来余剰が見込まれる建物の廃止等を検討する。また、施設の特性、種別に応じた適正面積を検討し、テレワーク（在宅・サテライトオフィスでの勤務、モバイルワーク）や時差出勤などの勤務体制等も考慮しながら、執務室における適正配置を検討する。</li><li>○ サテライトオフィスなどのテレワークを推進するにあたっては、市町村・民間事業者等が所有する建物の借り上げ等についても検討する。</li><li>○ 統廃合等により未利用となった施設については、民間等への売却等積極的に処分を進める。</li></ul>   |

## (2) 学校

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 資産内訳   | 学校数 | 建物数※ | 延床面積(㎡)   |
|--------|-----|------|-----------|
| 高等学校   | 93  | 460  | 1,011,036 |
| 中等教育学校 | 2   | 9    | 22,827    |
| 特別支援学校 | 23  | 130  | 162,615   |
| 計      | 118 | 599  | 1,196,478 |

生徒数 [R2.5.1 現在]：(高等学校) 54,497 人

(中等教育学校) 1,643 人

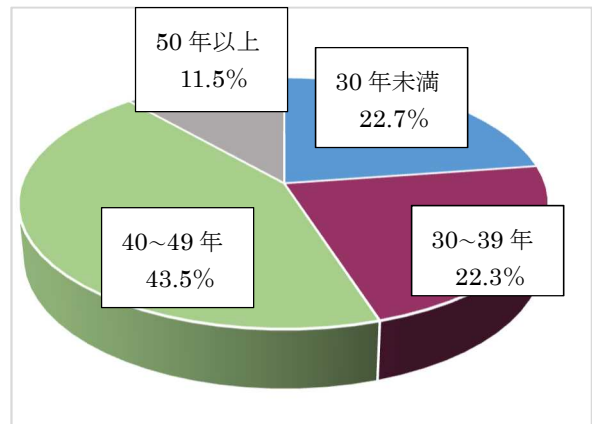
(特別支援学校) 3,992 人

(高等学校に中高一貫校を含む。)

※高校・中等教育学校 500 ㎡以上 特別支援学校 200 ㎡以上の建物

| 規模                     | 建物数※ | 延床面積(㎡)   | 構成比    |
|------------------------|------|-----------|--------|
| 3,000 ㎡以上              | 160  | 656,408   | 54.8%  |
| 1,000 ㎡以上<br>3,000 ㎡未満 | 240  | 476,103   | 39.8%  |
| 500 ㎡以上<br>1,000 ㎡未満   | 70   | 54,475    | 4.6%   |
| 500 ㎡未満                | 129  | 9,492     | 0.8%   |
| 計                      | 599  | 1,196,478 | 100.0% |

| 築年数       | 建物数 | 延床面積(㎡) | 構成比   |
|-----------|-----|---------|-------|
| 30 年未満    | 131 | 271,406 | 22.7% |
| 30 年～39 年 | 162 | 266,896 | 22.3% |
| 40 年～49 年 | 238 | 520,058 | 43.5% |
| 50 年以上    | 68  | 138,118 | 11.5% |
| 30 年以上    |     |         | 77.3% |
| 40 年以上    |     |         | 55.0% |



### 2 現状と課題

- 県立学校施設については、昭和 40 年代から 50 年代における幼児児童生徒の急増に伴い建築された建物が約 7 割を占めており、全体的に老朽化が進んでいる。
- このため、限られた財源で、県立学校施設の適切な維持管理を行い、児童生徒の安全性を確保しつつ、多様化する教育ニーズに適切に対応するためには、中長期的な視点に立ち、現状を把握し、総合的かつ計画的に修繕・更新等を実施していく必要がある。

## (2) 学校

### 3 取組方針

学校施設は、幼児児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、安全・安心で快適な施設環境を確保するため、適切な維持管理・修繕・更新等を実施する。

|                   |  |
|-------------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校施設の安全性を確認・確保するため、日常的な点検に加えて、建築基準法12条点検やその他法令に基づいた法定点検（以下「点検」という。）を実施し、定期的に劣化状況を把握する。</li><li>○ また、点検の結果に加えて、これまでの改修履歴や耐震診断結果を集積・整理することにより、建物毎の現況をデータ化し、そのデータを学校と共有・活用することで、適切かつ効率的な施設管理に努める。</li></ul>                 |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 修繕・改修は、点検の結果、施設設備の現況、必要性や将来の見通しなどを含めて総合的に検討し、より効果的・効率的な維持管理を実施していく。</li></ul>  |
| ③安全確保の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 危険性が高いと認められた箇所については、速やかに修繕を実施するとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、他の施設についても早急に点検や予防的措置を講じる。</li><li>○ 用途が廃止され、今後も利用される見込みのない老朽化施設等については、安全確保の観点から、原則として解体・撤去することで対応する。また、早急に解体・撤去が困難な場合は、防護柵の設置等による立入禁止措置等により、安全の確保に十分配慮する。</li></ul> |
| ④耐震化の実施方針         | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「茨城県耐震改修促進計画」の対象施設については、平成27年度までに耐震化を完了した。</li><li>○ また、避難所となる屋内運動場等の天井材や照明器具等の非構造部材の耐震化（落下防止対策）についても、平成28年度末までに完了した。</li></ul>  |
| ⑤長寿命化の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「県有建築物長寿命化実施基準」に基づき、県立学校施設の目標使用年数を原則80年とする。</li><li>○ 「茨城県有建築物長期保全計画作成マニュアル」に基づき、改修周期を概ね20年とし、築20年・60年の時点で改修、築40年の時点で大規模改修を行うことを基本とする。</li></ul>   |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組む。</li></ul>   |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本県の幼児児童生徒数は、高等学校等では減少傾向にある一方で、特別支援学校では増加傾向にある。この状況や社会環境の変化を踏まえ策定される「県立高等学校改革プラン」及び「県立特別支援学校教育環境整備計画」などの計画に基づき、学校施設の適正規模・適正配置を図る。</li></ul>   |

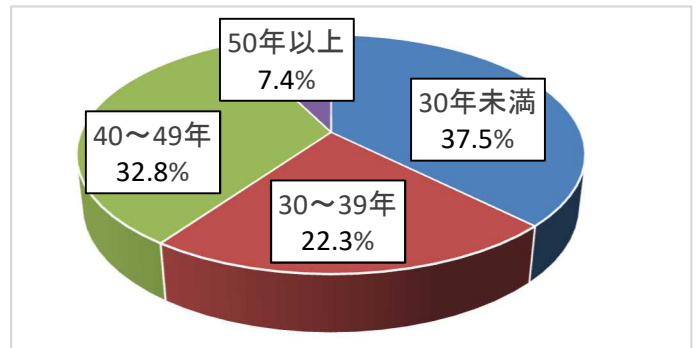
### (3) 県営住宅

#### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 資産内訳 | 施設数 | 建物数   |
|------|-----|-------|
| 住宅   | 157 | 987   |
| 集会所  | 90  | 92    |
| 計    | 247 | 1,079 |

| 規模（住宅）   | 建物数 | 戸数     | 構成比    |
|--|-----|--------|--------|
| 3,000 m <sup>2</sup> 以上                            | 17  | 745    | 5.7%   |
| 1,000 m <sup>2</sup> 以上<br>3,000 m <sup>2</sup> 未満 | 398 | 7,871  | 60.2%  |
| 500 m <sup>2</sup> 以上<br>1,000 m <sup>2</sup> 未満   | 310 | 3,645  | 27.9%  |
| 500 m <sup>2</sup> 未満                              | 262 | 817    | 6.2%   |
| 計  | 987 | 13,078 | 100.0% |

| 築年数（住宅） | 建物数 | 戸数    | 構成比   |
|---------|-----|-------|-------|
| 30年未満   | 396 | 4,909 | 37.5% |
| 30年～39年 | 299 | 2,911 | 22.3% |
| 40年～49年 | 240 | 4,291 | 32.8% |
| 50年以上   | 52  | 967   | 7.4%  |
| 30年以上   |     |       | 62.5% |
| 40年以上   |     |       | 40.2% |



#### 2 現状と課題

- 県営住宅ストックについては、築後30年以上の割合は約63%（戸数ベース）と老朽化が進んでおり、今後20年程度は平均して37戸/年が目標使用年数を迎えることになる。
- その後急激に目標使用年数を迎える戸数が増加し、ピーク時の令和38年には762戸が目標使用年数を迎えるなど、20年間（令和30～49年）で平準化しても350戸/年程度のペースになるほか、その後の25年間（令和50～74年）も220戸/年程度のペースとなっており、将来、ストックの維持が困難になることが想定される。
- このため、公営住宅の需要動向や財政状況などを踏まえつつ、建替えに加えて既存ストックの計画的な修繕・改善により長寿命化を図ること、更新コストを平準化することが重要である。



### (3) 県営住宅

#### 3 取組方針

県営住宅がこれまで以上に真に住宅に困窮する世帯に的確に供給され、県民共有のセーフティネットとして一層有効に機能するよう、将来の公営住宅の需給バランスに配慮し、市町村との連携のもとに、ストック重視の視点から既存公営住宅ストックの適切な維持保全及び更新・再編を進める。

また、市町村の公営住宅長寿命化計画等と連携しつつ、的確な公営住宅の整備及び維持管理に取り組む。

|                   |  |
|-------------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 修繕周期に先だって定期点検を充実し、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施につなげる。</li><li>○ 定期点検のほか、日常的なパトロールにより劣化状況を確認する。</li></ul>  |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 住棟単位で修繕履歴などのデータをまとめ、随時、確認できる仕組みを整備する。</li><li>○ 県営住宅の定期点検を実施するとともに、予防保全的な維持管理を実施する。</li></ul>  |
| ③安全確保の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 定期点検により現状を把握しながら適切な修繕や改善を実施することで安全性を確保する。</li></ul>  |
| ④耐震化の実施方針         | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 全ての県営住宅において耐震化済。</li></ul>   |
| ⑤長寿命化の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「県営住宅長寿命化計画（平成 31 年 3 月改定）」に基づき、適切な時期に予防保全的な修繕や耐久性の向上などを図る改善を実施することにより、県営住宅の長寿命化を図るとともに、環境負荷の低減とコスト縮減を図る。</li><li>○ 躯体部を中心に耐久性の向上などを図る改善を実施することにより、県営住宅の長寿命化を図る。</li><li>○ 屋上防水工事の改修周期に外壁改修の周期が合うよう工法、仕様を選定することで、仮設足場設置の効率化による事業費の低減や工事に伴う入居者負担の軽減を図る。</li></ul> |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組む。</li></ul>   |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 老朽化により入居の需要が見込めず、有効活用の必要性・可能性が低い住棟は廃止する。</li></ul>   |

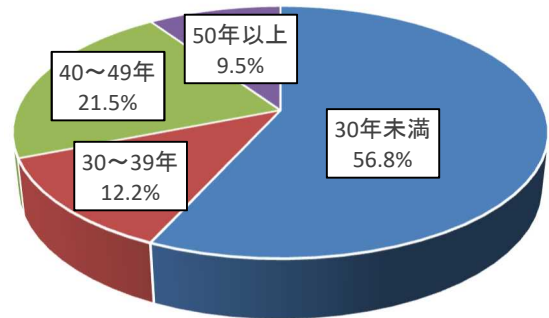
## (4) 警察施設

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 資産内訳    | 施設数 | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) |
|---------|-----|-----|-----------------------|
| 警察本部庁舎  | 1   | 1   | 24,942                |
| 執行隊庁舎   | 9   | 63  | 27,466                |
| 警察署     | 27  | 168 | 80,349                |
| 交番・駐在所等 | 212 | 283 | 27,805                |
| 計       | 249 | 515 | 160,562               |

| 規模   | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 構成比    |
|--|-----|-----------------------|--------|
| 3,000 m <sup>2</sup> 以上                            | 9   | 61,865                | 38.5%  |
| 1,000 m <sup>2</sup> 以上<br>3,000 m <sup>2</sup> 未満 | 28  | 49,005                | 30.5%  |
| 500 m <sup>2</sup> 以上<br>1,000 m <sup>2</sup> 未満   | 12  | 8,473                 | 5.3%   |
| 500 m <sup>2</sup> 未満                              | 466 | 41,219                | 25.7%  |
| 計  | 515 | 160,562               | 100.0% |

| 築年数     | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 構成比   |
|---------|-----|-----------------------|-------|
| 30年未満   | 284 | 91,208                | 56.8% |
| 30年～39年 | 77  | 19,510                | 12.2% |
| 40年～49年 | 93  | 34,536                | 21.5% |
| 50年以上   | 61  | 15,308                | 9.5%  |
| 30年以上   |     |                       | 43.2% |
| 40年以上   |     |                       | 31.0% |



(警察本部庁舎)



(警察署)



(駐在所)

### 2 現状と課題

- 県民の安全・安心を守る警察活動の拠点となる施設として、警察本部庁舎、交通機動隊等の執行隊庁舎、警察署、交番・駐在所など、建物の規模も様々で、構造上も鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、木造と多種多数の建物を管理している。
- 築後30年以上の割合は約40%（延床面積ベース）と老朽化が進んでおり、今後更新時期が到来し、各施設の建て替えや大規模改修が必要となるなど、財政負担の平準化が課題となっている。

#### (4) 警察施設

### 3 取組方針

「警察施設」は、警察本部庁舎、運転免許センターや機動センター、警察署、交番・駐在所等、様々な施設で構成されている。

これらの施設は、県民の安全・安心を守る警察活動の拠点であるとともに、大規模災害発生時には活動拠点となる施設も多いことから、その機能を最大限発揮できるよう、大規模改修や更新を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施する。

|                   |   |
|-------------------|---|
| ①点検・診断等の実施方針      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 劣化状況や不具合状況の適確な把握が重要であることから、建築基準法に基づく法定点検を実施し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響等についても併せて把握する。</li><li>○ 警察署等大規模施設については、点検により集積した、経年による劣化状況や外的負担（気候、使用特性等）による建物性能の低下状況等を踏まえ、長期保全計画を策定する。</li></ul>  |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設の安全性や業務の継続性に支障をきたすことのないよう、「⑤長寿命化の実施方針」等に基づく予防保全を講じ、適切に維持管理・修繕等を実施する。</li><li>○ 施設の建て替え及び大規模改修については、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減及び平準化の観点から、計画的な整備を行う。</li></ul>  |
| ③安全確保の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設の管理においては、利用者の安全確保を最重要事項と認識した上で点検を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。</li><li>○ 老朽化等により廃止した施設は、適切に解体・撤去等を進める。</li></ul>   |
| ④耐震化の実施方針         | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「茨城県耐震改修促進計画」に基づき、平成 27 年度末までに必要な施設に対する耐震化を完了した。</li></ul>  |
| ⑤長寿命化の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「県有建築物長寿命化実施基準」に基づき、目標使用年数を設定するとともに、予防保全に優先的に取り組む建築物・部材（優先保全部材）を選定し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。</li><li>○ 長期保全計画を踏まえ策定した個別施設計画に基づき、長寿命化改修の実施時期が集中しないよう調整し、財政負担の平準化を図る。</li><li>○ 改修等にあたっては、時代に相応しい機能の充実を図りながら、施設の長期使用に対応する。</li></ul> |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組む。</li></ul>  |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 警察力の強化を図る観点から、平成 20 年度に「警察施設再編整備計画」を策定し、再編整備に取り組んでおり、これまでに駐在所や警察署の統合等を進めることにより、警察施設の適正配置を計画的に推進している。</li></ul>  |

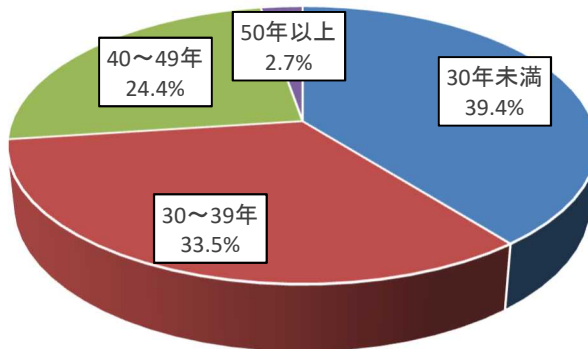
## (5) 職員宿舎（職員住宅）

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 施設数 | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) |
|-----|-----|-----------------------|
| 148 | 427 | 82,295                |

| 築年数     | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 構成比   |
|---------|-----|-----------------------|-------|
| 30年未満   | 148 | 32,392                | 39.4% |
| 30年～39年 | 137 | 27,591                | 33.5% |
| 40年～49年 | 118 | 20,074                | 24.4% |
| 50年以上   | 24  | 2,238                 | 2.7%  |
| 30年以上   |     |                       | 60.6% |
| 40年以上   |     |                       | 27.1% |

| 規模   | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 構成比    |
|--|-----|-----------------------|--------|
| 3,000 m <sup>2</sup> 以上                            | -   | -                     | -      |
| 1,000 m <sup>2</sup> 以上<br>3,000 m <sup>2</sup> 未満 | 11  | 15,528                | 18.9%  |
| 500 m <sup>2</sup> 以上<br>1,000 m <sup>2</sup> 未満   | 37  | 27,290                | 33.1%  |
| 500 m <sup>2</sup> 未満                              | 379 | 39,477                | 48.0%  |
| 計  | 427 | 82,295                | 100.0% |



### 2 現状と課題

- 築後30年以上の割合が約73%（延床面積ベース）と老朽化が進んでいるため、一般行政職員（知事部局）及び教職員（教育庁）の職員住宅については、「職員住宅再編計画」に基づき廃止する予定である。
- 警察職員宿舎については、地震等の大規模災害や重大事件・事故が発生した場合における有事即応体制の確保を目的として整備しており、必要数を確保しなければならないことから、老朽宿舎の廃止を進める一方、不足する宿舎の確保が課題となっている。

## (5) 職員宿舎（職員住宅）

### 3 取組方針

老朽化が進む一般行政職員住宅及び教職員住宅については、再編計画に基づき廃止を進める一方、警察職員宿舎については、大規模災害をはじめとする緊急突発事案の対応体制を確保するため、老朽宿舎の廃止や大規模改修を計画的に推進するとともに、民間資金を活用した手法により更新を行うなど、適正規模の維持に努める。

|                   |  |
|-------------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針      | ○ 劣化状況や不具合状況の適確な把握が重要であることから、建築基準法に基づく法定点検をはじめ、随時必要な点検を実施し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響等についても併せて把握をする。  |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | ○ 宿舎の安全性や居住環境の悪化など、支障をきたすことのないよう、「⑤長寿命化の実施方針」等に基づく予防保全を講じ、適切に維持管理・修繕等を実施する。<br>○ 宿舎の大規模改修については、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減及び平準化の観点から、計画的に整備を行うとともに、建て替え（更新）等については、民間資金を活用する手法を導入するなど、整備及び管理運営コストの縮減を図る。     |
| ③安全確保の実施方針        | ○ 宿舎の管理においては、随時必要な点検を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。<br>○ 老朽化等により廃止した施設は、適切に解体・撤去等を進める。   |
| ④耐震化の実施方針         | ○ 「茨城県耐震改修促進計画」に基づき、平成27年度末までに必要な施設の耐震化を完了した。  |
| ⑤長寿命化の実施方針        | ○ 「県有建築物長寿命化実施基準」に基づき、目標使用年数を設定するとともに、予防保全に優先的に取り組む建築物・部材（優先保全部材）を選定し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。<br>○ 長期保全計画を踏まえ策定する個別施設計画に基づき、長寿命化改修の実施時期が集中しないよう調整し、財政負担の平準化を図る。                            |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | ○ 改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組む。   |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | ○ 一般行政職員住宅及び教職員住宅は、再編計画に基づいて用途を廃止する。<br>○ 廃止した住宅のうち、一部は警察職員宿舎として活用し、それ以外は解体・撤去のうえ、跡地の売却処分等を進める。<br>○ 警察職員宿舎については、老朽宿舎の廃止を計画的に推進する一方、地震等の大規模災害や重大事件・事故が発生した場合における有事即応体制を勘案した必要数を確保するため、適正規模の維持に努める。 |

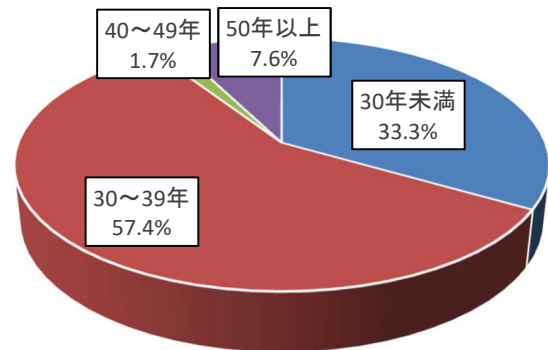
## (6) 病院

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 資産内訳       | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) |
|------------|-----|-----------------------|
| 中央病院       | 6   | 40,351                |
| こころの医療センター | 14  | 24,955                |
| こども病院      | 10  | 17,231                |
| 計          | 30  | 82,537                |

| 規模   | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 構成比    |
|--|-----|-----------------------|--------|
| 3,000 m <sup>2</sup> 以上                            | 4   | 63,819                | 77.3%  |
| 1,000 m <sup>2</sup> 以上<br>3,000 m <sup>2</sup> 未満 | 8   | 12,342                | 15.0%  |
| 500 m <sup>2</sup> 以上<br>1,000 m <sup>2</sup> 未満   | 4   | 3,195                 | 3.9%   |
| 500 m <sup>2</sup> 未満                              | 14  | 3,181                 | 3.8%   |
| 計  | 30  | 82,537                | 100.0% |

| 築年数     | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 構成比   |
|---------|-----|-----------------------|-------|
| 30年未満   | 15  | 27,472                | 33.3% |
| 30年～39年 | 8   | 47,389                | 57.4% |
| 40年～49年 | 2   | 1,389                 | 1.7%  |
| 50年以上   | 5   | 6,287                 | 7.6%  |
| 30年以上   |     |                       | 66.7% |
| 40年以上   |     |                       | 9.3%  |



|   |  |   |
|---|--|---|
|  |  |  |
| (中央病院)  | (こころの医療センター)   | (こども病院)   |
| 昭和30年度開設、500床・36診療科<br>がん診療に関する高度専門医療を提供するとともに、へき地医療、結核医療、救急医療を提供する拠点施設             | 昭和25年度開設、286床・4診療科<br>精神科救急医療、児童思春期の精神疾患、アルコール・薬物依存症等に関する精神科専門医療を提供する拠点施設            | 昭和60年度開設、115床・19診療科<br>小児がん、先天性心疾患、NICU等小児専門医療を提供する拠点施設                               |

### 2 現状と課題

- 中央病院は、昭和63年に改築し、築後30年以上が過ぎて施設の老朽化・狭隘化が進んでいる。
- こころの医療センターは、平成23年に新病院を整備した。
- こども病院は、昭和60年開設以後、築後30年以上経過しており、平成25年から平成27年にかけて、院内リニューアル工事を実施した。
- 県の基幹病院として、高度医療や政策医療等を推進し、安心・安全な質の高い医療を提供するため、計画的に施設の維持管理及び機能向上を図る必要がある。

## (6) 病院

### 3 取組方針

「病院」は、中央病院、こころの医療センター、こども病院で構成されている。

これらの施設は、県の基幹病院としてより安全・安心な質の高い医療を確保し、他の医療機関との役割分担や連携を図りながら効率的に公的医療を担いつつ、県全体の政策医療の実施における中心的な役割を担っていく必要があるため、適切な維持管理・修繕・更新等を実施する。

|                   |  |
|-------------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針      | ○ 常に患者の生命を預かる病院施設という施設の特性に鑑み、24時間稼働できる施設であるために、建築基準法に基づく法定点検や定期点検等を実施する。   |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | ○ 点検・診断等を通じて、建物ごとの長期保全計画を作成し、それらをまとめて個別施設計画を策定する。そして建物の老朽化や建築設備の不具合を未然に予防し、今後の費用の抑制、平準化を図り、計画的な維持管理に努める。<br>○ 病院施設の安全性及び運営に支障をきたすことがないように、維持管理を含む修繕・更新等を実施していく。<br>○ また、建替や大規模改修、維持管理の実施に当たっては、他病院の状況も踏まえつつ、整備面積の精査等により費用の抑制に取り組んでいく。  |
| ③安全確保の実施方針        | ○ 点検・診断等により、危険性が認められた箇所は、速やかに修繕を行う。<br>○ 倒壊の可能性が高い建物や、今後も利用される見込みのない老朽化した施設については、費用や緊急性を踏まえ、計画的に解体・撤去していく。   |
| ④耐震化の実施方針         | ○ 活用している建物は、新耐震基準（昭和56年改正基準法の耐震基準）により建築されたため、耐震性能が確保されている。   |
| ⑤長寿命化の実施方針        | ○ 「県有建築物長寿命化実施基準」に基づき、目標使用年数を設定するとともに、予防保全に優先的に取り組む建築物・部材（優先保全部材）を選定し、計画的な予防保全を講じることにより長寿命化を図り、今後の維持・修繕・更新等に係る費用の低減を図る。<br>○ 建物ごとの長期保全計画を踏まえ策定する個別施設計画に基づき、改修等の実施時期を適切に調整し、財政支出の平準化を図る。<br>○ また、維持・修繕・更新にあたっては、高度医療や政策医療等を推進し、安心・安全な質の高い医療を提供するため、時代に相応した機能の充実を図りながら、施設の長期使用に対応する。 |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | ○ 改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組む。   |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | ○ 県が策定した地域医療構想を踏まえ、今後検討される県立病院に求められる役割を考慮し、必要に応じて集約、再編等について検討する。   |



## (7) 道路施設

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）（橋梁）

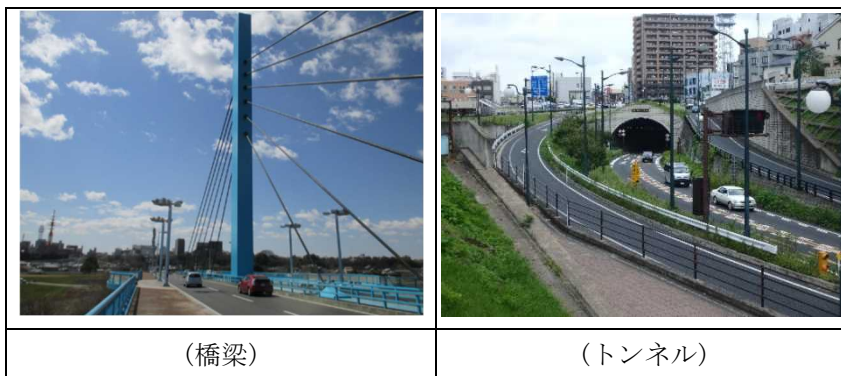
| 資産内訳  | 数量      |
|-------|---------|
| 橋梁    | 2,786 橋 |
| トンネル  | 18 本    |
| 舗装    | 4,144km |
| 横断歩道橋 | 121 橋   |

| 規模             | 数量      | 構成比    |
|----------------|---------|--------|
| 100m 以上        | 244 橋   | 8.8%   |
| 50m 以上 100m 未満 | 160 橋   | 5.7%   |
| 15m 以上 50m 未満  | 643 橋   | 23.1%  |
| 15m 未満         | 1,739 橋 | 62.4%  |
| 計              | 2,786 橋 | 100.0% |

（トンネル）

| 規模                | 数量   | 構成比    |
|-------------------|------|--------|
| 1,000m 以上         | 1 本  | 5.6%   |
| 500m 以上 1,000m 未満 | 7 本  | 38.9%  |
| 100m 以上 500m 未満   | 9 本  | 50.0%  |
| 100m 未満           | 1 本  | 5.6%   |
| 計                 | 18 本 | 100.0% |

| 整備年数    | 橋梁    |       | トンネル |       | 横断歩道橋 |       |
|---------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
|         | 数量    | 構成比   | 数量   | 構成比   | 数量    | 構成比   |
| 30 年未満  | 561 橋 | 23.3% | 13 本 | 72.2% | 19 橋  | 15.8% |
| 30～39 年 | 483 橋 | 20.1% | 3 本  | 16.7% | 19 橋  | 15.8% |
| 40～49 年 | 565 橋 | 23.5% | 2 本  | 11.1% | 39 橋  | 32.5% |
| 50 年以上  | 796 橋 | 33.1% | -    | -     | 43 橋  | 35.9% |
| 不明      | 381 橋 | -     | -    | -     | 1     | -     |
| 30 年以上  |       | 76.7% |      | 27.8% |       | 84.2% |
| 40 年以上  |       | 56.6% |      | 11.1% |       | 68.4% |



### 2 現状と課題

- 橋梁・トンネルなどの道路施設については、高度経済成長期に整備されたものが多く、今後、急速な老朽化の進行に伴い、大規模な修繕や更新の時期が同時期に集中することが予測されるため、維持管理更新費用の増大が懸念される。



## (7) 道路施設

### 3 取組方針

道路施設については、定期的な点検・診断結果を踏まえた施設毎の長寿命化計画や維持管理計画に基づき、損傷が小規模なうちに、適切な対策を実施するとともに、状態や補修履歴等を記録し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルを構築し、持続的な維持管理を進めることを基本とする。

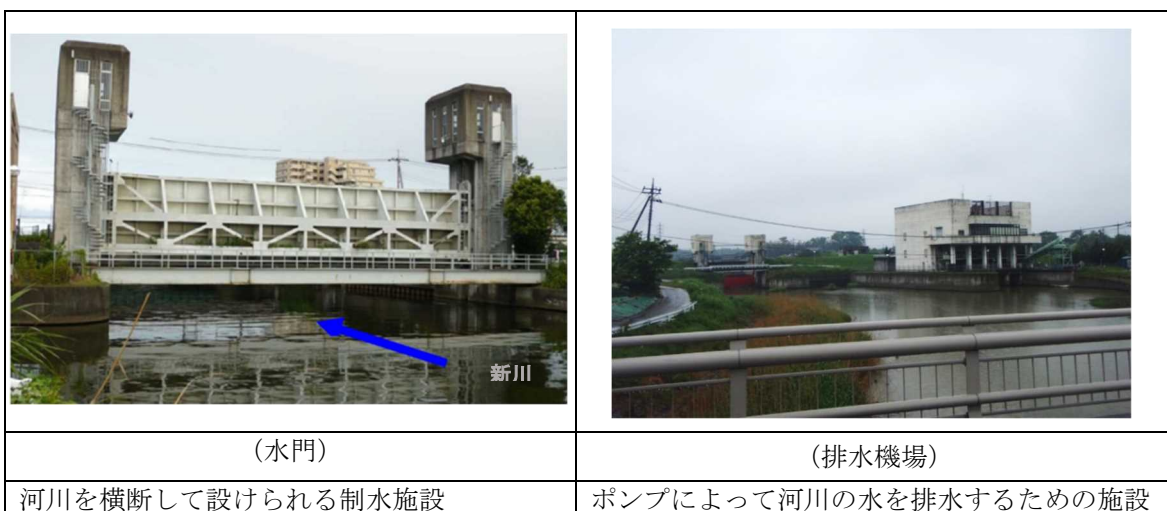
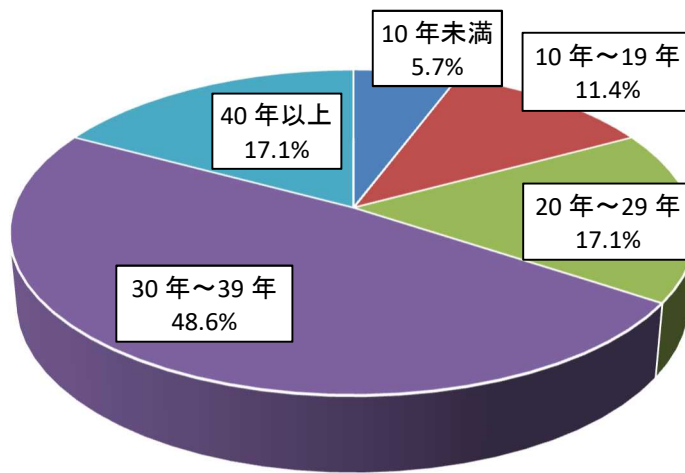
|                   |   |
|-------------------|---|
| ①点検・診断等の実施方針      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 橋梁、トンネル、大型カルバート等、横断歩道橋、門型標識等については、道路法施行規則に基づき、5年に1回の近接目視による点検を行い、健全性の診断を行う。</li><li>○ 道路舗装については、国（国交省）が策定した舗装点検要領に準じて、5年に1回の路面性状調査を実施するとともに、日常の道路パトロールによる点検により、データの収集に努める。</li><li>○ その他の施設についても、施設を常に良好な状態に保つよう施設の状態を把握し、不具合の早期発見・早期対応を行うため、日常の道路パトロールによる点検を実施する。</li><li>○ 点検・診断時に、情報通信技術（ICT）やロボットなどの新技術を活用し、点検・診断技術の高度化・効率化に取り組む。</li></ul>   |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 定期的な点検・診断に基づき、損傷の小さなうちに、適切な対策を実施するとともに、状態や補修履歴等を記録し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルを構築する。</li><li>○ 「事後対策型」から「予防保全型」の維持管理へ転換することにより、施設の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減、予算の平準化を図る。</li></ul>  |
| ③安全確保の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 点検・診断等により、危険性が高いと認められた箇所については、応急措置を実施するとともに、早期に修繕を実施する。</li></ul>   |
| ④耐震化の実施方針         | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「道路防災総点検に基づく要対策橋梁（平成9年度）」に位置付けられた橋梁について、優先的に耐震化を進める。</li></ul>  |
| ⑤長寿命化の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 計画に基づいた対策を着実に実施することで、施設の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減、予算の平準化を図り、施設の長寿命化を効率的に進める。<br/><b>【橋梁】</b><ul style="list-style-type: none"><li>○ 「橋梁長寿命化修繕計画（平成28年3月改定）」に基づき、計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。</li></ul><b>【トンネル】</b><ul style="list-style-type: none"><li>○ 「トンネル維持管理計画（平成27年3月策定）」に基づき、適切な維持管理を行う。</li></ul><b>【道路舗装】</b><ul style="list-style-type: none"><li>○ 「舗装維持修繕計画（平成28年3月策定）」に基づき、適切な維持修繕を行い、計画のフォローアップを行いながら、効率的な維持管理を行う。</li></ul><b>【横断歩道橋】</b><ul style="list-style-type: none"><li>○ 「横断歩道橋維持管理計画（平成28年3月策定）」に基づき、適切な維持管理を行う。</li></ul></li></ul> |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組む。</li></ul>  |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、既存計画の見直しや、必要がなくなった施設の廃止等に取り組む。</li></ul>   |

(8) 河川管理施設

1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 資産内訳 |       | 施設数 |
|------|-------|-----|
| 治水施設 | 堰     | 1   |
|      | 水門    | 7   |
|      | 樋門・樋管 | 17  |
|      | 排水機場  | 7   |
|      | 小計    | 32  |
| 環境施設 | 浄化施設  | 3   |

| 整備年数    | 施設数 | 構成比   |
|---------|-----|-------|
| 10年未満   | 2   | 5.7%  |
| 10年～19年 | 4   | 11.4% |
| 20年～29年 | 6   | 17.1% |
| 30年～39年 | 17  | 48.6% |
| 40年以上   | 6   | 17.1% |
| 30年以上   |     | 65.7% |



## (8) 河川管理施設

### 2 現状と課題

- 水門や排水機場など河川管理施設については、地域住民の安心・安全な暮らしを守るため、将来にわたり洪水時に所定の機能を発揮させる必要がある。
- このため、治水上影響のある河川管理施設 32 施設のうち、本川を横断し、改築の際には多大な費用を要する 12 施設について、「茨城県河川管理施設長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。

### 3 取組方針

河川管理施設は、堰、水門、排水機場など、大雨・洪水から地域住民の暮らしを守るための重要な治水施設である。

そのため、常にその機能が発揮できるよう、長寿命化計画や年・月点検等に基づいて維持管理・修繕を行い、安全性の確保及び維持管理費用の縮減・平準化を推進する。

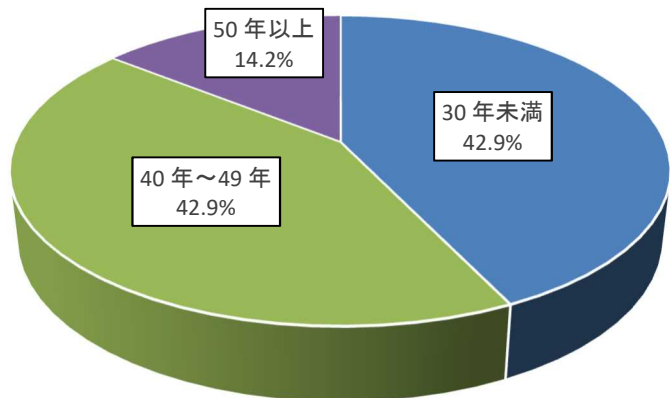
|                   |  |
|-------------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針      | ○ 年点検として、機械・電気設備については、国（国交省）が策定した「河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）」及び「河川用ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）」に準拠した点検を行う。また、土木・建築施設については、目視点検に加え、詳細調査を実施する。<br>○ 月点検として、水門やポンプの稼働確認や目視による点検を行う。 |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | ○ 長寿命化計画対象の 12 河川管理施設については、年点検や月点検を実施し、計画的に修繕・整備を行う「予防保全型」で対応する。<br>○ 長寿命化計画を策定していない施設については、適切な点検を行い、不具合が生じたら修繕・改築を行う「事後保全型」で対応する。   |
| ③安全確保の実施方針        | ○ 長寿命化計画に基づいた修繕・整備を実施するほか、点検結果をもとに適切な修繕処置を実施することにより、施設の安全を確保する。  |
| ④耐震化の実施方針         | ○ 耐震化については今後検討していく。  |
| ⑤長寿命化の実施方針        | ○ 「河川管理施設長寿命化計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減や、予算の平準化を図り、施設の適切な修繕・整備等を実施していく。   |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | —  |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | ○ 河川管理施設については、治水・利水上の観点から必要な施設であるため、長寿命化計画により設備更新の効率化を図り、必要最小限のコストで維持管理を実施していく。  |

## (9) ダム

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| ダム名             | 藤井川ダム  | 竜神ダム      | 飯田ダム  | 水沼ダム       | 花貫ダム  | 十王ダム     | 小山ダム   |
|-----------------|--------|-----------|-------|------------|-------|----------|--------|
| 位置              | 城里町下古内 | 常陸太田市下高倉町 | 笠間市飯田 | 北茨城市華川町小豆畑 | 高萩市秋山 | 日立市十王町友部 | 高萩市横川  |
| 運用開始年           | 昭和52年  | 昭和54年     | 平成4年  | 昭和41年      | 昭和48年 | 平成6年     | 平成18年  |
| 総貯水容量(千 $m^3$ ) | 4,462  | 3,000     | 2,440 | 2,230      | 2,880 | 2,860    | 16,600 |

| 整備年数    | ダム数 | 構成比   |
|---------|-----|-------|
| 30年未満   | 3   | 42.9% |
| 30年～39年 | -   | -     |
| 40年～49年 | 3   | 42.9% |
| 50年以上   | 1   | 14.2% |
| 30年未満   |     | 42.9% |
| 40年以上   |     | 57.1% |



治水のための洪水防御、利水のための用水補給（水道用水・工業用水・農業用水等）など複数の目的を有する多目的ダム

### 2 現状と課題

- 県管理ダムのうち4ダム（水沼・花貫・竜神・藤井川）は、供用開始から40年以上経過しており、全体的に老朽化が進行している。今後、ダム施設の維持管理に要する費用が大きく増加していくことが見込まれるため、ダム長寿命化計画に基づき、計画的かつ効率的に設備の更新を実施し、維持管理コストの低減を図る必要がある。

## (9) ダム

### 3 取組方針

「ダム」は治水のための洪水防御、利水のための用水補給（水道用水・工業用水・農業用水等）を行う重要施設である。

そのため、機械設備（ゲート・バルブ）や電気設備（監視用コンピュータ）などの計測機能や機器動作機能が十分保持されるよう長寿命化計画に基づき、設備の補修・更新を行うなど、適切な維持管理を実施する。

|                   |  |
|-------------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ ダム施設の日常的な点検については、随時実施する。</li><li>○ 3年に1回、国（国交省）が定めた「ダム定期検査の手引き」に基づき、土木・機械・電気の各施設について、劣化・損傷状況を確認するための定期検査を実施する。</li></ul>   |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 日常点検において危険性が高いと認められた箇所については、応急措置を実施するとともに、早期に修繕を実施する。また、ダム定期検査において指摘された事項についても、速やかに補修を実施し、ダムの機能が十分に発揮できるような状態を保つ。</li><li>○ 機器の更新に関しては、長寿命化計画において、各施設の劣化度及び重要度から更新の優先度について順位付けを行い、適切なタイミングで更新作業を実施する。</li></ul>  |
| ③安全確保の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 各種点検、検査において、適切な修繕措置を実施することにより、施設の安全を確保する。</li></ul>  |
| ④耐震化の実施方針         | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本県のダムは、河川管理施設等構造令等に準拠して設計されており、構造令に基づき設計されたダムは、「ダムの耐震性に関する評価検討委員会」において、十分な耐震性能を有しているとの結論が出されている。</li><li>○ 老朽化が進んだ施設について、適切な時期に補修・更新を実施することにより、大規模な地震の発生に備える。</li></ul>  |
| ⑤長寿命化の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 国が定めた「総合点検実施要領」などを参考とし、劣化状況の調査を行い、各ダムの現状を把握した上で、電気、機械、土木の分野ごとに長寿命化計画を策定した。</li><li>○ 長寿命化計画の策定にあたっては、「予防保全」を基本とし、各施設の劣化度及び重要度の観点から更新の優先度について順位付けを行い、ライフサイクルコストの縮減及び年度毎のコストの平準化を図った。</li><li>○ 長寿命化計画に基づき、設備の更新を実施するとともに、その後の日常点検や定期検査の結果を見ながら、計画の見直しを随時行う。</li></ul> |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | —  |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 治水・利水上の観点から必要な施設であるため、統合・廃止はできないが、長寿命化計画により設備更新の効率化を図り、必要最小限のコストで維持管理を実施していく。</li></ul>  |

## (10) 砂防関連施設

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 資産内訳       | 施設数   |
|------------|-------|
| 砂防施設       | 1,520 |
| 地すべり防止施設   | 23    |
| 急傾斜地崩壊防止施設 | 299   |
| 計          | 1,842 |

|   |   |  |
|---|---|--|
|  |  |  |
| (砂防施設)  | (地すべり防止施設)  | (急傾斜地崩壊防止施設)   |
| 大雨などによる斜面崩落や土砂流出による、下流の人家などへの被害を防止するため、砂防堰堤や溪流保全工等を整備する。                          | 降雨に伴う地下水圧の上昇等により、上層地盤が滑り出し、人家や道路が破壊されるのを防止するため、地下水排除や鋼管杭等を整備する。                   | 急斜面の崩落による人家被害や人命が失われるのを防止するため、法枠工や擁壁工等を整備する。                                       |

### 2 現状と課題

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 砂防関係施設（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）については、昭和9年から整備している。このため、経年変化による老朽化により、どの程度土砂災害防止の機能・性能が低下しているかを把握する必要があることから、点検調査を実施している。</li> <li>○ 砂防関係施設の点検調査により、施設の変状度合いを把握し、長期にわたり土砂災害防止の機能・性能を維持・確保しなければならないことから、長寿命化計画を策定し、限られた予算の中で効率的・計画的に維持管理する必要がある。</li> </ul> |
|---|

## (10) 砂防関連施設

### 3 取組方針

砂防関係施設（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）は、豪雨や長雨の影響による土砂流出や斜面変動及び斜面崩壊を防止し、土砂災害から生命及び身体に対する安全を確保するための重要な施設である。そのため、土砂災害防止の機能・性能を維持・確保するため、長寿命化計画に基づき、補修や改築を行うなど、適切な維持管理を行っていく。

|                   |  |
|-------------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針      | ○ 施設が機能不全に至る前に適切な対応を図る必要があることから、施設の劣化度合いを把握するための点検・診断を実施する。  |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | ○ 長寿命化計画に基づく点検調査の結果を踏まえ、長期にわたり土砂災害防止の機能・性能を維持・確保するための、補修・改築等を実施する。   |
| ③安全確保の実施方針        | ○ 点検・診断等により、危険性が高いと認められた箇所については、応急措置を実施するとともに、早期に補修・改築等を実施する。  |
| ④耐震化の実施方針         | ○ 砂防関係施設については、昭和 60 年の河川砂防技術基準で高さ 15 m以上の砂防えん堤や、平成 9 年の同技術基準で高さ 8 m 以上の擁壁の耐震化の検討を行うこととしている。今後、各基準の策定前に整備された施設については、長寿命化計画に基づく施設の改修を行う際に、同技術基準に基づき耐震化対策を実施していく。 |
| ⑤長寿命化の実施方針        | ○ 長寿命化計画に基づき、砂防関係施設が長期にわたり土砂災害防止の機能・性能が適切に果たせるよう、改修・維持管理を実施する。   |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | —  |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | —  |



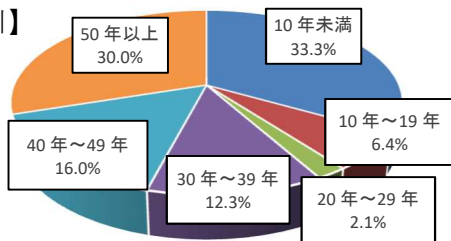
(11) 海岸保全施設

1 施設の概要（令和2年度末現在）

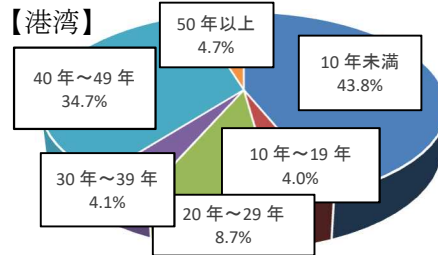
| 資産内訳 | 河川海岸   | 港湾海岸   | 漁港海岸   | 計      |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 堤防   | 14.6km | 7.2km  | 7.6km  | 29.4km |
| 護岸   | 32.0km | 18.1km | 5.1km  | 55.2km |
| 計    | 46.6km | 25.3km | 12.7km | 84.6km |

| 整備年数    | 河川海岸   |       | 港湾海岸   |       | 漁港海岸   |       | 計      |       |
|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|         | 延長(km) | 構成比   | 延長(km) | 構成比   | 延長(km) | 構成比   | 延長(km) | 構成比   |
| 10年未満   | 15.5   | 33.3% | 11.1   | 43.8% | 3.9    | 30.7% | 30.5   | 36.0% |
| 10年～19年 | 3.0    | 6.4%  | 1.0    | 4.0%  | 1.0    | 8.0%  | 5.0    | 5.9%  |
| 20年～29年 | 1.0    | 2.1%  | 2.2    | 8.7%  | 1.2    | 9.4%  | 4.4    | 5.2%  |
| 30年～39年 | 5.7    | 12.3% | 1.0    | 4.1%  | 2.4    | 18.7% | 9.1    | 10.8% |
| 40年～49年 | 7.4    | 16.0% | 8.8    | 34.7% | 1.3    | 10.3% | 17.5   | 20.7% |
| 50年以上   | 14.0   | 30.0% | 1.2    | 4.7%  | 2.9    | 22.9% | 18.1   | 21.4% |
| 30年以上   | 58.2%  |       | 43.5%  |       | 51.9%  |       | 52.8%  |       |
| 40年以上   | 46.0%  |       | 39.4%  |       | 33.2%  |       | 42.1%  |       |

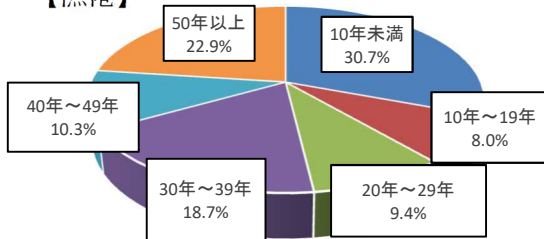
【河川】



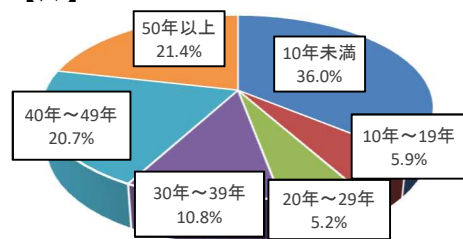
【港湾】



【漁港】



【計】



(堤防)



(護岸)

高潮若しくは津波による海水の侵入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能、若しくは海水による侵食を防止する機能のいずれか又は全ての機能を有する施設



## (11) 海岸保全施設

### 2 現状と課題

- 海岸保全施設（堤防、護岸等）については、昭和 20 年代から漁港海岸を、昭和 30 年代から河川海岸・港湾海岸をそれぞれ整備しており、整備後 50 年を経過している施設がある。
- このため、点検調査を実施し、老朽化によりどの程度機能・性能が低下しているかを把握するとともに、長期にわたり機能・性能を維持・確保するため、長寿命化計画に基づき、効率的・計画的に維持管理を行っていく必要がある。

### 3 取組方針

海岸保全施設（堤防、護岸等）は、高潮、波浪、津波及び海岸侵食等によって生じる被害から人命や財産を守る重要な施設である。

そのため、常にその機能・性能の維持と安全性が確保されるよう、施設の補修・更新を行い、適切な維持管理を行っていく。

|                   |   |
|-------------------|---|
| ①点検・診断等の実施方針      | ○ 国（国交省・農林水産省）の「海岸保全施設維持管理マニュアル」等に基づき、老朽化調査や機能診断を実施するとともに、巡視点検や定期点検、異常時点検（災害発生時）等を実施し、状況の把握に努める。                            |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | ○ 長期にわたり機能・性能を維持・確保するため、巡視や定期点検等により変状の有無を確認するとともに、今後策定する長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減や対策に必要な費用の平準化、優先順位などを考慮しつつ、計画的に修繕・改修等を実施する。 |
| ③安全確保の実施方針        | ○ 巡視や定期点検のほか、関係機関からの通報などにより施設の損傷などが確認され、危険性が高いと認められた箇所については、速やかに応急措置や安全確保措置（バリケードの設置等）を講じるとともに、早期の修繕等に努める。                  |
| ④耐震化の実施方針         | ○ 国（国交省・農林水産省）の「海岸保全施設点検マニュアル（平成 17 年 4 月策定）」に基づく点検結果等を踏まえ、必要に応じて施設の耐震化を図る。   |
| ⑤長寿命化の実施方針        | ○ 長寿命化計画に基づき、海岸保全施設が長期にわたり機能・性能が適切に果たせるよう、ライフサイクルコストの縮減や対策費用の平準化を図りながら、維持管理を行う。   |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | ○ 改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組む。  |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | ○ 地形の変化などにより防護機能が不要となった施設などが生じた場合は、施設の廃止等に取り組む。   |

## (12) 港湾施設

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 資産内訳    | 施設数 | 整備年数    | 施設数 | 構成比   |
|---------|-----|---------|-----|-------|
| 外郭施設    | 283 | 10年未満   | 64  | 8.7%  |
| 水域施設    | 72  | 10年～19年 | 74  | 10.1% |
| 係留施設    | 119 | 20年～29年 | 196 | 26.8% |
| 臨港交通施設  | 106 | 30年～39年 | 133 | 18.2% |
| 荷さばき施設  | 69  | 40年～49年 | 131 | 17.9% |
| 保管施設    | 35  | 50年以上   | 122 | 16.7% |
| 船舶役務用施設 | 31  | その他※    | 12  | 1.6%  |
| その他     | 17  | 30年以上   |     | 52.8% |
| 計       | 732 | 40年以上   |     | 34.6% |

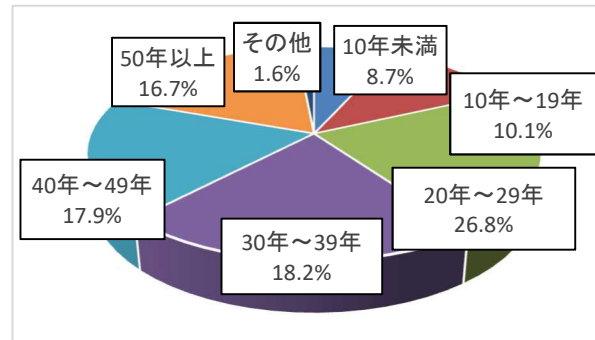
※当初浚渫不要で港湾施設とした航路・泊地

#### 【重要港湾】国際・国内海上輸送の拠点となる港

| 港名（所在市町村）              | 供用開始     |
|------------------------|----------|
| 茨城港[日立港区]（日立市）         | 昭和34年10月 |
| 〃 [常陸那珂港区]（ひたちなか市・東海村） | 平成10年12月 |
| 〃 [大洗港区]（大洗町）          | 昭和45年6月  |
| 鹿島港（鹿嶋市・神栖市）           | 昭和44年6月  |

#### 【地方港】

| 港名（所在市町村）       | 地方港指定    |
|-----------------|----------|
| 川尻港（日立市）        | 昭和33年12月 |
| 河原子港（日立市）       | 昭和33年12月 |
| 土浦港（土浦市）        | 昭和29年3月  |
| 潮来港（潮来市）        | 昭和29年3月  |
| かるの<br>軽野港（神栖市） | 昭和33年12月 |



|   |  |
|---|--|
|  |  |
| (外郭施設)  | (係留施設)   |
| 港内の静穏の確保や水深の維持、さらには港湾施設及び背後地を波浪、高潮等から防護するための施設（防波堤、防砂堤等）                            | 船舶が港湾において停泊し、貨物の積卸や乗客の乗降するために設けられた施設（岸壁、物揚場等）  |

## (12) 港湾施設

### 2 現状と課題

- 全国の港湾施設は、1970年代の高度経済成長期をピークに整備され、現在までに30～40年余りが経過している。本県においても、維持管理計画書の策定が義務づけられた665施設（技術基準対象施設）のうち、整備後30年を超える施設が半数以上を占めており、建設後50年を経過する施設もある。
- このため、今後、老朽化した施設の更新時期の集中が予測されるため、必要な機能を維持しつつ、計画的かつ適切な維持管理を実施することにより、将来の維持補修コストの削減を図ることが喫緊の課題である。

### 3 取組方針

港湾は、産業活動を支える重要な物流・産業の拠点であり、地域経済の中核である。また、災害時には重要な防災拠点となることから、常にその機能・性能の維持と安全性が確保されるよう、施設の補修・更新を行い、適切な維持管理を行っていく。

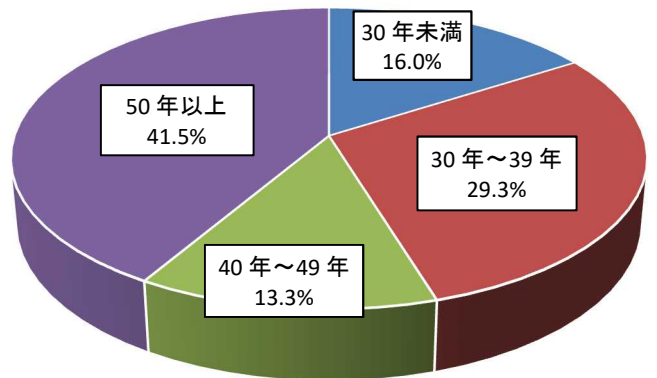
|                   |  |
|-------------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針      | ○ 令和2年度までに策定した「港湾施設維持管理計画書」に基づき、日常点検や一般定期点検・診断（概ね5年に1回）、詳細定期点検診断（概ね10年に1回）を実施する。また、健全度の低下が顕著な施設については、詳細調査を実施し、その要因を把握することに努める。 |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | ○ 点検調査の結果を踏まえ、長期にわたり機能・性能を維持・確保するための、補修・改築等を実施する。  |
| ③安全確保の実施方針        | ○ 巡視や定期点検のほか、関係機関からの通報などにより施設の損傷などが確認され、危険性が高いと認められた箇所については、速やかに応急措置や安全確保措置（バリケードの設置等）を講じるとともに、早期の修繕等に努める。                     |
| ④耐震化の実施方針         | ○ 災害時の緊急輸送道路ネットワークの機能強化を図るため、耐震強化岸壁の整備等を実施する。  |
| ⑤長寿命化の実施方針        | ○ 維持管理計画書に基づく診断結果を基に、港湾施設が長期にわたり機能・性能が適切に果たせるよう、予防保全を推進するとともに、ライフサイクルコストの削減や対策費用の平準化を図りながら、維持管理を行う。                            |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | ○ 改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組む。   |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | ○ 人口動態や社会情勢等個々の施設の需要見込を踏まえ、既存計画の見直しや、必要がなくなった施設の廃止等に取り組む。  |

**(13) 漁港施設**

**1 施設の概要（令和2年度末現在）**

| 資産内訳  | 施設数 | 整備年数   | 施設数 | 構成比   |
|-------|-----|--------|-----|-------|
| 外郭施設  | 98  | 30年未満  | 30  | 16.0% |
| 係留施設  | 57  | 30～39年 | 55  | 29.3% |
| 輸送施設  | 14  | 40～49年 | 25  | 13.3% |
| 水域施設  | 17  | 50年以上  | 78  | 41.5% |
| その他施設 | 2   | 30年以上  |     | 84.0% |
| 計     | 188 | 40年以上  |     | 54.8% |

|     | 漁港名（所在市町村）  | 漁港指定日    |
|-----|-------------|----------|
| 第3種 | 平潟（北茨城市）    | 昭和26年7月  |
|     | 大津（北茨城市）    | 昭和26年7月  |
|     | 久慈（日立市）     | 昭和26年7月  |
|     | 那珂湊（ひたちなか市） | 昭和26年7月  |
|     | 波崎（神栖市）     | 昭和26年7月  |
| 第1種 | 会瀬（日立市）     | 昭和26年7月  |
|     | 水木（日立市）     | 昭和27年10月 |
|     | 磯崎（ひたちなか市）  | 昭和27年11月 |
|     | 磯浜（大洗町）     | 昭和27年11月 |
|     | 麻生（行方市）     | 昭和27年10月 |



※第1種・・・利用範囲が地元漁業を主とするもの  
 第3種・・・利用範囲が全国的なもの

|   |  |
|---|--|
|  |  |
| (外郭施設)  | (係留施設)   |
| 漁港内への波浪や漂砂の侵入などを防ぎ、泊地を静穏に保つための施設  | 水産物の荷揚げや漁船などをつなぎ留めたり、陸置きするための施設  |

## (13) 漁港施設

### 2 現状と課題

- 県が管理する漁港は海面に8港、内水面に2港あり、規模別では利用範囲が全国に及ぶ第3種漁港が5港、地元の漁業を主とする第1種漁港が5港となっている。
- これらの漁港は、いずれも昭和20年代に漁港の指定を受けており、その後、段階的に拡張整備が図られてきたが、漁港施設のうち整備後50年以上経過している施設が約4割となっており、老朽化が進んでいる状況にある。

### 3 取組方針

漁港は水産物の生産・流通拠点として、漁業地域において必要不可欠な社会資本であり、漁港機能の維持や安全確保を図るため、以下の実施方針により取り組んでいく。

|                   |   |
|-------------------|---|
| ①点検・診断等の実施方針      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 国（水産庁）の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」に基づき、主要な漁港毎に簡易・詳細調査や機能診断を実施し、機能保全計画を策定する。</li><li>○ 日常管理計画に基づき、日常点検や定期・詳細点検、災害発生後の臨時点検等を実施し、施設の状況把握に努める。</li></ul> |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 日常点検や定期・詳細点検等により変状の有無を確認するとともに、漁港毎に策定する機能保全計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減や対策に必要な費用の平準化、優先順位などを考慮しつつ、計画的に維持・修繕・改修を進めていく。</li></ul>   |
| ③安全確保の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 日常管理計画に基づく点検のほか、関係機関（漁協、市町村等）からの通報などにより施設の損傷などが確認され、危険性が高いと認められた箇所については、速やかに応急措置や安全確保措置（バリケード設置等）を講じるとともに、早期の修繕等に努める。</li></ul>   |
| ④耐震化の実施方針         | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 主要漁港の岸壁等重要施設において、地震・津波による被災を受けにくい構造の検討を進め、災害時でも漁港機能が維持できるよう、また被災した場合でも漁港機能の復旧に要する期間が短縮できるよう、漁港施設の耐震化を優先順位をつけながら必要に応じて実施する。</li></ul>                                      |
| ⑤長寿命化の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 漁港毎に策定する機能保全計画に基づき、施設の劣化状況を的確に把握して予防保全を推進し、ライフサイクルコストの縮減及び対策に必要な費用の平準化などを考慮して対策を講じていく。</li></ul>  |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組む。</li></ul>  |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 漁船数や水揚量など港勢に応じ、適正な施設規模を維持していく。</li><li>○ 機能分担や機能集約等により不要となった漁港施設については、施設の統合や廃止等を検討する。</li></ul>   |

## (14) 下水道施設

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

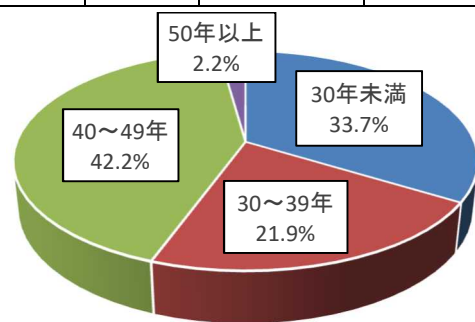
| 資産内訳 | 施設数 | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) |
|------|-----|-----|-----------------------|
| 処理場  | 8   | 8   | 253,707               |
| ポンプ場 | 42  | 28  | 29,516                |
| 計    | 50  | 36  | 283,223               |

(その他)

|           |         |
|-----------|---------|
| 管渠総延長     | 359.6km |
| 機械・電気設備点数 | 18,481  |

| 規模   | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 構成比    |
|--|-----|-----------------------|--------|
| 3,000 m <sup>2</sup> 以上                            | 9   | 257,395               | 90.9%  |
| 1,000 m <sup>2</sup> 以上<br>3,000 m <sup>2</sup> 未満 | 8   | 15,656                | 5.5%   |
| 500 m <sup>2</sup> 以上<br>1,000 m <sup>2</sup> 未満   | 11  | 7,334                 | 2.6%   |
| 500 m <sup>2</sup> 未満                              | 8   | 2,838                 | 1.0%   |
| 計  | 36  | 283,223               | 100.0% |

| 整備年数   | 建物数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 構成比   |
|--------|-----|-----------------------|-------|
| 30年未満  | 19  | 95,468                | 33.7% |
| 30～39年 | 9   | 61,897                | 21.9% |
| 40～49年 | 4   | 119,589               | 42.2% |
| 50年以上  | 4   | 6,269                 | 2.2%  |
| 30年以上  |     |                       | 66.3% |



| 事業名       | 処理場          | 供用開始    | 処理水量 (m <sup>3</sup> /日) |
|-----------|--------------|---------|--------------------------|
| 鹿島臨海特定公共  | 深芝処理場        | 昭和45年9月 | 115,539                  |
| 霞ヶ浦常南流域   | 利根浄化センター     | 昭和51年6月 | 113,368                  |
| 霞ヶ浦湖北流域   | 霞ヶ浦浄化センター    | 昭和54年1月 | 80,371                   |
| 霞ヶ浦水郷流域   | 潮来浄化センター     | 昭和61年4月 | 5,812                    |
| 那珂久慈流域    | 那珂久慈浄化センター   | 平成元年4月  | 88,896                   |
| 利根左岸さしま流域 | さしまアクアステーション | 平成9年6月  | 7,581                    |
| 鬼怒小貝流域    | きぬアクアステーション  | 平成11年7月 | 5,254                    |
| 小貝川東部流域   | 小貝川東部浄化センター  | 平成15年4月 | 3,941                    |



(処理場)



(ポンプ場)

流域内市町村から集めた下水を、最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するための施設

下水道管（高低差による自然流下）により流れてきた汚水を途中でくみ上げ、処理場へ送るための中継施設



## (14) 下水道施設

### 2 現状と課題

|  |
|--|
| ○ 下水道ストックマネジメント支援制度に基づき、「ストックマネジメント計画」を平成30年度から令和元年度まで順次策定し、主に耐用年数の短い機械・電気設備について改築・更新等を実施している。 |
| ○ 今後、機械・電気設備に加え、土木・建築構造物等の老朽化が進行し大規模な改築等が集中することが見込まれることから、更新等費用の増大が見込まれる。                      |

### 3 取組方針

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水環境保全等の役割を担っており、必要不可欠な社会資本であることから、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、適正な維持管理を行うとともに、計画的かつ効率的に改築更新を行う。

|                   |   |
|-------------------|---|
| ①点検・診断等の実施方針      | ○ 国（国交省）の「ストックマネジメントガイドライン」に基づき、健全度等定量的な指標による状況の把握に努める。<br>○ 点検結果は、修繕・改築対応だけでなく、次回以降（5年毎）の点検方法の見直し等に活用する。   |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | ○ 定期点検・診断結果により、各施設の劣化状態を把握し、予防保全（状態監視保全、時間計画保全※）及び事後保全により対策を実施する。<br>※「状態監視保全」は、設備の劣化状況等に応じた対策を行う方法であるのに対し、「時間計画保全」は、劣化状況の把握が困難な設備に対し、予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う方法をいう。<br>○ 経済性を考慮のうえ、故障した際に社会的に影響が大きい管渠、汚水ポンプなどの施設や重要設備で代替機がない汚泥焼却炉を優先的に修繕・改築実施する。 |
| ③安全確保の実施方針        | ○ 安全上の問題が発生した場合には、施設能力を維持しつつ、直ちに修繕または更新を行う。   |
| ④耐震化の実施方針         | ○ 次のとおり段階的（短期・中期・長期）な目標を定め、被災時における最低限の処理機能を確保する減災を考慮した対策を進める。<br>・短期（概ね5年）：管理本館棟等職員（作業員）の人命を優先すべき施設の耐震化を進める。<br>・中期（概ね10年）：被災時に最低限の処理機能を確保すべき施設の対策を進める。<br>・長期：施設の改築時に対象となる施設の耐震化を進める。  |
| ⑤長寿命化の実施方針        | ○ 「ストックマネジメントガイドライン」に基づき、計画的かつ効率的な改築更新を行う。  |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | —   |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | ○ 人口動態等を踏まえ、既存計画の見直し等を行い、下水道施設の費用対効果が向上するよう努める。   |

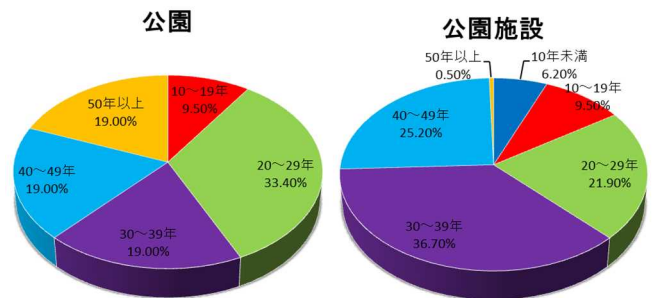
**(15) 都市公園**

**1 施設の概要（令和2年度末現在）**

|     |               | 公 園<br>(運動公園・緑地以外) |           |           |           |           | 運動公園 | 緑地  | 計      |
|-----|---------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|-----|--------|
|     |               | 県央<br>6公園          | 県北<br>1公園 | 県南<br>3公園 | 県西<br>2公園 | 鹿行<br>2公園 | 2公園  | 4公園 |        |
| 箇所数 | 園路広場(橋等)      | 845                | 50        | 108       | 148       | 79        | 50   | 122 | 1,402  |
|     | 修景施設(噴水等)     | 265                | 8         | 256       | 230       | 70        | 13   | 34  | 876    |
|     | 休養施設(ベンチ・四阿等) | 446                | 105       | 383       | 506       | 142       | 13   | 124 | 1,719  |
|     | 遊戯施設(遊具等)     | 6                  | 18        | 32        | 52        | 16        | 25   | 16  | 165    |
|     | 運動施設(テニスコート等) | 1                  | 36        | 38        | 127       | -         | 60   | 8   | 270    |
|     | 教養施設(史跡等)     | 29                 | 4         | 16        | 2         | 3         | 9    | -   | 63     |
|     | 便益施設(駐車場等)    | 100                | 28        | 51        | 83        | 17        | 42   | 6   | 327    |
|     | 管理施設(管理事務所等)  | 2,578              | 541       | 906       | 1,426     | 419       | 150  | 437 | 6,457  |
|     | その他公園施設       | -                  | -         | -         | 6         | 7         | -    | -   | 13     |
|     | 計             | 4,270              | 790       | 1,790     | 2,580     | 753       | 362  | 747 | 11,292 |

※長寿命化計画策定済み20公園の施設数を計上

| 整備年数   | 公 園 |       | 公園施設  |       |
|--------|-----|-------|-------|-------|
|        | 公園数 | 構成比   | 施設数   | 構成比   |
| 10年未満  | -   | -     | 1,008 | 6.2%  |
| 10～19年 | 2   | 9.5%  | 1,988 | 9.5%  |
| 20～29年 | 7   | 33.4% | 3,995 | 21.9% |
| 30～39年 | 4   | 19.0% | 1,797 | 36.7% |
| 40～49年 | 4   | 19.0% | 1,245 | 25.2% |
| 50年以上  | 4   | 19.0% | 897   | 0.5%  |



※公園施設数は長寿命化計画策定済み20公園の施設数を計上





## (15) 都市公園

### 2 現状と課題

- 県営都市公園は、21 公園あり、そのうち 12 公園が開設してから 30 年以上経過している。
- 都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や財政負担の平準化を図るため、平成 26 年度までに「公園施設長寿命化計画」を 20 公園で策定した。

### 3 取組方針

県営都市公園は、住民の憩いの場や余暇・健康増進活動の場となるほか、災害時の避難地や支援物資の輸送・集積等の活動拠点としての役割も持ち、公園の有する機能を将来にわたって健全に維持していく必要があることから、既存施設の老朽化に対して適切な維持保全・補修・更新等を実施する。

|                   |  |
|-------------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 一般施設は、対象施設全体及び主要部材について目視等により確認し、写真や「調査票」に整理する。</li><li>○ 遊具は、劣化や損傷状況だけでなく、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国交省）及び「遊具の安全に関する規準」（日本公園施設業協会）に基づき日常点検、年 1 回の定期点検を実施する。</li><li>○ 土木構造物は、擁壁（RC 造 H2.0m 以上）・橋梁（L10.0m 以上、ただし鋼橋は全て）・木橋等の種別ごとに、既往マニュアル等に準じて調査を実施する。</li><li>○ 建築物は、面積 10 ㎡以上の建築物を対象として、既往の点検結果資料等を基礎資料として、主に目視による調査を行う。</li><li>○ 健全度調査で得られた情報を基に、公園施設ごとの劣化や損傷の状況、安全性などを総合的に確認し、公園施設の補修・更新の必要性や緊急性について、総合的に判定を行う。</li></ul> |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 公園施設を予防保全型と事後保全型の管理区分に分類し、計画的な補修・更新を実施する。</li><li>○ 施設の老朽化が重大な事故につながる恐れがあるなど、利用者の危機に直結するものや、有料公園施設及び公園利用者への影響が大きいと判断される施設など、施設の補修もしくは更新に対する緊急度が高いと判断されるものを優先して対策を実施する。</li></ul>   |
| ③安全確保の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 点検や巡視により、公園施設に損傷等が発見された場合は、優先度を見極め、対策を実施する。また、速やかな対策を実施できない場合は、使用禁止の措置を講じる。</li></ul>  |
| ④耐震化の実施方針         | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 計画対象施設については、耐震診断の結果、耐震性能は確保されている。</li></ul>  |
| ⑤長寿命化の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な補修・更新を実施し、ライフサイクルコストの削減、予算の平準化を図り、公園施設の長寿命化を進める。</li></ul>  |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組む。</li></ul>   |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 公募設置管理制度（Park-PFI）を活用する等、民間投資を誘導することにより維持管理区域の減少、管理費用の低減を図る。</li></ul>   |

## (16) 農業水利施設

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 資産内訳 | 数量  | 頭首工<br>(50年) |     | 機場<br>(20年) |     | 樋門<br>(30年) |     |       |
|------|-----|--------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|-------|
|      |     | 数量           | 構成比 | 数量          | 構成比 | 数量          | 構成比 |       |
| 頭首工  | 11  |              |     |             |     |             |     |       |
| 機場   | 123 |              |     |             |     |             |     |       |
| 樋門   | 58  |              |     |             |     |             |     |       |
| 計    | 192 |              |     |             |     |             |     |       |
|      |     | 経過           | 2   | 18.2%       | 70  | 56.9%       | 27  | 46.6% |
|      |     | 未経過          | 9   | 81.8%       | 53  | 43.1%       | 31  | 53.4% |

|   |   |  |
|---|---|--|
|  |  |  |
| とうしゅこう<br>(頭首工)   | きじょう<br>(機場)  | ひもん<br>(樋門)  |
| 河川からかんがい用水を取り入れるための施設   | かんがい用水や農地からの排水をポンプによって流す施設  | 取水や排水のために河川や水路に設置され、水量や水位を調整する施設   |

### 2 現状と課題

- 県内にある県営事業で造成された基幹的な農業水利施設は、半数以上が耐用年数を超過するなど、施設の老朽化が進み、補修等に要する費用が増加している。
- 農業水利施設は、食料生産を支える重要なインフラであるのみならず、農村地域の防災・減災といった公益的な役割も果たしていることから、財政的な制約も考慮しつつ、これまで以上に効率的な補修・更新に取り組み、これらの機能を将来にわたり安定的に発揮させる必要がある。
- 農業水利施設の所有者、管理者、長寿命化対策実施者が異なる場合が多いため、これらの関係者が一丸となり、ライフサイクルコストの縮減に向けた保全管理体制の構築が必要である。
- インフラ機能を維持するための技術力を持った人材の確保は、人口減少が見込まれるなか、難しくなっているが、継続的に長寿命化対策を実施するために必要な人材及び体制を確保していかなければならない。

## (16) 農業水利施設

### 3 取組方針

農業水利施設には頭首工や機場、樋門などがある。

施設管理者による適切な日常点検・施設監視や県等による機能診断の結果から機能保全計画を策定し、機能保全計画に基づく対策工事を適時適切に実施することにより、施設の長寿命化を図る。

|                   |  |
|-------------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 農業水利施設の機能診断は県等が主体として、日常点検・施設監視については施設管理者が主体となって実施する。</li><li>○ 施設管理者に対して、点検・監視の重要性の周知や、精度向上のための研修会の開催、点検様式の提供を行う。</li><li>○ 適時適切な対策工事を実施するため、点検、診断、監視、対策のそれぞれの段階の情報を関係者間で共有できるよう、体制を強化する。</li></ul>                                  |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 機能保全計画の策定と対策工事は、県等が主体となって実施する。</li><li>○ 機能保全計画をベースとしつつ、日常点検や施設監視結果も踏まえた弾力的な対策工事を適時適切に実施する。</li></ul>  |
| ③安全確保の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設の重要度、健全度から優先順位を決め、適時に適切な工法で対策を実施することにより、施設の安全を確保する。</li></ul>  |
| ④耐震化の実施方針         | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害時における施設機能確保のための耐震化は、国の動向も注視しつつ、施設の機能や状況に応じて、検討を進める。</li></ul>  |
| ⑤長寿命化の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設毎の機能保全計画に基づき、長寿命化対策に取り組む。</li><li>○ 耐用年数到来時に再建設する従来型の対策ではなく、施設の劣化が致命的な状況になる前に、施設の時系列的な状態の把握、想定する複数の対策シナリオについて劣化等の進行予測を行うと共に、施設の変状について継続監視を行い、適切な補修・補強等を行う予防保全対策を実施する。</li><li>○ 機能診断の結果、施設の重要度、健全度から優先順位を決めて長寿命化対策を実施する。</li></ul> |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | —  |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域情勢や社会情勢の変化とともに、単に施設の延命化を図る対策工事を行うよりは、水利システムの抜本的な見直しや、施設規模の大幅な見直しを行う方がむしろ長期的なコスト低減に繋がるケースにおいては、単に延命化対策を選択するのではなく、長期的視点に立って、最も合理的な対策工法を選択するよう、柔軟に対応する。</li></ul>   |

## (17) 治山施設

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 対象施設 |         | 施設数                | 概要                                  |
|------|---------|--------------------|-------------------------------------|
| 山地   | 溪間工     | 3,617 基            | 溪流からの土砂流出防止などのため設置する治山ダム工、流路工、護岸工など |
|      | 山腹工     | 3,784 基            | 山腹崩壊の拡大の防止などのため設置する土留工、緑化工など        |
|      | 地すべり防止工 | 58 基               | 地すべりの滑動を防止するためのアンカー工、鋼管杭工など         |
|      | 計       | 7,459              |                                     |
| 海岸   | 海岸治山施設  | 21.8 km<br>(448 基) | 海岸防災林を保全するための防潮護岸工など                |
| 合計   |         | 7,907 基            |                                     |



(溪間工)

溪流の侵食の防止により溪床の安定、山脚の固定及び土砂の流出の抑止・調節等を図る施設



(海岸治山施設)

波浪、高潮、津波等による海岸防災林の侵食を防止する施設

### 2 現状と課題

- 治山事業は、森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害等から地域の安全・安心の確保等を図ることを目的として、山地部に治山ダム等や海岸部に防潮護岸等を整備している。
- これらの中には、設置から相当の年数が経過したものや、海岸部等の自然条件の厳しい箇所に設置されたものもあるため、施設の劣化や損傷等が生じるおそれがある。
- 治山施設の点検・診断等を効率的に実施し、施設の機能が適正に発揮されるよう、自然環境に応じた維持管理・更新等について、平準化を図りつつ対応していく必要がある。

## (17) 治山施設

### 3 取組方針

治山施設は、森林の維持・造成を通じて山地等に起因する災害から人家や公共施設等を保全するものであり、施設の機能を将来にわたって効果的・効率的に確保するため、適切な維持管理を実施する。

|                   |   |
|-------------------|---|
| ①点検・診断等の実施方針      | ○ 国（林野庁）の「治山施設個別施設計画策定マニュアル」等に基づき、治山施設の点検を実施しており、点検の結果、健全度の低下が顕著な施設については、詳細調査を実施し、その要因の把握に努める。          |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | ○ 施設の特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、老朽化等による機能低下が軽微な段階で予防的な補修・機能強化を実施し、効率的な機能の保持・回復を図る。                           |
| ③安全確保の実施方針        | ○ 点検・診断等により、施設の機能が著しく低下したと認められた箇所については、応急措置を実施するとともに、早期に補修や機能強化等を実施する。                                  |
| ④耐震化の実施方針         | ○ 国（林野庁）の「治山施設個別施設計画策定マニュアル」等に基づく点検結果等を踏まえ、必要に応じて施設の耐震化を図る。   |
| ⑤長寿命化の実施方針        | ○ 国の「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」等に基づき、治山施設に係る長寿命化計画を策定し、予防保全を推進するとともに、ライフサイクルコストの縮減や対策費用の平準化を図りながら、適切な維持管理を行う。 |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | —   |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | ○ 治山施設の効用により斜面の安定や溪岸の侵食防止等が図られ、健全な森林に回復した箇所については、計画の対象から除外する。   |

## (18) 水道施設

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 資産内訳 | 施設数 | 備考                  |
|------|-----|---------------------|
| 浄水場  | 11  | 上水 4, 工水 1, 上水・工水 6 |
| ポンプ場 | 11  | 上水 9, 工水 2          |
| 取水場  | 10  | 上水 4, 工水 4, 上水・工水 2 |
| 計    | 32  |                     |



(浄水場)

| 浄水場<br>(給水開始)  | 給水能力(m <sup>3</sup> /日) |             |
|----------------|-------------------------|-------------|
|                | 水道用水                    | 工業用水        |
| 霞ヶ浦 (昭 35. 12) | 155, 675                | —           |
| 利根川 (昭 57. 4)  | 100, 000                | —           |
| 阿見 (平 7. 4)    | 50, 400                 | 40, 000     |
| 鹿島 (昭 43. 8)   | 78, 000                 | 810, 000    |
| 鱒川 (昭 57. 7)   | 30, 000                 | 75, 000     |
| 関城 (平 6. 11)   | 37, 400                 | 10, 700     |
| 新治 (昭 63. 4)   | 8, 000                  | 12, 500     |
| 水海道 (平 5. 9)   | 34, 600                 | 41, 800     |
| 水戸 (平 7. 7)    | 54, 000                 | —           |
| 涸沼川 (平 4. 1)   | 24, 000                 | —           |
| 那珂川 (昭 41. 10) | —                       | 122, 680    |
| 計              | 572, 075                | 1, 112, 680 |

| 資産内訳  | 延長       | 法定耐用年数(40年)超過 |        | 耐震適合管※ |        |
|-------|----------|---------------|--------|--------|--------|
|       |          | 延長            | 老朽化率   | 延長     | 耐震適合率  |
| 水道水管路 | 906km    | 102km         | 11. 3% | 548km  | 60. 5% |
| 工業水管路 | 664km    | 115km         | 17. 4% | 278km  | 41. 9% |
| 計     | 1, 570km | 217km         | 13. 8% | 826km  | 52. 6% |

※耐震適合管：地盤の性状を考慮し耐震性があると評価できる管

### 2 現状と課題

- 企業局では、市町村（水道事業者）に代わって水源を確保し、水道水を市町村に供給する水道用水供給事業及び企業の生産活動に必要な工業用水を供給する工業用水道事業を行っている。
- 水道施設は、昭和 30 年代後半から整備が始まり老朽化が進んでいる。管路については、老朽化と共に耐震化率が低く、水道管路で 57. 8%、工水管路で 35. 9%となっている。
- 東日本大震災では、広域停電により一時はすべての浄水場で送・配水停止に陥った。また、企業局が所管している 11 浄水場のうち、新治浄水場を除く 10 浄水場が沈澱池のひび割れや電気機械設備の損傷等、合計 76 箇所で大規模な被災を受けた。また、管路では亀裂の発生や継手部離脱等合計 130 箇所で大規模な被災を受けた。
- 今後、多くの水道施設が更新時期を迎えることから、アセットマネジメント手法を導入し、中長期的な視点に立ち、効率的に経営を進めていくことが重要となっている。このため、各事業の需要把握に努め、財政基盤の強化を図る。また、将来に向け事業の統合、広域化等の検討を行い、計画的かつ効率的な経営の推進により、持続可能な事業を行う。



## (18) 水道施設

### 3 取組方針

水が安全で安定的に供給されることは、県民生活や産業活動にとって欠くことのできない条件であることから、以下の実施方針により適切な維持管理・更新を行う。

|                   |  |
|-------------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 電気・機械設備については、「標準保守管理周期表」を用いて各種点検を実施する。</li><li>○ 点検内容は、職員等による「日常点検」、職員または業者による消耗部分の交換及び各種試験・調整を行う「普通点検」、予防保全を目的とし、一定の周期でメーカーが分解整備を行う「精密点検」を行う。</li><li>○ 管路については、巡視及び弁類・弁室の点検・清掃を定期的に行い、事故防止に努める。</li></ul>  |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保守点検や修繕等による長寿命化を図りつつ、老朽化の進展にあわせ、アセットマネジメント手法を導入しながら計画的な改築・更新を行う。</li></ul>   |
| ③安全確保の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 老朽化により機能低下が懸念される施設の計画的な更新、また地震などの自然災害や水質事故等に備えた危機管理対策、さらに水源水質の変化や水質基準の見直しに対応した新たな浄水処理手法の実用化に向けた実証実験を推進し、施設の運転・維持管理体制及び水質管理体制を強化するなど、信頼性の高い強靱な事業の展開を行う。</li></ul>   |
| ④耐震化の実施方針         | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 南関東直下型地震等を想定し、平成 12 年度から管理本館や水管橋など水道施設の耐震化を進めるとともに、災害時の浄水場間のバックアップ機能を確保するため、同じ広域水道事業のエリア内における緊急連絡管の整備を行った。</li><li>○ 東日本大震災の被害状況を踏まえ、管路の更新（耐震化）事業を進めるとともに、水道施設の更なる耐震化や広域水道事業間における緊急連絡管の整備を進める。</li></ul>   |
| ⑤長寿命化の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>○ アセットマネジメントを効果的に運用していくためには、将来にわたる更新需要を正確に把握することが重要であり、現有資産をデータベース化したうえで、劣化診断等による施設・管路の余寿命を把握し、更新需要の算定を行う。</li><li>○ 更新需要の試算にあたり、法定耐用年数を踏まえつつ、電気や機械設備については、これまでに実施した浄水場の診断調査をもとに、2段階で更新を行う。具体的には、監視制御設備は電子部品の交換対応による長寿命化を図りながら、機能・設備診断を踏まえて、供用開始から 20 年経過後に必要な機器等の更新を行う。また、その他の電気・機械・計装は、日常の保守点検や修繕をきめ細やかに行うことによる長寿命化を図りながら、機能・設備診断を踏まえて、供用開始から 30 年経過後に必要な機器等の更新を行う。</li><li>○ 管路については、耐食性のある塗装等により被覆した施工や、既設管の腐食速度による健全度の調査結果を踏まえ、更新年数を 55 年から 65 年として更新を行う。今後、AI 等を活用した余寿命診断を行いより効率的な更新を検討していく。</li></ul> |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | —  |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 県民生活環境部と連携し、受水団体と情報交換しながら事業の統合や広域化等について検討を行う。</li></ul>  |

## (19) 交通安全施設

### 1 施設の概要（令和2年度末現在）

| 資産内訳  | 数量       |
|-------|----------|
| 信号制御機 | 6,238 基  |
| 信号柱   | 33,006 本 |
| 信号灯器  | 77,104 灯 |

| 資産内訳 |      | 数量        |
|------|------|-----------|
| 道路標識 |      | 164,111 本 |
| 道路標示 | 横断歩道 | 36,688 本  |
|      | 実線標示 | 4,421 km  |

| 整備年数   | 信号制御機   |       | 信号柱      |       | 信号灯器     |       |
|--------|---------|-------|----------|-------|----------|-------|
|        | 数量      | 構成比   | 数量       | 構成比   | 数量       | 構成比   |
| 20年未満  | 5,985 基 | 95.9% | 14,502 本 | 43.9% | 52,684 灯 | 68.3% |
| 20～29年 | 223 基   | 3.6%  | 7,819 本  | 23.7% | 17,179 灯 | 22.3% |
| 30～39年 | 30 基    | 0.5%  | 5,454 本  | 16.5% | 6,599 灯  | 8.6%  |
| 30年以上  | 30 基    | 0.5%  | 10,685 本 | 32.4% | 7,241 灯  | 9.4%  |
| 40年以上  | —       | —     | 5,231 本  | 15.9% | 642 灯    | 0.8%  |



### 2 現状と課題

信号機を始めとした交通安全施設は、交通の安全と円滑を図る上で高い効果を発揮するものであり、計画的に整備を推進し、交通事故を抑止してきた。

一方、交通安全施設の大量更新期を迎えるに当たり、全国では老朽化を原因とする道路標識等の倒壊・傾斜等事案が発生しており、適切な維持管理及び計画的な更新が課題となっている。



## (19) 交通安全施設

### 【これまでの取組】

- 定期的な点検等により、劣化した施設の早期発見、更新に努めている。
- 信号機の設置に当たっては、事前に交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等を調査・分析し、真に必要性の高い場所に信号機を設置している。また、交通環境の変化等により、交通量が減少し、利用頻度が低下した信号機については、信号機の撤去やより必要性の高い交差点への信号機の移設を検討するなど、ストック数の増加の抑制を図っている。
- 信号灯器及び灯火式標識については、消費電力が少なく、視認性の向上にも資するLED灯器への更新を積極的に進め、ランニングコストの削減に取り組んでいる。

### 3 取組方針

「交通安全施設」は、信号機、道路標識、道路標示のほか、交通管制センター、交通情報板、光ビーコン等、様々な施設で構成されている。

これらの施設は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図ることなどを目的に設置されるもので、県民の日常生活や社会経済活動を支える社会資本として不可欠のものであることから、その効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理・更新等を実施する。

|                   |  |
|-------------------|--|
| ①点検・診断等の実施方針      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期的に点検等を実施し、施設の老朽化の現状について確実な把握に努める。</li> <li>○ 経年変化による老朽化状況に加え、塩害による腐食等、設置環境を要因とする劣化状況についても分析を行い、適切な更新計画の策定に活用する。</li> </ul>  |
| ②維持管理・修繕・改修等の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通の安全と円滑を確保するため、より効果の高いものに予算を効果的かつ効率的に措置するなど、持続可能な交通安全施設の整備を推進する。</li> <li>○ 「交通安全施設管理計画」に基づき、交通管制システムの整理統合、高機能の機器類のダウングレード化、新技術の導入等により維持管理等に係るトータルコストの中長期的な縮減・平準化を図る。</li> </ul> |
| ③安全確保の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検等により、危険性が高いと認められた場合は、緊急的な修繕等を行うとともに、更新・撤去等必要な措置を講じ、安全確保を図る。</li> </ul>  |
| ④耐震化の実施方針         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通事故、交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の設置を推進する。</li> </ul>   |
| ⑤長寿命化の実施方針        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「交通安全施設管理計画」に基づき、耐用年数を設定するとともに、メンテナンスサイクルの構築による施設の安全性の確保とトータルコストの縮減・予算の平準化の両立を図り、施設の長寿命化を効率的に進める。</li> </ul>  |
| ⑥ユニバーサルデザイン化の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組む。</li> </ul>   |
| ⑦統合・廃止の実施方針       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路交通環境の変化に伴い、必要性の低下した交通安全施設については、撤去若しくは必要性がある箇所への移設を検討することとし、ストック数増加の抑制を図る。</li> </ul>  |